

Kodak Gray Scale

© Kodak, 2007 TM: Kodak



A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19



inches 1 2 3 4 5 6 7 8  
cm 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19

Kodak Color Control Patches

© Kodak, 2007 TM: Kodak



# 法務年鑑

昭和 28 年

法 務 省

ト工-1B  
-66







# 法務年鑑

昭和 28 年

法務省









# 法務年鑑(昭和28年)目次

◇法務省機構圖(昭和28年12月31日現在).....(見返し)

## I 組 織

1 法務省設置法	1
2 法務省組織令	8
3 法務省組織規程	20
4 法務省職員定数規程	23
5 国家行政組織法	27
6 行政機關職員定員法	29

## II 会 計

1 予 算	31
(1) 法務省所管 昭和29年度政府職員予算定員表	31
1 法務本省	31
2 法務研修所	32
3 法務局	32
4 最高檢察庁	32
5 高等檢察庁	33
6 地方檢察官署	33
7 矯正管区	34
8 矯正研修所	34
9 刑務所	34
10 少年院	35
11 少年鑑別所	35
12 巢鴨刑務所	36
13 地方更生保護委員会	36
14 保護観察所	36
15 地方入国管理官署	37
16 公安審査委員会	37
17 公安調査庁	38
(2) 法務省主管 昭和29年度歳入予算額	39
(3) 法務省所管 昭和29年度歳出予算額項目別表	41
◇ 昭和28年度法務官署管轄費	49
2 財 産	50
法務省所管 国有財産現在額	50



(1) 行政財産(公用財産) .....	50
(2) 普通財産 .....	52
(3) 特別会計 .....	52

### III 本省

1 内部部局 .....	55
--------------	----

(1) 大臣官房 .....	55
----------------	----

イ 秘書課—広報連絡室	ロ 人事課	◇ 検察官適格審査会
ハ 調査課—法規室	統計室	法務図書館*
ニ 経理部—管理課	主計課	営繕課—設計室
任用関係取扱件数〔人事課〕 .....	58	
昭和28年度刊行法務資料書目〔調査課〕 .....	62	
昭和28年度刊行司法制度調査資料書目〔同上〕 .....	62	
刊行資料配布表〔同上〕 .....	63	
各種組合及びその他法人登記の名称調〔統計室〕 .....	70	
登記の総数累年比較〔同上〕 .....	84	

* 法務図書館 (国立国会図書館支部法務図書館) .....	85
--------------------------------	----

目的 .....	85
沿革 .....	85
業務の内容 .....	85
蔵書 .....	85
職員 .....	86
予算 .....	86
施設 .....	86
業務実施の概況 .....	87
業務に関係ある法規・指示等について .....	89
図書資料受入数 .....	87
図書資料整理冊数 .....	88
図書資料の閲覧及び館外貸出 .....	88
図書資料に関する問合せに対する回答 .....	89
新収図書資料その他通報 .....	89

(2) 民事局 .....	94
---------------	----

イ 第一課	ロ 第二課	ハ 第三課	ニ 第四課
ホ 第五課	ヘ 参事官室		
戸籍・住民登録事件表 第1表ないし第7表〔第二課〕 .....	103		
一般登記数表〔第三課〕 .....	109		
土地台帳事務処理表〔同上〕 .....	112		

家屋台帳事務処理表〔第三課〕 .....	114
司法書士数調〔同上〕 .....	116
司法書士取扱事件年計表〔同上〕 .....	118
土地家屋調査士員数調〔同上〕 .....	122
土地家屋調査士取扱事件年計表〔同上〕 .....	123
供託金年計表〔第四課〕 .....	127
供託有価証券年計表〔同上〕 .....	129

(3) 刑事局 .....	134
---------------	-----

イ 総務課	ロ 刑事課	ハ 公安課	ニ 参事官室
-------	-------	-------	--------

(4) 矯正局 .....	146
---------------	-----

イ 総務課	ロ 矯正調査課	ハ 保安課	ニ 作業課
ホ 医療分類課	ヘ 教育課		

昇格人員表〔総務課〕 .....	148
矯正職員級別定数一覧表〔同上〕 .....	149
矯正関係職種等級別一覧表〔同上〕 .....	151
28年度矯正関係予算〔同上〕 .....	152
矯正施設の数並びに収容定員〔同上〕 .....	153
最近における事故の趨勢〔保安課〕 .....	157
刑務事故月別件数人員表〔同上〕 .....	158
保護少年の逃亡事故月別件数人員表〔同上〕 .....	158
最近10年間の刑務所の経費と作業収入額〔作業課〕 .....	160
作業製品の需要先調〔同上〕 .....	160
受刑者の就業状況〔同上〕 .....	161
死亡表〔医療分類課〕 .....	161
分類級別施設数〔同上〕 .....	162
年間新入受刑者分類級別人員〔同上〕 .....	163
構外作業適格者調〔同上〕 .....	163
受刑者の精神状況調〔同上〕 .....	163
分類級別による受刑者再入率調〔同上〕 .....	163
保護少年精神状況調〔同上〕 .....	164
年間鑑別終了者数〔同上〕 .....	164
収容者栄養摂取量〔同上〕 .....	165
指紋対照による前科発見百分比10年比較〔同上〕 .....	166
指紋対照並びに前科発見その他10年比較〔同上〕 .....	166
指紋対照及び前科発見並びに指紋原紙取扱最近10カ年比較表〔同上〕 .....	167

(5) 保護局 .....	170
---------------	-----



イ 総務課	ロ 調査連絡課	ハ 観察課	ニ 恩赦課	
ホ 特別調査課				
	地方更生保護委員会事務処理状況〔観察課〕	177		
	保護観察状況調〔同上〕	180		
	保護観察終了の期間調〔同上〕	181		
	保護観察終了の事由調〔同上〕	182		
	恩赦事件年表〔恩赦課〕	184		
	巣鴨刑務所所在者異動状況〔特別調査課〕	188		
	仮出所勧告状況〔同上〕	189		
	個別赦免勧告状況〔同上〕	190		
	関係国の許可状況〔同上〕	191		
	仮出所者保護監督状況〔同上〕	192		
(6) 訟務局		193		
イ 第一課	ロ 第二課	ハ 第三課	ニ 第四課	
ホ 第五課	ヘ 第六課			
	民事争訟事件表	197		
	民事事件処理一覧表	199		
	民事事件各行政庁別内訳表	202		
	民事事件件数表	202		
	一般行政事件地方裁判所別受理件数表	203		
	一般行政事件高等裁判所別受理件数表	205		
	一般行政事件最高裁判所受理件数表	205		
	農地関係事件処理一覧表	206		
	一般行政事件(農地関係を除く)処理一覧表	207		
	税関係訴訟事件処理一覧表	208		
(7) 人権擁護局		209		
イ 第一課	ロ 第二課	ハ 第三課		
	人権擁護委員年次別委嘱状況〔第一課〕	210		
	人権擁護委員職業別分類表〔同上〕	211		
(8) 入国管理局		216		
イ 総務課	ロ 入国審査課	ハ 資格審査課	ニ 審判課	
ホ 警備課	ヘ 登録課			
	28年中に入港した審査の対照となる船舶数〔入国審査課〕	219		
	資格審査件数〔資格審査課〕	222		
2 附属機関		229		
(1) 法務研修所		229		
	法規：イ)法務省設置法抜萃	ロ)法務研修所組織規程	229	

機構の概要	230	
業務の実施状況	231	
(2) 矯正研修所	235	
法規：イ)法務省設置法抜萃	ロ)矯正研修所組織規程	235
業務の内容	236	
研修の実施状況	238	
その他	239	
(3) 巣鴨刑務所	240	
法規：イ)関係法規	ロ)巣鴨刑務所組織規程	240
所在地	242	
(4) 入国者収容所	242	
法規：入国者収容所組織規程	242	
入国者収容所所在地表	243	
(5) 中央更生保護審査会	244	
業務の内容	244	
業務の実施状況	244	
(6) 法制審議会	244	
法規：法制審議会令	244	
目的及び組織	244	
業務の実施状況	244	
(7) 民事行政審議会	246	
法規：民事行政審議会令	246	
業務の内容及び実施状況	246	
(8) 矯正審議会	247	
法規：矯正審議会令	247	
目的	249	
業務の内容及び実施状況	249	
(9) 更正保護事業審議会	250	
法規：更生保護事業審議会令	250	
業務の内容	250	
業務の実施状況	251	
(10) 保護司選考会	251	
法規：保護司選考に関する規則	251	
組織及び目的	252	
(11) 副検事選考審査会	253	
目的	253	
業務の実施状況	253	



(12) 検察官特別考試審査会	253
目的	253
内容	253
業務の実施状況	253
(13) 公証人審査会	254
法規：公証人審査会令	254
業務の内容	254
業務の実施状況	255
(14) 土地家屋調査士試験委員	256
法規：土地家屋調査士試験委員令	256
業務の実施状況	256
3 地方支分部局	257
(1) 法務局及び地方法務局	257
法規：法務局及び地方法務局組織規程	257
法務局・地方法務局の所在地及び管轄区域	259
法務局・地方法務局の支局及び出張所の名称と数	262
(2) 矯正管区及び矯正施設	272
(イ) 矯正管区	272
法規：矯正管区組織規程	262
矯正管区の名称、所在地及び管轄区域	273
(ロ) 監獄	273
法規：1) 関係法規 2) 刑務所、少年刑務所及び拘置所組織規程	273
刑務所、少年刑務所及び拘置所の数	277
刑務所の名称及び所在地	277
少年刑務所の名称及び所在地	279
拘置所の名称及び所在地	279
刑務所の経費	279
在監者平均一人に対する刑務所経費累年表	280
業務の状況	280
(ハ) 少年院及び少年鑑別所	281
法規：1) 関係法規 2) 少年院及び少年鑑別所組織規程	281
少年院及び少年鑑別所の数	283
少年院の名称及び所在地	283
少年鑑別所の名称及び所在地	284
(3) 地方更生保護委員会	285
法規：地方更生保護委員会事務局組織規程	285

業務の内容	287
地方更生保護委員会の名称、位置及び管轄区域	287
(4) 保護観察所	288
法規：保護観察所組織規程	288
業務内容	289
保護観察所の名称、位置及び所在地	290
(5) 入国管理事務所	291
法規：入国管理事務所組織規程	291
入国管理事務所・港出張所所在地表	293

#### IV 外 局

1 司法試験管理委員会	295
目的と内容	295
業務の実施状況	295
法規	295
2 公安審査委員会	297
法規：関係法規	297
組織及び職員	297
業務の実施状況	297
3 公安調査庁	299
業務の内容	299
1) 本省：イ 総務部   ロ 調査第一部   ハ 調査第二部	
2) 附属機関：公安調査庁研修所	
3) 地方支分部局：公安調査局 地方公安調査局	
業務の実施状況	301
公安調査局及び地方公安調査局の名称、位置並びに管轄区域	302

#### V 検 察 庁

1 検察庁法	305
2 検察庁の組織及び職員	309
検察庁の組織	309
イ 検察庁の数	309
ロ 検察庁の名称及び所在地	309
1) 最高検察庁 2) 高等検察庁 3) 高等検察庁支部	
4) 地方検察庁 5) 地方検察庁支部 6) 区検察庁	
検察官政令(勅令)定員沿革	317
検察庁職員数	319
検察官の俸給	320



3 業務の状況	321
検察官事務総件数と検察官定員との比照累年比較	321
捜査事件被疑者の受理及び処理状況	324
イ) 被疑者受理累年比較	324
ロ) 被疑者起訴累年比較	326
被疑者の受理及び処理状況	328
イ) 全被疑者の罪名別	328
ロ) 全被疑者全検察庁管内別	332
ハ) 朝鮮人被疑者	336
ニ) 少年被疑者	338
未処理被疑者の未済期間	342
選挙関係事件統計	344
イ) 昭和28年衆議院議員選挙関係	344
4月施行	
ロ) 同参議院議員通常選挙関係	346
労働関係事件統計	349
イ) 労働関係事件月別人員統計表	349
ロ) 労働関係事件法令別月別人員統計表	350
公安関係事件統計	352
イ) 公安関係事件統計表〔月別〕	352
ロ) 公安関係事件統計表〔法条別〕	353
違法争議行為事件統計	354
イ) 違法争議行為事件人員表	354
ロ) 違法争議行為事件罪名別人員統計表	354
麻薬・大麻取締法違反事件受理並びに処理人員調	355
産業経済関係法令違反事件法令別受理並びに処理人員調	356
財政関係法令違反事件法令別受理並びに処理人員調	357
為替及び貿易関係違反事件法令別受理処理人員調	358
金融関係法令別違反事件受理並びに処理人員調	358

## I 組 織



# 1 法務省設置法

(昭和22年12月17日 法律第193号〔法務廳〕  
同 24年 5月31日 同 第136号〔法務府〕  
同 27年 7月31日 同 第268号〔法務省〕)

本文 昭和28年1月1日現在  
改正 昭和28年3月25日 法律第23号

第1条 国家行政組織法(昭和23年法律第120号)第3条第2項の規定に基づいて、法務省を設置する。

法務省の長は、法務大臣とする。

第2条 法務省は、左に掲げる国の行政事務を一体的に遂行する責任を負う行政機関とする。

- 1 検察に関する事項
- 2 行刑に関する事項
- 3 恩赦及び更生保護に関する事項
- 4 国の利害に関係のある争訟に関する事項
- 5 国籍、戸籍、住民登録、登記及び供託に関する事項
- 6 人権の擁護に関する事項
- 7 出入国の管理及び外国人の登録に関する事項
- 8 破壊活動防止法(昭和27年法律第240号)の規定による破壊的団体の規制に関する事項
- 9 司法制度及び法務に関する法令案の作成に関する事項
- 10 平和条約第11条による刑の執行及び赦免等に関する法律(昭和27年法律第103号)の規定による刑の執行及び赦免等に関する事項
- 11 前各号に掲げるものの外、他の機関に属しない法務に関する事項

第3条 法務省に、大臣官房及び左の7局を置く。

民 事 局

刑 事 局

矯 正 局

保 護 局

訟 務 局

人 権 擁 護 局

入 国 管 理 局

大臣官房に経理部を置く。

第4条 訟務局及び入国管理局に、次長各1人を置く。

次長は、局長を助け、局務を整理する。

第5条 大臣官房においては、左の事務を掌る。

- 1 皇統譜副本の保管に関する事項
- 2 機密に関する事項
- 3 大臣の官印及び省印の管守に関する事項
- 4 各部局の所掌事務の連絡調整に関する事項



- 5 所管行政の考査に関する事項
- 6 最高裁判所との連絡交渉に関する事項
- 7 公文書類の接受、発送及び保存に関する事項
- 8 法務に関する法令の周知徹底に関する事項
- 9 法務省及びその所管各庁の事務に関する情報宣伝に関する事項
- 10 渉外事務に関する事項
- 11 職員の職階、任免、分限、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に関する事項
- 12 司法試験に関する事項
- 13 経費及び収入の予算、決算、会計及び会計の監査に関する事項
- 14 法務省及びその所管各庁の管理に属する財産及び物品に関する事項
- 15 職員共済組合その他職員の厚生に関する事項
- 16 営繕に関する事項
- 17 他の部局に属しない法令案の作成に関する事項
- 18 内外の法令並びに司法制度及び法務に関する資料の調査、収集、整備及び編纂に関する事項
- 19 法務に関する統計に関する事項

経理部においては前項第13号乃至第16号の事務を掌る。

第6条 民事局においては、左の事務を掌る。

- 1 国籍に関する事項
- 2 戸籍に関する事項
- 3 住民登録に関する事項
- 4 登記に関する事項
- 5 土地台帳及び家屋台帳に関する事項
- 6 供託に関する事項
- 7 公証に関する事項
- 8 司法書士及び土地家屋調査士に関する事項
- 9 民事に関する法令案の作成に関する事項
- 10 民事に関する事項で他の所管に属しないもの

第7条 刑事局においては、左の事務を掌る。

- 1 検察事務及び検察庁に関する事項
- 2 犯罪人の引渡に関する事項
- 3 犯罪捜査の科学的研究に関する事項
- 4 司法警察職員の教養訓練に関する事項
- 5 刑事に関する法令案の作成に関する事項
- 6 犯罪の予防その他刑事に関する事項で他の所管に属しないもの

第8条 矯正局においては、左の事務を掌る。

- 1 犯罪人に対する刑及び勾留の執行その他行刑に関する事項

- 2 刑務所、少年刑務所、拘留所、少年院及び少年鑑別所に関する事項
- 3 矯正職員の教養訓練に関する事項
- 4 犯罪人の指紋に関する事項
- 5 矯正に関する事項で他の所管に属しないもの
- 6 法廷等の秩序維持に関する法律（昭和27年法律第286号）により監置に処せられた者に関する事項
- 7 平和条約第11条による刑の執行及び赦免等に関する法律の規定による刑の執行に関する事項

第9条 保護局においては、左の事務を掌る。

- 1 恩赦に関する事項
- 2 仮出獄、仮出場及び仮退院に関する事項
- 3 不定期刑の終了及び退院に関する事項
- 4 保護観察に関する事項
- 5 中央更生保護審査会、地方更生保護委員会及び保護観察所に関する事項
- 6 保護司及び更生保護事業に関する事項
- 7 民間における犯罪予防活動の助長に関する事項
- 8 犯罪者及びその改善更生に関する科学的研究その他更生保護に関する事項で他の所管に属しないもの
- 9 平和条約第11条による刑の執行及び赦免等に関する法律の規定による赦免、刑の軽減、仮出所等に関する事項

第10条 訟務局においては、左の事務を掌る。

- 1 民事に関する争訟に関する事項
- 2 行政に関する争訟に関する事項

第11条 人権擁護局においては、左の事務を掌る。

- 1 人権侵犯事件の調査及び情報の収集に関する事項
- 2 民間における人権擁護運動の助長に関する事項
- 3 人権擁護委員に関する事項
- 4 人身保護、貧困者の訴訟援助その他人権の擁護に関する事項

第11条の2 入国管理局においては、左の事務を掌る。

- 1 出入国の管理に関する事項
- 2 本邦における外国人の在留に関する事項
- 3 外国人の登録に関する事項
- 4 入国者収容所及び入国管理事務所に関する事項

第11条の3 第5条乃至前条の規定により所掌部局の定まらない事務の所掌については、法務大臣の定めるところによる。

第11条の4 法務大臣所部の職員に法務に関する専門的研究を行わせ、及び法務大臣所部の職員（矯正の事務に従事する職員及び公安調査庁の職員を除く。）に対し、職務上必要な訓練を行う機関として、法務大臣の管理に属する法務研修所を置く。



法務研修所は、これを東京都に置く。

法務研修所の内部組織は、法務省令でこれを定める。

**第12条** 矯正の事務に従事する職員に対して、職務上必要な訓練を行う機関として、法務大臣の管理に属する中央矯正研修所及び地方矯正研修所を置く。

中央矯正研修所は、これを東京都に置き、地方矯正研修所の名称及び位置は、別表1の通りとする。

中央矯正研修所及び地方矯正研修所の内部組織は、法務省令でこれを定める。

**第13条** 法務大臣の監督の下に、別表2の上欄に掲げる機関を置き、その設置の目的は、それぞれ同表の下欄に記載する通りとする。

前項の機関の組織、所掌事務及び委員その他の職員については他の法律（これに基づく命令を含む。）に別段の定がある場合を除く外、政令でこれを定める。

**第13条の2** 法務大臣の管理の下に、第6条第1号乃至第8号、第10条及び第11条の事務を分掌させるため、法務局及び地方法務局を置く。

法務大臣は、法務局長に、その管轄区域内の地方法務局の事務を指揮監督させることができる。

法務局及び地方法務局の名称、位置及び管轄区域は、別表3の通りとする。但し、支局又は出張所を置く場合においては、法務省令で、法務局又は地方法務局の管轄区域をその一部に限ることができる。

法務局に、訟務部、民事行政部及び人権擁護部を置く。

法務局及び地方法務局の組織の細目は、法務省令でこれを定める。

法務大臣は、必要と認める地に、法務局又は地方法務局の支局又は出張所を置き、法務局又は地方法務局の事務を分掌させることができる。

支局及び出張所の名称、位置、管轄区域及び内部組織は、法務省令でこれを定める。

法務局若しくは地方法務局又はその支局若しくは出張所は、第1項又は第6項の規定による事務を分掌する外、他の法令によりその権限に属せしめられた事務を掌る。

**第13条の3** 法務大臣の管理の下に、監獄法（明治41年法律第28号）第1条第1項の規定による監獄を置く。

監獄の名称及び位置は、別表4の通りとする。

法務大臣は、必要があると認めるときは、分監を置くことができる。

監獄の内部組織並びに分監の名称、位置及び内部組織は、法務省令でこれを定める。

**第13条の4** 少年院及び少年鑑別所については、少年院法（昭和23年法律第169号）の定めるところにより、その名称及び位置は、別表5の通りとする。

法務大臣は、必要と認めるときは、少年院の分院及び少年鑑別所の分所を置くことができる。

少年院及び少年鑑別所の内部組織並びに分院及び分所の名称、位置及び内部組織は、法務省令でこれを定める。

**第13条の5** 矯正局の所掌事務を分掌させ、刑務所、少年刑務所、拘留所、少年院及び少年鑑別所の適切なる運営管理を図るため、法務大臣の管理に属する矯正管区を置く。

矯正管区の名称、位置及び管区の区域は、別表6の通りとする。

矯正管区の所掌事務の範囲及び内部組織は、法務省令でこれを定める。

**第13条の6** 極東国際軍事裁判所及びその他の連合国戦争犯罪法廷により刑を科せられた者を収容するため、法務大臣の管理に属する巣鴨刑務所を置く。

巣鴨刑務所は、これを東京都に置く。

巣鴨刑務所の内部組織は、法務省令でこれを定める。

**第13条の7** 法務大臣の所轄の下に、犯罪者予防更生法（昭和24年法律第142号）第3条の事務を掌らせるため、中央更生保護審査会を置く。

中央更生保護審査会については、犯罪者予防更生法の定めるところによる。

**第13条の8** 法務大臣の管理の下に、犯罪者予防更生法第12条の事務を掌らせるため、地方更生保護委員会を置く。

地方更生保護委員会の名称、位置及び管轄区域は、別表7の通りとする。

前項に定めるものの外、地方更生保護委員会については、犯罪者予防更生法の定めるところによる。

法務大臣の管理の下に、犯罪者予防更生法第18条の事務を掌らせるため、保護観察所を置く。

保護観察所の名称、位置及び管轄区域は、別表8の通りとする。

法務大臣は、必要と認めるときは、保護観察所の支部を置くことができる。

保護観察所の内部組織並びに支部の名称、位置及び内部組織は、法務省令でこれを定める。

**第13条の9** 出入国管理令（昭和26年政令第319号）の規定による退去強制令書の執行を受ける者を送還するため一時これらの者を収容する機関として、法務大臣の管理に属する入国者収容所を置く。

入国者収容所の名称及び位置は、別表の通りとする。

入国者収容所の内部組織は、法務省令でこれを定める。

**第13条の10** 法務大臣の管理の下に、第11条2の第1号及び第2号の事務を分掌させるため、入国管理事務所を置き、入国管理事務所の事務を分掌させるため、入国管理事務所の出張所を置く。

入国管理事務所の名称、位置及び管轄区域は、別表10の通りとし、入国管理事務所の出張所の名称及び位置は、別表11の通りとする。

入国管理事務所及び出張所の内部組織は、法務省令でこれを定める。

**第13条の11** 検察庁については、検察庁法の定めるところによる。

**第13条の12** 司法試験管理委員会については、司法試験法（昭和24年法律第140号）の定めるところによる。

**第13条の13** 公安審査委員会については、公安審査委員会設置法（昭和27年法律第242号）の定めるところによる。

**第13条の14** 公安調査庁については、公安調査庁設置法（昭和27年法律第241号）の定めるところによる。



第13条の15 法務省及びその所管各庁におかれる職員については、他の法律に特例の定のある場合を除く外、国家公務員法（昭和22年法律第120号）の定めるところによる。

第13条の16 法務省及びその所管各庁に置かれる職員の定員は、別に法律でこれを定める。

附 則（昭和27年7月31日法律第268号）

- 1 この法律は、昭和27年8月1日から施行する。
- 2 入国管理庁設置令（昭和26年政令第320号）は、廃止する。
- 3 従前の機関及び職員は、この法律に基く相当の機関及び職員となり、同一性をもつて存続するものとする。
- 4 この法律の施行前における法務府の各長官、法務総裁官房長、法務府事務官及び法務府教官の在職は、裁判所法第41条、第42条（判事補の職権の特例等に関する法律第1条第2項において準用する場合を含む。）及び第44条、検察庁法第19条、弁護士法第5条並びに司法書士法第2条の規定の適用については、それぞれ法務省の事務次官、法務事務官及び法務教官の在職とみなす。
- 5 他の法令中「法務府」とあるのは「法務省」と、「法務総裁」とあるのは「法務大臣」と、「法務府令」とあるのは「法務省令」と、「法務府事務官」とあるのは「法務事務官」と、「法務府教官」とあるのは「法務教官」と、「法務府技官」とあるのは「法務技官」と読み替えるものとする。
- 6 従前の入国管理庁設置令の規定に基き制定された命令でこの法律の施行の際現に効力を有するもののうち、この法律による改正後の出入国管理令にその規定に相当する規定があるものは、この法律による改正後の出入国管理令の規定に基き制定されたものとみなす。
- 7 この法律による改正後の犯罪者予防更生法第5条第2項及び第3項の規定は、この法律の施行後最初に行われる中央更生保護審査会の委員の任命について準用する。
- 8 この法律の施行後最初に任命される中央更生保護審査会の委員の任期は、この法律による改正後の犯罪者予防更生法第6条の規定にかかわらず、法務大臣の定めるところにより、それぞれ、1年、2年及び3年とする。

附 則（昭和27年7月31日 法律第286号）（略）

別 表 1 III 本省 2 附属機関——矯正研修所参照

別 表 2

種 類	目 的
法 制 審 議 会	法務大臣の諮問に応じて、民事法、刑事法その他法務に関する基本的な事項について調査審議すること。
民 事 行 政 審 議 会	法務大臣の諮問に応じて、登記、戸籍、その他民事行政事務の改善について調査審議すること。
矯 正 審 議 会	法務大臣の諮問に応じて、収容者の矯正、刑務作業その他矯正施設における矯正に関する制度及びその運営の改善について調査審議すること。

種 類	目 的
更生保護事業審議会	法務大臣の諮問に応じて、更生保護事業の向上に関する重要事項について調査審議すること。
保 護 司 選 考 会	法務大臣又は地方更生保護委員会の委員長の諮問に応じて、保護司の委嘱及び解嘱に関する意見を述べること。
副 検 事 選 考 審 査 会	検察庁法（昭和22年法律第61号）第18条第2項の規定に基き、副検事の選考に関する事務を行うこと。
検 察 官 特 別 考 試 審 査 会	検察庁法第18条第3項に規定する検察官の特別考試を行うこと。
公 証 人 審 査 会	公証人法（明治41年法律第53号）に定める公証人の懲戒に関する議決等を行うこと。
土地家屋調査士試験委員	土地家屋調査士試験に関する事務をつかさどる。

- 別 表 3 III 本省 3 地方支分部局——法務局及び地方方法務局の項参照。  
 別 表 4 同 同 ——矯正管区及び矯正施設の項参照  
 別 表 5 同 同 —— 同  
 別 表 6 同 同 —— 同  
 別 表 7 同 同 ——地方更生保護委員会の項参照  
 別 表 8 同 同 ——保護観察所の項参照  
 別 表 9 同 2 附属機関 ——入国者収容所の項参照  
 別 表 10 同 3 地方支分部局——入国管理事務所の項参照  
 別 表 11 同 同 —— 同



## 2 法務省組織令 (昭和27年8月30日 政令第384号)

内閣は、国家行政組織法(昭和23年法律第120号)第7条第3項及び第4項の規定に基づき、この政令を制定する。

### 目次

#### 第1章 本省

- 第1節 大臣官房(第1条—第8条)
- 第2節 民事局(第9条—第15条)
- 第3節 刑事局(第16条—第20条)
- 第4節 矯正局(第21条—第27条)
- 第5節 保護局(第28条—第33条)
- 第6節 訟務局(第34条—第41条)
- 第7節 人権擁護局(第42条—第45条)
- 第8節 入国管理局(第46条—第52条)

#### 第2章 外局

- 第1節 公安調査庁(第53条—第69条)
- 第2節 公安審査委員会の事務局(第70条—第72条)

### 附則

#### 第1章 本省

##### 第1節 大臣官房

(大臣官房の分課)

第1条 大臣官房に、経理部に置くものの外、左の3課を置く。

- 秘書課
- 人事課
- 調査課

2 経理部に左の3課を置く。

- 管理課
- 主計課
- 営繕課

(秘書課)

第2条 秘書課においては、左の事務をつかさどる。

- 1 皇統譜副本の保管に関する事項
- 2 機密に関する事項
- 3 大臣の官印及び省印の管守に関する事項
- 4 各部局の所掌事務の連絡調整に関する事項
- 5 所管行政の考査に関する事項
- 6 最高裁判所との連絡交渉に関する事項

- 7 公文書類の接受、審査、発送、編さん及び保存に関する事項
- 8 法務に関する法令の周知徹底に関する事項
- 9 本省及びその所管各庁の事務に関する情報宣伝に関する事項
- 10 外務省その他関係各庁との渉外事務の連絡交渉に関する事項
- 11 公文書類の翻訳に関する事項
- 12 渉外関係資料の収集、編さん及び保存に関する事項  
(人事課)

第3条 人事課においては、左の事務をつかさどる。

- 1 職員の定員に関する事項
- 2 職員の任免、分限及び懲戒に関する事項
- 3 職員の試験及び選考に関する事項
- 4 職員の職階及び給与に関する事項
- 5 職員の人事記録に関する事項
- 6 職員の服務及び能率に関する事項
- 7 職員の研究及び研修に関する事項
- 8 栄典及び表彰に関する事項
- 9 恩給及び公務災害補償に関する事項
- 10 司法試験管理委員会に関する事項
- 11 検察官適格審査会、検察官特別考試審査会及び副検事選考審査会に関する事項  
(調査課)

第4条 調査課においては、左の事務をつかさどる。

- 1 司法制度その他他の部局の所管に属しない事項に関する法令案の作成に関する事項
- 2 司法制度及び法務に関する資料の調査、収集、整備、編さん及び刊行に関する事項
- 3 国立国会図書館支部法務図書館に関する事項
- 4 内外の法令及び判例の収集及び整備に関する事項
- 5 法令集等の編さん及び刊行に関する事項
- 6 法務に関する統計の整備、改善及び企画に関する事項
- 7 民事統計、刑事統計その他法務に関する統計に関する事項
- 8 統計資料の編さん及び刊行に関する事項

(所掌の課の定まらない事務)

第5条 大臣官房の所掌に属する事務(経理部の所掌に属する事務を除く。)で、前3条の規定により所掌の課が定まらないものは、法務大臣の定めるところにより、秘書課、人事課又は調査課がつかさどる。

(管理課)

第6条 管理課においては、左の事務をつかさどる。

- 1 本省の歳入徴収に関する事項
- 2 本省の支出に関する事項
- 3 本省の物品会計に関する事項



- 4 共済組合に関する事項
- 5 職員の厚生に関する事項
- 6 庁内の警備及び保安に関する事項
- 7 運輸に関する事項
- 8 経理部の所掌に係る事項で他の課の所掌に属しないもの

(主計課)

第7条 主計課においては、左の事務をつかさどる。

- 1 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項
- 2 会計の監査に関する事項

(営繕課)

第8条 営繕課においては、左の事務をつかさどる。

- 1 営繕の企画及び経理計画に関する事項
- 2 営繕工事の設計及び実施に関する事項
- 3 本省及びその所管各庁の管理に属する国有財産に関する事項
- 4 電気通信施設に関する事項

## 第2節 民事局

(民事局の分課)

第9条 民事局に左の5課及び1室を置く。

- 第 一 課
- 第 二 課
- 第 三 課
- 第 四 課
- 第 五 課
- 参事官室

(第一課)

第10条 第一課においては、左の事務をつかさどる。

- 1 公証に関する事項
- 2 民事行政審議会、公証人審査会及び土地家屋調査士試験委員に関する事項
- 3 民事局の所掌に係る事項で他の課及び室の所掌に属しないもの

(第二課)

第11条 第二課においては、左の事務をつかさどる。

- 1 戸籍に関する事項
- 2 住民登録に関する事項
- 3 文教及び厚生に関する民事に関する事項

(第三課)

第12条 第三課においては、左の事務をつかさどる。

- 1 不動産登記その他の登記に関する事項(第四課の所掌に属するものを除く。)
- 2 土地台帳及び家屋台帳に関する事項

3 司法書士及び土地家屋調査士に関する事項

4 外事及び農林に関する民事に関する事項

(第四課)

第13条 第四課においては、左の事務をつかさどる。

- 1 商事に関する事項
- 2 非訟事件に関する事項
- 3 商業登記に関する事項
- 4 法人の登記に関する事項
- 5 供託に関する事項
- 6 財政、金融及び通商産業に関する民事に関する事項

(第五課)

第14条 第五課においては、左の事務をつかさどる。

- 1 国籍に関する事項
- 2 労働、運輸及び通信に関する民事に関する事項
- 3 破壊活動防止法(昭和27年法律第240号)附則第4項に規定する財産の管理及び処分に関する事項

(参事官室)

第15条 参事官室においては、民事に関する重要な法令案の作成に関する事務をつかさどる。

## 第3節 刑事局

(刑事局の分課)

第16条 刑事局に左の3課及び1室を置く。

- 総務課
- 刑事課
- 公安課
- 参事官室

(総務課)

第17条 総務課においては、左の事務をつかさどる。

- 1 検察庁の組織及び運営に関する事項
- 2 犯罪捜査の科学的研究に関する事項
- 3 ファイル制による書類の分類整理方法の調査及び実施その他検察事務の能率化に関する事項
- 4 犯罪人の引渡に関する事項
- 5 刑の執行指揮に関する事項
- 6 司法警察職員の教養訓練に関する事項
- 7 刑事局の所掌に係る事項で他の課及び室の所掌に属しないもの

(刑事課)

第18条 刑事課においては、左の事務をつかさどる



- 1 一般刑事事件の検察及び犯罪の予防に関する事項
  - 2 財政経済関係事件の検察及び犯罪の予防に関する事項
- (公安課)

第19条 公安課においては、左の事務をつかさどる。

- 1 公安関係事件の検察及び犯罪の予防に関する事項
  - 2 労働関係事件の検察及び犯罪の予防に関する事項
  - 3 麻薬関係事件の検察及び犯罪の予防に関する事項
- (参事官室)

第20条 参事官室においては、刑事に関する重要な法令案の作成に関する事務をつかさどる。

#### 第4節 矯正局

(矯正局の分課)

第21条 矯正局に左の6課を置く。

総務課  
 矯正調査課  
 保安課  
 作業課  
 医療分類課  
 教育課

(総務課)

第22条 総務課においては、左の事務をつかさどる。

- 1 矯正（法廷等の秩序維持に関する法律（昭和27年法律第286号）の規定による監置の執行及び平和条約第11条による刑の執行及び赦免等に関する法律（昭和27年法律第103号）の規定による刑の執行を含む。以下同じ。）に関する一般的企画に関する事項
- 2 矯正に関する人事、予算その他一般的管理の整備改善に関する事項
- 3 矯正職員（巢鴨刑務所の職員を含む。以下同じ。）の研修及び福利に関する事項
- 4 局内の事務の総合調整に関する事項
- 5 矯正局の所掌に係る事項で他の課の所掌に属しないもの

(矯正調査課)

第23条 矯正調査課においては、左の事務をつかさどる。

- 1 矯正に関する法令案の作成に関する事項
- 2 矯正施設（巢鴨刑務所を含む。）の巡閲及び調査に関する事項
- 3 矯正審議会に関する事項
- 4 巢鴨刑務所の一般的運営に関する事項

(保安課)

第24条 保安課においては、左の事務をつかさどる。

- 1 被収容者の紀律、警備その他矯正施設の保安に関する事項
- 2 被収容者の収容、拘禁、処遇、移送及び釈放に関する事項

- 3 矯正職員の点検、礼式及び非常訓練に関する事項
- (作業課)

第25条 作業課においては、左の事務をつかさどる。

- 1 被収容者の作業及び職業教育の企画、指導及び運営に関する事項
  - 2 作業賞与金及び死傷手当金に関する事項
- (医療分類課)

第26条 医療分類課においては、左の事務をつかさどる。

- 1 被収容者の給養、保健、衛生、医療及び薬剤に関する事項
- 2 被収容者の鑑別、分類及び保護に関する事項
- 3 指紋その他個人識別に関する事項

(教育課)

第27条 教育課においては、左の事務をつかさどる。

- 1 被収容者の教科教育及び特殊教育並びに訓練に関する事項
- 2 被収容者の厚生及び教化に関する事項

#### 第5節 保護局

(保護局の分課)

第28条 保護局に左の5課を置く。

総務課  
 調査連絡課  
 視察課  
 恩赦課  
 特別調査課

(総務課)

第29条 総務課においては、左の事務をつかさどる。

- 1 地方更生保護委員会及び保護観察所に関する事項
- 2 更生保護に関する一般的企画に関する事項
- 3 更生保護に関する法令案の作成に関する事項
- 4 保護司、更生保護会及び更生保護事業に従事する職員の表彰に関する事項
- 5 中央更生保護審査会、更生保護事業審議会及び保護司選考会に関する事項
- 6 保護局の所掌に係る事項で他の課の所掌に属しないもの

(調査連絡課)

第30条 調査連絡課においては、左の事務をつかさどる。

- 1 犯罪者及びその改善更生に関する科学的調査研究に関する事項
- 2 更生保護に関する資料の整備に関する事項
- 3 保護司の設置区域及び組織に関する事項
- 4 更生保護会その他更生保護事業に関する事項
- 5 民間における犯罪予防活動の助長に関する事項
- 6 更生保護に関する関係各序及び各種団体又は機関との連絡に関する事項



(観察課)

第31条 観察課においては、左の事務をつかさどる。

- 1 保護観察に関する事項
- 2 仮出獄、仮出場及び仮退院に関する事項
- 3 不定期刑の終了及び退院に関する事項
- 4 地方更生保護委員会の決定に対する審査に関する事項
- 5 刑の執行終了者等の更生保護に関する事項

(恩赦課)

第32条 恩赦課においては、左の事務をつかさどる。

- 1 恩赦制度の調査研究に関する事項
- 2 特定の者に対する恩赦の調査及び実施に関する事項
- 3 政令による恩赦の立案及び実施に関する事項
- 4 前科のまつ消に関する事項

(特別調査課)

第33条 特別調査課においては、左の事務をつかさどる。

- 1 平和条約第11条による刑の執行及び赦免等に関する法律の規定による赦免、刑の軽減、仮出所及び一時出所の調査に関する事項
- 2 中央更生保護審査会が行う赦免、刑の軽減、仮出所及び一時出所に関する連絡及び関係書類の整備に関する事項
- 3 仮出所中の者の保護監督に関する事項
- 4 赦免、刑の軽減、仮出所又は一時出所に関する決定の執行に関する事項

## 第6節 訟務局

(訟務局の分課)

第34条 訟務局に左の6課を置く。

- 第一課
- 第二課
- 第三課
- 第四課
- 第五課
- 第六課

(第一課)

第35条 第一課においては、左の事務をつかさどる。

- 1 国籍に関する争訟に関する事項
- 2 選挙に関する争訟に関する事項
- 3 出入国の管理に関する争訟に関する事項
- 4 国の利害に関係のある訴訟に関する調査並びに資料の収集及び整備に関する事項
- 5 訟務局の所掌に係る事項で他の課の所掌に属しないもの

(第二課)

第36条 第二課においては、左の事務をつかさどる。

- 1 国家賠償に関する争訟に関する事項
- 2 不法行為に基く損害賠償に関する争訟に関する事項
- 3 社会保障に関する争訟に関する事項

(第三課)

第37条 第三課においては、左の事務をつかさどる。

- 1 契約に基く民事に関する争訟に関する事項
- 2 国の債権の回収に関する争訟に関する事項

(第四課)

第38条 第四課においては、農業、漁業、鉱業その他産業及び経済関係の行政に関する争訟に関する事務をつかさどる。

(第五課)

第39条 第五課においては、左の事務をつかさどる。

- 1 国家公務員に関する争訟に関する事項
- 2 労働関係の争訟に関する事項
- 3 国税滞納処分及び間接税の賦課処分に関する争訟その他第六課の所掌に属しない税務に関する争訟に関する事項
- 4 財政及び金融関係の行政に関する争訟に関する事項

(第六課)

第40条 第六課においては、所得税、法人税その他直接税の賦課処分に関する争訟に関する事務をつかさどる。

(所掌事務に関する特例)

第41条 訟務局の各課は、特に必要があるときは、訟務局長の定めるところにより、臨時に、訟務局の他の課の所掌に関する事務をつかさどることができる。

## 第7節 人権擁護局

(人権擁護局の分課)

第42条 人権擁護局に左の3課を置く。

- 第一課
- 第二課
- 第三課

(第一課)

第43条 第一課においては、左の事務をつかさどる。

- 1 人権擁護に関する企画に関する事項
- 2 民間における人権擁護運動の助長に関する事項
- 3 人権擁護委員に関する事項
- 4 人権擁護局の所掌に係る事項で他の課の所掌に属しないもの

(第二課)

第44条 第二課においては、左の事務をつかさどる。



- 1 人権侵犯事件の調査に関する事項
- 2 人権侵犯事件に関する情報の収集に関する事項

(第三課)

第45条 第三課においては、左の事務をつかさどる。

- 1 人身保護その他人権に対する侵害の排除及び被害者の救済に関する事項
- 2 貧困者の訴訟援助に関する事項
- 3 自由人権思想の啓もう活動に関する事項

#### 第8節 入国管理局

(入国管理局の分課)

第46条 入国管理局に左の6課を置く。

総務課  
入国審査課  
資格審査課  
審判課  
警備課  
登録課

(総務課)

第47条 総務課においては、左の事務をつかさどる。

- 1 出入国の管理に関する一般的企画及び関係各庁との連絡に関する事項
- 2 出入国の管理に関する調査研究及び情報収集に関する事項
- 3 本邦における外国人の在留に関する一般的事項
- 4 入国審査官及び入国警備官の配置及び規律に関する事項
- 5 入国者収容所及び入国管理事務所に関する事項
- 6 入国管理局の所掌に係る事項で他の課の所掌に属しないもの

(入国審査課)

第48条 入国審査課においては、左の事務をつかさどる。

- 1 外国人の上陸の審査及び許可に関する事項
- 2 外国人及び日本人の出国並びに日本人の帰国に関する事項
- 3 出入国の管理に関する船舶等の長及び運送業者の責任に関する事項

(資格審査課)

第49条 資格審査課においては、左の事務をつかさどる。

- 1 外国人の在留資格の取得及び変更並びに在留期間の更新に関する事項
- 2 外国人の永住許可に関する事項
- 3 外国人の再入国の許可に関する事項

(審判課)

第50条 審判課においては、左の事務をつかさどる。

- 1 違反審査に関する事項
- 2 収容令書及び退去強制令書の発付に関する事項

- 3 外国人の上陸及び退去強制についての口頭審理及び異議の申立に関する事項
- 4 通報者に対する報償金の交付に関する事項
- 5 出入国の管理に関する法令案の作成に関する事項

(警備課)

第51条 警備課においては、左の事務をつかさどる。

- 1 違反調査に関する事項
- 2 収容令書及び退去強制令書の執行に関する事項
- 3 水難から救護された外国人の送還に関する事項
- 4 入国者収容所、収容場その他の施設の警備並びに被収容者の仮放免及び処遇に関する事項
- 5 保証金の納付、返還及び没取に関する事項
- 6 入国審査官及び入国警備官の武器の携帯及び使用に関する事項

(登録課)

第52条 登録課においては、左の事務をつかさどる。

- 1 外国人の登録に関する事項
- 2 出入国及び外国人登録に関する記録の整理及び保管に関する事項

#### 第2章 外 局

##### 第1節 公安調査庁

(総務部の分課)

第53条 総務部に左の4課を置く。

総務課  
職員課  
資料課  
審理課

(総務課)

第54条 総務課においては、左の事務をつかさどる。

- 1 機密に関する事項
- 2 長官及び次長の官印並びに庁印の管守に関する事項
- 3 公文書類の接受、発送、編集及び保存に関する事項
- 4 各部の所掌事務の連絡調整に関する事項
- 5 地方支分部局の一般的監督に関する事項
- 6 経費及び収入の予算、決算及び会計並びに会計の監査に関する事項
- 7 行政財産及び物品の管理に関する事項
- 8 総務部の所掌に係る事項で他の課の所掌に属しないもの

(職員課)

第55条 職員課においては、左の事務をつかさどる。

- 1 職員の定員に関する事項
- 2 職員の職階、任免、分限、懲戒、服務、給与その他の人事に関する事項



- 3 職員の厚生及び教養に関する事項
- 4 所掌事務に関する一般的企画に関する事項
- 5 行政の考査及び監察に関する事項

(資料課)

第56条 資料課においては、所掌事務に関する内外資料の収集、整理及び保管に関する事務をつかさどる。

(審理課)

第57条 審理課においては、左の事務をつかさどる。

- 1 破壊活動防止法の規定による弁明の聴取及び処分の請求に関する事項
- 2 所掌事務に関する法令の整備に関する事項

(調査第一部の分課)

第58条 調査第一部に左の5課を置く。

- 第 一 課
- 第 二 課
- 第 三 課
- 第 四 課
- 第 五 課

(第一課)

第59条 第一課においては、破壊活動防止法第4条第1項第1号イに掲げる内乱に関する暴力主義的破壊活動を行つた団体に関する調査に関する事務をつかさどる。

(第二課)

第60条 第二課においては、破壊活動防止法第4条第1項第1号イに掲げる外患に関する暴力主義的破壊活動を行つた団体に関する調査に関する事務をつかさどる。

(第三課)

第61条 第三課においては、破壊活動防止法第4条第1項第1号ロ及びハに掲げる暴力主義的破壊活動を行つた団体に関する調査に関する事務をつかさどる。

(第四課)

第62条 第四課においては、破壊活動防止法第4条第1項第1号ニに掲げる暴力主義的破壊活動を行つた団体に関する調査に関する事務をつかさどる。

(第五課)

第63条 第五課においては、破壊活動防止法第4条第1項第1号ホに掲げる暴力主義的破壊活動を行つた団体に関する調査に関する事務をつかさどる。

(調査第二部の分課)

第64条 調査第二部に左の4課を置く。

- 第 一 課
- 第 二 課
- 第 三 課
- 第 四 課

(第一課)

第65条 第一課においては、破壊活動防止法第4条第1項第2号イ、ロ及びハ並びにこれらに関する同号ヌに掲げる暴力主義的破壊活動を行つた団体に関する調査に関する事務をつかさどる。

(第二課)

第66条 第二課においては、破壊活動防止法第4条第1項第2号ニ及びホ並びにこれらに関する同号ヌに掲げる暴力主義的破壊活動を行つた団体に関する調査に関する事務をつかさどる。

(第三課)

第67条 第三課においては、破壊活動防止法第4条第1項第2号ヘ及びト並びにこれらに関する同号ヌに掲げる暴力主義的破壊活動を行つた団体に関する調査に関する事務をつかさどる。

(第四課)

第68条 第四課においては、破壊活動防止法第4条第1項第2号チ及びリ並びにこれらに関する同号ヌに掲げる暴力主義的破壊活動を行つた団体に関する調査に関する事務をつかさどる。

(所掌事務に関する特例)

第69条 第41条の規定は、調査第一部及び調査第二部の各課に準用する。この場合において、同条の規定中「訟務局長」とあるのは、「調査第一部長」又は「調査第二部長」と読み替えるものとする。

## 第2節 公安審査委員会の事務局

(分課)

第70条 公安審査委員会の事務局に左の2課を置く。

- 総 務 課
- 審 査 課

(総務課)

第71条 総務課においては、左の事務をつかさどる。

- 1 機密に関する事項
- 2 委員長の官印及び委員会の公印の管守に関する事項
- 3 公文書類の接受、発送、編集及び保存に関する事項
- 4 経費及び収入の予算、決算及び会計に関する事項
- 5 行政財産及び物品の管理に関する事項
- 6 職員の職階、任免、分限、懲戒、服務、給与その他の人事に関する事項
- 7 事務局の所掌に係る事項で審査課の所掌に属しないもの

(審査課)

第72条 審査課においては、破壊活動防止法の規定による処分の請求の審査に関する事務をつかさどる。

附 則 (省略)



### 3 法務省組織規程 (昭和27年8月30日 法務省令第18号)

本文 昭和28年1月1日現在

改正 { 昭和28年3月26日 法務省令第19号  
同 28年6月1日 同 第45号  
同 28年7月20日 同 第55号  
同 28年9月25日 同 第69号  
同 28年11月25日 同 第84号 }

(この規程の趣旨)

第1条 法務省の内部組織は、法務省組織令(昭和27年政令第384号。以下「令」という。)に定めるものの外、この規定の定めるところによる。

(秘書課の事務)

第2条 秘書課においては、令第2条に掲げる事務の外、左の事務をつかさどる。

- 1 本省及びその所管各庁の内部組織に関する事項
- 2 他の部局の所掌に属しない事項

(広報連絡室)

第3条 秘書課に広報連絡室を置く。

2 広報連絡室においては、令第2条第8号から第12号までの事務をつかさどる。

(人事課の事務)

第4条 人事課においては、令第3条に掲げる事務の外、公証人、人権擁護委員及び保護司の身分に関する事務をつかさどる。

(調査課の事務)

第5条 調査課においては、令第4条に掲げる事務の外、法制審議会に関する事務をつかさどる。

(法規室及び統計室)

第6条 調査課に法規室及び統計室を置く。

2 法規室においては、令第4条第4号及び第5号の事務を、統計室においては、同条第6号から第8号までの事務をつかさどる。

(民事局第一課の事務)

第7条 民事局第一課においては、令第10条に掲げる事務の外、法務局及び地方法務局に関する事務をつかさどる。

2 前項の事務で他の局の所掌事務と関連するものについては、その局と協議しなければならない。

(特別な職)

第8条 民事局及び刑事局の参事官室に参事官を、広報連絡室、法規室及び統計室に主幹を置く。

附 則

- 1 この省令は、昭和27年9月1日から施行する。
- 2 法務省組織規程(昭和27年法務省令第1号)は、廃止する。

### 改 正

昭和28年3月26日法務省令第19号

法務省組織規程(昭和27年法務省令第18号)の一部を次のように改正する。

第6条の見出しを「(法規室、統計室及び法務図書館)」に、同条第1項中「法規室及び統計室」を「法規室、統計室及び法務図書館」に改め、同条第2項中「統計室においては、同条第6号から第8号までの事務を」の下に「、法務図書館においては、同条第2号の事務のうち図書の収集及び整備に関する事務並びに同条第3号の事務を」を加える。

第8条中「主幹を」の下に「、法務図書館に館長を」を加える。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

昭和28年6月1日法務省令第45号

法務省組織規程(昭和27年法務省令第18号)の一部を次のように改正する。

第8条の次に次の1条を加える。

(保護局顧問)

第9条 保護局に顧問1名を置くことができる。

- 2 保護局顧問は、法務省設置法(昭和22年法律第193号)第9条第9号の事務について、保護局長の諮問に答え、又は保護局長に意見を述べる。
- 3 保護局顧問は、非常勤とする。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

昭和28年7月20日法務省令第55号

法務省組織規程(昭和27年法務省令第18号)の一部を次のように改正する。

第6条の次に次の1条を加える。

第6条の2 経理部営繕課に設計室を置く。

- 2 設計室においては、令第8条第2号の事務をつかさどる。
- 第8条中「及び統計室」を「、統計室及び設計室」に改める。

昭和28年9月25日法務省令第69号

法務省組織規程(昭和27年法務省令第18号)の一部を次のように改正する。

第9条を次のように改める。

(矯正局顧問及び保護局顧問)

第9条 矯正局及び保護局に顧問若干名を置くことができる。

- 2 矯正局顧問は、法務省設置法(昭和22年法律第193号)第8条第7号の事務について、保護局顧問は、同法第9条第9号の事務について、それぞれ局長の諮問に答え、又は局長に意見を述べる。



- 3 矯正局顧問及び保護局顧問は、非常勤とする。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

昭和28年11月25日法務省令第84号

法務省組織規程（昭和27年法務省令第18号）の一部を次のように改正する。

第9条を次のように改める。

（顧問及び参与）

第9条 矯正局及び保護局に顧問及び参与若干名を置くことができる。

- 2 矯正局顧問は、法務省設置法（昭和22年法律第193号）第8条第7号の事務について、保護局顧問は、同法第9条第9号の義務について、それぞれ局長の諮問に答え、又は局長に意見を述べる。

- 3 矯正局参与は、法務省設置法第8条第7号の事務について、保護局参与は、同法第9条第9号の事務について、それぞれ局務に参与する。

- 4 矯正局及び保護局の顧問及び参与は、非常勤とする。

附 則

この省令は公布の日から施行する。

#### 4 法務省職員定数規程（昭和27年8月1日 法務省令第8号）

本文 昭和28年1月1日現在

改正 {昭和28年3月30日 法務省令第21号}  
同 28年8月5日 同 第62号}

- 1 法務省に置かれる職員の各内部部局、各附属機関及び各地方支分部局並びに検察庁の定数は、法務事務官、法務技官、法務教官、検察官、検察事務官、検察技官及びその他の職員を通じて左に掲げる通りとする。

本省

区	分	定数	備考
内部部局	大臣官房	513人	うち6人は、国立国会図書館支部法務図書館の職員とし、362人は経理部の定数とする。
	民事局	73人	
	刑事局	70人	
	矯正局	47人	
	保護局	28人	
	訟務局	59人	
	人権擁護局	14人	
	入国管理局	136人	
	計	940人	
附属機関	法務研修所	56人	
	矯正研修所	29人	
	巢鴨刑務所	343人	
	入国者収容所	300人	
	計	728人	
地方支分部局	法務局 (地方法務局を含む)	8,338人	
	監獄	17,097人	
	少年院	2,326人	
	少年鑑別所	1,037人	
	矯正管区	240人	
	地方更生保護委員	256人	
	保護観察所	860人	
	入国管理事務所	413人	
	計	30,567人	
検察庁		10,907人	
合	計	43,142人	



司法試験管理委員会（外局）

区	分	定数	備	考
		一人		

公安審査委員会（外局）

区	分	定数	備	考
内部部局	事務局	10人		

公安調査庁（外局）

区	分	定数	備	考
内部部局	総務部	145人		
	調査第一部	176人		
	調査第二部	141人		
	計	462人		
附属機関	公安調査庁研修所	一人		
地方支分部局	公安調査局	620人		
	地方公安調査局計	620人 1,240人		
合計		1,702人		

2 各矯正研修所，各入国者収容所，各法務局，各地方法務局，各監獄，各少年院，各少年鑑別所，各矯正管区，各地方更生保護委員会，各保護観察所，各入国管理事務所，各検察庁，各公安調査局及び各地方公安調査局別の定数は，前項に規定する当該附属機関又は地方支分部局別並びに検察庁の定数の範囲内において法務大臣又は外局長が別に定める。

附則（省略）

改正

昭和28年3月30日法務省令第21号

行政機関職員定員法（昭和24年法律第126号）第3条の規定に基づき，法務省職員定数規程（昭和27年法務省令第8号）の一部を次のように改正する。

第1項本省の表地方支分部局の項中「監獄 | 17,097人」を「監獄 | 16,917人」に，「少年鑑別所 | 1,037人」を「少年鑑別所 | 1,124人」に，「保護観察所 | 860人」を「保護観察所 | 953人」に改める。

昭和28年8月5日法務省令第62号

行政機関職員定員法（昭和24年法律第126号）第3条の規定に基づき，法務省職員定数規程（昭和27年法務省令第8号）の一部を次のように改正する。

第1項の表を次のように改める。

本省

区	分	定数	備	考
内部部局	大臣官房	503人	うち6人は，国立国会図書館支部法務図書館の職員とし，359人は経理部の定数とする。	
	民事局	73人		
	刑事局	70人		
	矯正局	47人		
	保護局	28人		
	訟務局	59人		
	人権擁護局	14人		
	入国管理局計	136人 930人		
附属機関	法務研修所	56人		
	矯正研修所	29人		
	巣鴨刑務所	343人		
	入国者収容所計	527人 955人		
地方支分部局	法務局 (地方法務局を含む)	8,338人		
	監獄	16,917人		
	少年院	2,326人		
	少年鑑別所	1,124人		
	矯正管区	240人		
	地方更生保護委員会	256人		
	保護観察所	953人		
	入国管理事務所計	713人 30,867人		
検察庁		10,907人		
合計		43,659人		

司法試験管理委員会（外局）

区	分	定数	備	考
		一人		



公安審査委員会 (外局)

区	分	定数	備考
内部部局	事務局	10人	

公安調査庁 (外局)

区	分	定数	備考
内部部局	総務部	145人	
	調査第一部	176人	
	調査第二部	141人	
	計	462人	
附属機関	公安調査庁研修所	一人	
地方支分部局	公安調査局	620人	
	地方公安調査局計	620人 1,240人	
合計		1,702人	

附則

- この省令は公布の日から施行し、昭和28年3月1日から適用する。
- 大臣官房においては、この省令適用の際現に在職する職員のうち改正後の法務省職員定数規程で定める定数をこえる員数の職員は、昭和28年11月30日までの間は、その定数の外に置くことができる。

5 国家行政組織法 (昭和23年7月10日 法律第120号) 抄  
(同 27年7月21日 同 第242号)

本文 昭和28年1月1日現在

改正 (昭和28年3月26日 法律第24号)  
(同 28年5月21日 同 第36号)

(行政機関の設置、廃止、所掌事務等)

第3条 国の行政機関の組織は、この法律でこれを定めるものとする。

2 行政組織のため置かれる国の行政機関は、府、省、委員会及び庁とし、その設置及び廃止は、別に法律の定めるところによる。

3 委員会及び庁は、総理府又は各省の外局として置かれるものとする。

4 第2項の行政機関として置かれるものは、別表第1にこれを掲げる。

第4条 前条の行政機関の所掌事務の範囲及び権限は、別に法律でこれを定める。

(内部部局及び機関)

第7条 府及び省には、その所掌事務を遂行するため、左に掲げる内部部局を置く。

官房  
局  
課

2 庁には、その所掌事務を遂行するため、左に掲げる内部部局を置くことができる。

官房  
部  
課

3 前二項の官房、局及び部の設置並びに所掌事務の範囲は、法律でこれを定め、課(室その他課に準ずるものを含む。以下本項において同じ。)の設置及び所掌事務の範囲は、その法律の範囲内で、政令でこれを定める。但し、課を置く場合においては、予算上の措置がこれに伴っていないなければならない。

4 委員会に事務局を置く。前二項の規定は、事務局の内部組織に、これを準用する。

第8条 第3条の各行政機関には、前条の内部部局の外、法律の定める所掌事務の範囲内で、特に必要がある場合においては、法律の定めるところにより、審議会又は協議会(諮問的又は調査的なもの等第3条に規定する委員会以外のものを云う。)及び試験所、研究所、文教施設、医療施設その他の機関を置くことができる。

第9条 第3条の各行政機関には、その所掌事務を分掌させる必要がある場合においては、法律の定めるところにより、地方支分部局を置くことができる。

附則

第24条 当分の間、第7条第1項の規定にかかわらず、別に法律の定めるところにより、別表第2上欄に掲げる府又は省の官房又は局に限り、同表下欄に掲げる部を置くことができる。



別表 第1

府又は省	委員会	庁
法務省	司法試験管理委員会 公安審査委員会	公安調査庁

別表 第2

府又は省の官房又は局	部
法務省 大臣官房	経理部

附則(省略)

## 6 行政機関職員定員法 (昭和24年 5月31日 法律第126号) (同 27年 7月31日 同 第254号)

本文 昭和28年 1月 1日 現在

改正 (昭和28年 3月26日 法律第24号)  
(同 28年 3月26日 同 第25号)  
(同 28年 5月30日 同 第36号)  
(同 28年 7月31日 同 第95号)

(定義)

第1条 この法律において「行政機関」とは、総理府、各省、及びこれらの外局をいい、「職員」とは、附則第4項及び第6項から第10項までに規定する場合を除き、行政機関に常時勤務する国家公務員で一般職に属する者(2月以内の期間を定めて雇用される者及び休職者を除く)をいう。

(各行政機関の職員の定員)

第2条 各行政機関の職員の定員は、左の表に掲げる通りとする。

行政機関の区分	定員	備考
(略)	(略)	(略)
法務省 本省 司法試験管理委員会 公安審査委員会 公安調査庁 計	43,142人 一人 10人 1,702人 44,854人	うち10,907人は、検察庁の職員とする。
(略)	(略)	(略)

(内部部局、地方支分部局及び附属機関別の職員の定数)

第3条 各行政機関に置かれる職員の各内部部局、各地方支分部局及び各附属機関別の定数は、前条第1項に掲げる当該行政機関の定員の範囲内において、それぞれ総府理令又は省令で定める。但し、法律に別段の定のある場合は、この限りでない。

附則(省略)

改正

昭和28年 3月26日 法律第24号、同28年 3月26日 法律第25号及び同28年 5月30日 法律第36号  
〔省略〕

昭和28年 7月31日 法律第95号

行政機関職員定員法(昭和24年法律第126号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表を次のように改める。



行政機関の区分		定員	備考
(略)		(略)	(略)
法務省	本省	43,659人	うち10,907人は、検察庁の職員とする。
	司法試験管理委員会	一人	
	公安審査委員会	10人	
	公安調査庁	1,702人	
計		45,371人	
(略)		(略)	(略)

附則

(1乃至6省略)

7 各行政機関においては、この法律施行の際現に在職する職員のうち改正後の行政機関職員定員法第2条第1項の定員(…中略…)をこえる員数の職員は、昭和28年11月30日までの間は、定員の外に置くことができる。

II 会 計



# 1 予 算

## (1) 法務省所管 昭和29年度政府職員予算定員表

法務省所管の昭和29年度における政府職員の予算定員は

特別職の職員	3人
一般職の職員	44,626人 (外745人2ヵ月)
一般俸給表の適用を受けるもの	23,513人 (外354人2ヵ月)
特別俸給表の適用を受けるもの	21,113人 (外391人2ヵ月)
内 訳	
検 察 官	1,717人
刑 務 職 員	18,486人 (外380人2ヵ月)
入 国 警 備 官	910人 (外11人2ヵ月)
合 計	44,629人 (外745人2ヵ月)

であつて、その組織内の職階級別内訳は下記のとおりである。

1. 法務本省	896人
(1) 特別職の職員	3人
大 臣	1人
政 務 次 官	1人
秘 書 官	1人
(2) 一般職の職員	893人 (外42人2ヵ月)

### 一般俸給表の適用を受けるもの

級 別	定 数(人)	備 考	
15 級 職	2	内79人は検事をもつて充てることができる。この場合においては10級職以上の定員中から充てるものとする。	
14 級 職	7		
13 級 職	13		
12 級 職	39		
11級職～10級職	184		
9 級 職～8 級 職	175		
7 級 職～5 級 職	346		
4 級 職～1 級 職	127		
計	893		外42人2ヵ月



2. 法務研修所				55人 (外 1人2カ月)			
一般職の職員							
一般俸給表の適用を受けるもの							
級別	定数(人)	備考					
14級職	1	内10人は検事をもつて充てることができる。この場合においては11級職以上の定員中から充てるものとする。					
13級職	4						
12級職	9						
11級職～10級職	6						
9級職～8級職	8						
7級職～5級職	21						
4級職～1級職	6						
計	55	外1人2カ月					
3. 法務局				8,249人 (外 89人2カ月)			
一般職の職員							
一般俸給表の適用を受けるもの							
級別	定数(人)	備考					
13級職	8	内17人は検事をもつて充てることができる。この場合においては11級職以上の定員中から充てるものとする。					
12級職	63						
11級職～10級職	209						
9級職～8級職	1,841						
7級職～5級職	2,448						
4級職～1級職	3,680						
計	8,249			外89人2カ月			
4. 最高検察庁				122人 (外 3人2カ月)			
一般職の職員							
一般俸給表の適用を受けるもの			特別俸給表の適用を受けるもの				
			検 察 官				
級別	定数(人)	備考	級別	定数(人)	備考		
13級職	1		検 事	18	検事総長		
11級職～10級職	11				次長検事		
9級職～8級職	14				検事(特号, 1号)		

一般俸給表の適用を受けるもの			特別俸給表の適用を受けるもの		
			検 察 官		
級別	定数(人)	備考	級別	定数(人)	備考
7級職～5級職	52				
4級職～1級職	26				
計	104	外3人2カ月	計	18	
5. 高等検察庁					
一般職の職員					
696人 (外 21人2カ月)					
一般俸給表の適用を受けるもの			特別俸給表の適用を受けるもの		
			検 察 官		
級別	定数(人)	備考	級別	定数(人)	備考
12級職	8		検 事	129	検事長
11級職～10級職	49				検事(1号～7号)
9級職～8級職	65				
7級職～5級職	266				
4級職～1級職	179				
計	567	外21人2カ月	計	129	
6. 地方検察官署					
一般職の職員					
9,908人 (外157人2カ月)					
一般俸給表の適用を受けるもの			特別俸給表の適用を受けるもの		
			検 察 官		
級別	定数(人)	備考	級別	定数(人)	備考
12級職	28		検 事	833	検事(特号～18号)
11級職～10級職	164		副 検 事	737	副検事(1号～14号)
9級職～8級職	980				
7級職～5級職	3,932				
4級職～1級職	3,234				
計	8,338	外157人2カ月	計	1,570	



7. 矯正管区						
一般職の職員				240人		
一般俸給表の適用を受けるもの				特別俸給表の適用を受けるもの		
				刑務職員		
級別	定数(人)	備考	級別	定数(人)	備考	
14級職	1		8級職～7級職	72		
13級職	8		6級職～5級職	47		
12級職	7		4級職～2級職	41		
7級職～5級職	17					
4級職～1級職	47					
計	80		計	160		
8. 矯正研修所						
一般職の職員				29人		
一般俸給表の適用を受けるもの						
級別	定数(人)	備考				
13級職	1					
12級職	1					
11級職～10級職	5					
9級職～8級職	13					
7級職～5級職	6					
4級職～1級職	3					
計	29					
9. 刑務所						
一般職の職員				16,637人(外372人2ヵ月)		
一般俸給表の適用を受けるもの				特別俸給表の適用を受けるもの		
				刑務職員		
級別	定数(人)	備考	級別	定数(人)	備考	
13級職	15		8級職～7級職	304		
12級職	46		6級職～5級職	959		
9級職～8級職	26		4級職～2級職	11,132		
7級職～5級職	540		1級職	2,938		

一般俸給表の適用を受けるもの			特別俸給表の適用を受けるもの		
			刑務職員		
級別	定数(人)	備考	級別	定数(人)	備考
4級職～1級職	677				
計	1,304		計	15,333	外372人2ヵ月
10. 少年院					
一般職の職員			2,326人		
一般俸給表の適用を受けるもの			特別俸給表の適用を受けるもの		
			刑務職員		
級別	定数(人)	備考	級別	定数(人)	備考
13級職	5		8級職～7級職	134	
12級職	15		6級職～5級職	288	
7級職～5級職	149		4級職～2級職	1,097	
4級職～1級職	236		1級職	402	
計	405		計	1,921	
11. 少年鑑別所					
一般職の職員			1,124人		
一般俸給表の適用を受けるもの			特別俸給表の適用を受けるもの		
			刑務職員		
級別	定数(人)	備考	級別	定数(人)	備考
13級職	1		8級職～7級職	70	
12級職	3		6級職～5級職	140	
7級職～5級職	68		4級職～2級職	514	
4級職～1級職	219		1級職	109	
計	291		計	833	



12. 巢鴨刑務所					
一般職の職員			243人(外8人2カ月)		
一般俸給表の適用を受けるもの			特別俸給表の適用を受けるもの		
			刑務職員		
級別	定数(人)	備考	級別	定数(人)	備考
13級職	1		8級職~7級職	6	
12級職	1		6級職~5級職	28	
7級職~5級職	2		4級職~2級職	129	
			1級職	76	
計	4		計	239	外8人2カ月
13. 地方更生保護委員会					
一般職の職員			249人(外7人2カ月)		
一般俸給表の適用を受けるもの					
級別	定数(人)	備考			
14級職	1	内6人は検事をもつて充てる ことができる。この場合にお いては10級職以上の定員中か ら充てるものとする。			
13級職	15				
12級職	44				
11級職~10級職	37				
9級職~8級職	50				
7級職~5級職	52				
4級職~1級職	50				
計	249		外7人2カ月		
14. 保護観察所					
一般職の職員			943人(外10人2カ月)		
一般俸給表の適用を受けるもの					
級別	定数(人)	備考			
13級職	4				
12級職	45				
11級職~10級職	65				
9級職~8級職	226				
7級職~5級職	354				

一般俸給表の適用を受けるもの					
級別	定数(人)	備考			
4級職~1級職	249				
計	943		外10人2カ月		
15. 地方入国管理官署					
一般職の職員			1,224人(外11人2カ月)		
一般俸給表の適用を受けるもの			特別俸給表の適用を受けるもの		
			入国警備官		
級別	定数(人)	備考	級別	定数(人)	備考
13級職	2		8級職~7級職	9	
12級職	13		6級職~5級職	50	
11級職~10級職	44		4級職~2級職	520	
9級職~8級職	83		1級職	331	
7級職~5級職	127				
4級職~1級職	45		計	910	外11人2カ月
計	314				
16. 公安審査委員会					
一般職の職員			10人		
一般俸給表の適用を受けるもの					
級別	定数(人)	備考			
13級職	1				
12級職	2				
11級職~10級職	2				
9級職~8級職	1				
7級職~5級職	2				
4級職~1級職	2				
計	10				



17. 公安調査庁

一般職の職員

1,678人(外24人2カ月)

一般俸給表の適用を受けるもの			
級	別	定数(人)	備考
15	級 職	1	内21人は検事をもつて充てる ことができる。この場合にお いては10級職以上の定員中か ら充てるものとする。
14	級 職	4	
13	級 職	10	
12	級 職	23	
11級職～10級職		126	
9級職～8級職		565	
7級職～5級職		737	
4級職～1級職		212	
計		1,678	外24人2カ月

( 2 ) 法務省主管 昭和29年度歳入予算額

昭和29年度法務省主管の歳入予算額は 3,257,058,000円  
 であつて、これを前年度予算額 3,232,297,000円  
 に比較すると 24,761,000円

を増加する。

今これを部、款、項、目に区分し、各目について、見積の事由及び計算の基礎を示すと、  
 次のとおりである。

(前年度予算額は、本年度予算額との比較対照のため組替掲記したので、成立予算額とは符合しない。)

部 款 項 目	昭和29年度予 算額 (円)	前年度予算額 (円)	昭和29年度予算額の見積 の事由及び計算の基礎
<b>政府資産整理収入</b>			
回収金等収入			
特別会計整理収入			
解散団体財産収入金 特別会計整理収入	59,266,000	202,338,000	解散団体財産収入金特別 会計の廃止に伴つて一般 会計が承継した債権の本 年度回収見込額によつ た。
<b>雑 収 入</b>	3,197,792,000	3,029,959,000	
国有財産利用収入			
国有財産貸付収入	8,184,000	4,401,000	
土地及水面貸付料	261,000	246,000	法務本省用地等の昭和28 年貸付実績を基礎として 算出した。
建物及物件貸付料	561,000	45,000	法務本省庁舎等の昭和28 年貸付実績を基礎として 算出した。
公務員宿舍貸付料	7,362,000	4,110,000	本年度の宿舍貸付見込坪 数によつて算出した。
諸 収 入	3,189,608,000	3,025,558,000	
恩給法納金及特別会 計等恩給負担金			
恩 給 法 納 金	95,556,000	69,861,000	昭和28年の収入実績を基 礎として算出した。
懲 罰 及 没 収 金	623,400,000	709,739,000	
罰 金 及 科 料	415,718,000	486,093,000	昭和25年度以降3カ年間 の平均収入実績を基礎と して算出した。
過 料	3,366,000	2,142,000	昭和27年度の収入実績を 基礎として算出した。
没 収 金	204,316,000	221,504,000	昭和25年度以降3カ年度 間の平均収入実績を基礎 として算出した。
弁 償 及 返 納 金	27,164,000	25,167,000	



部 款 項 目	昭和29年度予 算額 (円)	前年度予算額 (円)	昭和29年度予算額の見積 の事由及び計算の基礎
弁償及違約金	26,382,000	24,410,000	昭和26, 27両年度の平均 収入実績を基礎として算 出した。
返 納 金	782,000	757,000	昭和25年度以降3カ年度 間の平均収入実績を基礎 として算出した。
刑務作業収入 刑務作業収入	1,937,681,000	1,899,564,000	本年度の刑務所作業費歳 出予算額について、昭和 26, 27両年度の作業収入 に対する作業費の回収実 績率を基礎として算出し た。
物品等売払収入 少年院製品売払代	58,987,000 24,175,000	50,901,000 20,731,000	昭和27年度の収入実績を 基礎として算出した。
不用物品売払代	34,812,000	30,170,000	昭和25年度以降3カ年 間の平均収入実績を基礎 として算出した。
雑 入	446,820,000	270,326,000	
保険料被保険者負担 金	8,000	6,000	昭和27年度の収入実績を 基礎として算出した。
延滞金及期满后収入	512,000	634,000	同
雑 収	446,300,000	269,686,000	同
計	3,257,058,000	3,232,297,000	

## ( 3 ) 法務省所管 昭和29年度歳出予算額項目別表

項 目	昭和29年度要 求額 (円)	前年度予算額 (円)	比較増 △減 (円)
法 務 本 省	1,399,061,000	1,152,640,000	246,421,000
2 職 員 基 本 給	240,787,000	232,487,000	8,300,000
3 職 員 諸 手 当	3,696,000	3,023,000	673,000
3 職 員 特 別 手 当	40,313,000	37,879,000	2,434,000
4 超 過 勤 務 手 当	14,068,000	13,225,000	843,000
5 司 法 試 験 委 員 手 当	321,000	317,000	4,000
5 検 察 官 適 格 審 査 会 等 委 員 手 当	185,000	161,000	24,000
5 法 制 審 議 会 委 員 手 当	492,000	492,000	0
5 委 員 手 当	1,095,000	1,469,000	△ 374,000
5 待 命 職 員 給 与	2,584,000	0	2,584,000
5 常 勤 労 務 者 給 与	5,775,000	777,000	4,998,000
5 非 常 勤 職 員 手 当	2,325,000	2,456,000	△ 131,000
5 休 職 者 給 与	98,152,000	89,369,000	8,783,000
5 公 務 災 害 補 償 費	28,731,000	24,278,000	4,453,000
5 退 官 退 職 手 当	165,355,000	95,000,000	70,355,000
5 臨 時 定 員 外 職 員 給	2,077,000	2,416,000	△ 339,000
6 諸 謝 金	5,229,000	4,408,000	821,000
7 報 償 費	2,500,000	2,250,000	250,000
8 職 員 旅 費	6,797,000	7,548,000	△ 751,000
8 赴 任 旅 費	1,118,000	626,000	492,000
8 会 計 職 員 講 習 旅 費	1,634,000	2,042,000	△ 408,000
8 人 権 侵 犯 事 件 調 査 旅 費	327,000	363,000	△ 36,000
8 環 境 調 査 旅 費	101,000	126,000	△ 25,000
8 国 籍 関 係 調 査 旅 費	462,000	0	462,000
8 委 員 旅 費	1,170,000	1,340,000	△ 170,000
8 参 考 人 等 旅 費	42,000	52,000	△ 10,000
9 庁 費	76,100,000	80,163,000	△ 4,063,000
9 図 書 購 入 費	25,378,000	25,378,000	0
9 国 会 図 書 館 支 部 庁 費	506,000	506,000	0
9 正 規 入 国 審 査 費	1,240,000	1,872,000	△ 632,000
9 在 留 資 格 変 更 審 査 費	1,069,000	373,000	696,000
9 通 信 専 用 料	119,657,000	88,212,000	31,445,000
9 庁 舎 借 料	4,561,000	3,121,000	1,440,000
9 各 所 修 繕	222,519,000	179,748,000	42,771,000
14 更 生 保 護 研 究 委 託 費	100,000	127,000	△ 27,000
14 法 務 統 計 委 託 費	525,000	0	525,000
16 国 家 公 務 員 共 済 組 合 負 担 金	319,200,000	247,986,000	71,214,000



項 目	昭和29年度要 求額 (円)	前年度予算額 (円)	比較増 △減 (円)
17 交 際 費	2,160,000	2,340,000	△ 180,000
18 賠償償還及払戻金	610,000	610,000	0
19 保 証 金	100,000	100,000	0
国際会議其他諸費	3,748,000	3,572,000	176,000
8 外 国 旅 費	2,393,000	2,384,000	9,000
16 国際私法会議分担金	1,188,000	0	1,188,000
16 私法統一国際協会分担金	167,000	0	167,000
16 国際刑法及国際監獄委員 会分担金	0	1,188,000	△ 1,188,000
検 察 官 署 施 設 費	30,810,000	280,018,000	△ 249,208,000
6 諸 謝 金	8,000	74,000	△ 66,000
8 職 員 旅 費	413,000	2,835,000	△ 2,442,000
9 庁 費	389,000	2,597,000	△ 2,208,000
15 検察庁庁舎其他新営費	30,000,000	274,512,000	△ 244,512,000
行 刑 施 設 費	279,050,000	540,053,000	△ 261,003,000
6 諸 謝 金	90,000	166,000	△ 76,000
8 職 員 旅 費	4,616,000	7,183,000	△ 2,567,000
9 庁 費	4,344,000	6,617,000	△ 2,273,000
15 刑務所施設整備費	156,000,000	227,172,000	△ 71,172,000
15 少年院施設整備費	94,000,000	175,483,000	△ 81,483,000
15 浄化槽施設整備費	10,000,000	0	10,000,000
15 汽缶施設整備費	10,000,000	0	10,000,000
15 少年鑑別所施設整備費外 5目	0	123,432,000	△ 123,432,000
解散団体財産処理費	2,921,000	10,977,000	△ 8,056,000
8 職 員 旅 費	192,000	433,000	△ 241,000
9 庁 費	1,025,000	1,961,000	△ 936,000
14 解散団体財産管理都道府 県委託費	1,204,000	7,583,000	△ 6,379,000
18 解散団体債務償還金	500,000	1,000,000	△ 500,000
更生保護会補助			
16 更生保護会補助金	24,814,000	23,344,000	1,470,000
訟 務 費	26,863,000	21,830,000	5,033,000
6 諸 謝 金	4,500,000	4,500,000	0
8 訟 務 旅 費	10,660,000	8,652,000	2,008,000
9 庁 費	5,003,000	2,546,000	2,457,000
9 訴訟用印紙類購入費	2,000,000	2,150,000	△ 150,000
14 訟務調査委託費	2,200,000	2,482,000	△ 282,000
18 賠償償還及払戻金	500,000	500,000	0
19 保 証 金	2,000,000	1,000,000	1,000,000
外国人登録事務費	128,131,000	55,291,000	72,840,000

項 目	昭和29年度要 求額 (円)	前年度予算額 (円)	比較増 △減 (円)
8 職 員 旅 費	300,000	75,000	225,000
9 庁 費	318,000	218,000	100,000
9 外国人登録庁費	26,299,000	3,124,000	23,175,000
14 外国人登録事務地方公共 団体委託費	101,214,000	51,874,000	49,340,000
法 務 研 修 所	48,449,000	47,194,000	1,255,000
2 職 員 基 本 給	19,316,000	18,277,000	1,039,000
3 職 員 諸 手 当	310,000	307,000	3,000
3 職 員 特 別 手 当	3,224,000	2,999,000	225,000
4 超 過 勤 務 手 当	300,000	276,000	24,000
5 待 命 職 員 給 与	36,000	0	36,000
6 諸 謝 金	1,131,000	1,114,000	17,000
8 職 員 旅 費	398,000	515,000	△ 117,000
8 赴 任 旅 費	180,000	55,000	125,000
8 研 修 生 旅 費	13,705,000	13,864,000	△ 159,000
8 法 務 研 究 旅 費	628,000	571,000	57,000
8 検 察 研 究 旅 費	3,429,000	4,069,000	△ 640,000
9 庁 費	5,292,000	4,575,000	717,000
9 庁 舎 借 料	200,000	200,000	0
14 検 察 研 究 委 託 費	300,000	372,000	△ 72,000
法 務 局	1,711,079,000	1,543,371,000	167,708,000
2 職 員 基 本 給	1,170,159,000	1,082,498,000	87,661,000
3 職 員 諸 手 当	79,934,000	81,390,000	△ 1,456,000
3 職 員 特 別 手 当	195,355,000	175,570,000	19,785,000
4 超 過 勤 務 手 当	34,964,000	29,163,000	5,801,000
5 待 命 職 員 給 与	3,166,000	0	3,166,000
5 常 勤 勞 務 者 給 与	90,097,000	60,541,000	29,556,000
6 諸 謝 金	677,000	692,000	△ 15,000
7 報 償 費	100,000	111,000	△ 11,000
8 職 員 旅 費	14,326,000	13,214,000	1,112,000
8 赴 任 旅 費	19,086,000	12,979,000	6,107,000
8 人 権 侵 犯 事 件 調 査 旅 費	2,142,000	2,142,000	0
8 国 籍 関 係 調 査 旅 費	2,478,000	1,080,000	1,398,000
8 委 員 旅 費	576,000	720,000	△ 144,000
9 庁 費	71,461,000	57,681,000	13,780,000
9 庁 舎 借 料	12,004,000	11,000,000	1,004,000
13 渡 切 費	10,410,000	10,446,000	△ 36,000
17 交 際 費	221,000	221,000	0
18 人 権 擁 護 委 員 実 費 弁 償 金	3,923,000	3,923,000	0
登 記 諸 費	187,315,000	159,613,000	27,702,000



項 目	昭和29年度要 求額 (円)	前年度予算額 (円)	比較増 △減 (円)
8 登記登録旅費	13,178,000	12,072,000	1,106,000
9 庁 費	174,137,000	147,541,000	26,596,000
最高 検 察 庁	55,808,000	53,571,000	2,237,000
2 職員基本給	39,117,000	37,270,000	1,847,000
3 職員諸手当	452,000	951,000	△ 499,000
3 職員特別手当	6,391,000	5,965,000	426,000
4 超過勤務手当	569,000	769,000	△ 200,000
5 待命職員給与	150,000	0	150,000
6 諸謝金	27,000	36,000	△ 9,000
7 報 償 費	1,800,000	1,800,000	0
8 職員旅費	521,000	840,000	△ 319,000
8 赴任旅費	400,000	238,000	162,000
9 庁 費	4,831,000	3,817,000	1,014,000
14 検 察 調 査 委 託 費	1,100,000	1,435,000	△ 335,000
17 交 際 費	450,000	450,000	0
検 察 費	451,237,000	409,067,000	42,170,000
6 諸 謝 金	4,500,000	4,500,000	0
8 検 察 旅 費	217,420,000	201,384,000	16,036,000
9 庁 費	229,317,000	203,183,000	26,134,000
高等 検 察 庁	290,875,000	268,520,000	22,355,000
2 職員基本給	224,585,000	205,647,000	18,938,000
3 職員諸手当	6,298,000	7,638,000	△ 1,340,000
3 職員特別手当	37,020,000	33,257,000	3,763,000
4 超過勤務手当	3,205,000	3,737,000	△ 532,000
5 待命職員給与	1,034,000	0	1,034,000
6 諸謝金	112,000	152,000	△ 40,000
7 報 償 費	3,600,000	3,600,000	0
8 職員旅費	1,315,000	1,659,000	△ 344,000
8 赴任旅費	1,100,000	602,000	498,000
9 庁 費	11,296,000	10,646,000	650,000
14 検 察 調 査 委 託 費	950,000	1,222,000	△ 272,000
17 交 際 費	360,000	360,000	0
地 方 検 察 官 署	2,901,468,000	2,616,014,000	285,454,000
2 職員基本給	2,099,866,000	1,866,259,000	233,607,000
3 職員諸手当	198,838,000	182,106,000	16,732,000
3 職員特別手当	350,706,000	305,474,000	45,232,000
4 超過勤務手当	32,652,000	59,662,000	△ 27,010,000
5 待命職員給与	6,994,000	0	6,994,000
5 常勤労務者給与	5,808,000	2,644,000	3,164,000
6 諸 謝 金	609,000	609,000	0

項 目	昭和29年度要 求額 (円)	前年度予算額 (円)	比較増 △減 (円)
7 報 償 費	36,250,000	36,289,000	△ 39,000
8 職員旅費	15,261,000	19,390,000	△ 4,129,000
8 赴任旅費	25,775,000	19,020,000	6,755,000
8 司法警察職員修習旅費	5,150,000	5,150,000	0
8 司法修習生旅費	237,000	296,000	△ 59,000
9 庁 費	100,635,000	88,491,000	12,144,000
9 採証器具費	7,283,000	7,283,000	0
9 無電機材費	10,000,000	17,200,000	△ 7,200,000
9 庁舎借料	1,154,000	1,132,000	22,000
14 検 察 調 査 委 託 費	2,900,000	3,659,000	△ 759,000
17 交 際 費	1,350,000	1,350,000	0
矯 正 官 署	5,628,151,000	4,677,377,000	950,774,000
2 職員基本給	3,804,391,000	3,204,086,000	600,305,000
3 職員諸手当	156,263,000	144,477,000	11,786,000
3 職員特別手当	635,799,000	510,517,000	125,282,000
4 超過勤務手当	693,862,000	533,315,000	160,547,000
5 矯正審議会委員手当	94,000	94,000	0
5 待命職員給与	16,790,000	0	16,790,000
5 常勤労務者給与	5,750,000	3,029,000	2,721,000
5 非常勤職員手当	7,612,000	5,631,000	1,981,000
6 諸 謝 金	1,568,000	1,485,000	83,000
7 報 償 費	1,850,000	1,958,000	△ 108,000
8 職員旅費	20,096,000	25,067,000	△ 4,971,000
8 赴任旅費	27,880,000	18,789,000	9,091,000
8 研修生旅費	16,973,000	16,986,000	△ 13,000
8 委員旅費	80,000	100,000	△ 20,000
9 庁 費	127,796,000	117,611,000	10,185,000
9 看守等被服費	107,680,000	90,577,000	17,103,000
9 警備用器具費	3,667,000	3,655,000	12,000
矯 正 収 容 費	3,771,349,000	3,581,059,000	190,290,000
6 諸 謝 金	12,467,000	12,445,000	22,000
6 収容者作業賞与金	52,258,000	52,258,000	0
6 職業補導賞与金	3,743,000	3,743,000	0
8 護送旅費	275,657,000	231,851,000	43,806,000
8 帰宅旅費	3,404,000	2,921,000	483,000
9 収容諸費	873,795,000	890,152,000	△ 16,357,000
9 収容者被服費	270,888,000	233,120,000	37,768,000
9 収容者食糧費	2,135,314,000	2,039,115,000	96,199,000
10 原 材 料 費	16,239,000	16,239,000	0
18 自治体警察実費弁償金	127,584,000	99,215,000	28,369,000



項 目	昭和29年度要 求額 (円)	前年度予算額 (円)	比較増 △減 (円)
刑 務 作 業 費	1,028,099,000	1,020,321,000	7,778,000
8 職 員 旅 費	13,748,000	14,471,000	△ 723,000
9 作 業 諸 費	260,377,000	250,918,000	9,459,000
9 作 業 場 等 借 料	2,557,000	3,140,000	△ 583,000
9 物 品 税	1,042,000	1,423,000	△ 381,000
9 木 材 引 取 税	375,000	279,000	96,000
10 原 材 料 費	750,000,000	750,090,000	△ 90,000
巢 鴨 刑 務 所	171,561,000	196,826,000	△ 25,265,000
2 職 員 基 本 給	46,665,000	54,511,000	△ 7,846,000
3 職 員 諸 手 当	454,000	583,000	△ 129,000
3 職 員 特 別 手 当	8,410,000	8,846,000	△ 436,000
4 超 過 勤 務 手 当	5,445,000	6,591,000	△ 1,146,000
5 待 命 職 員 給 与	5,628,000	0	5,628,000
5 常 勤 勞 務 者 給 与	6,832,000	6,864,000	△ 32,000
6 諸 謝 金	189,000	189,000	0
6 作 業 賞 与 金	9,610,000	6,334,000	3,276,000
7 報 償 費	50,000	54,000	△ 4,000
8 職 員 旅 費	55,000	68,000	△ 13,000
8 赴 任 旅 費	1,085,000	3,188,000	△ 2,103,000
8 作 業 旅 費	197,000	218,000	△ 21,000
8 護 送 旅 費	200,000	40,000	160,000
8 一 時 出 所 者 同 行 旅 費	8,108,000	12,155,000	△ 4,047,000
8 帰 住 旅 費	625,000	625,000	0
9 庁 費	1,928,000	3,670,000	△ 1,742,000
9 収 容 諸 費	36,457,000	40,827,000	△ 4,370,000
9 作 業 諸 費	1,777,000	3,557,000	△ 1,780,000
9 看 守 等 被 服 費	1,661,000	1,532,000	129,000
9 収 容 者 被 服 費	1,534,000	1,684,000	△ 150,000
9 物 品 税	10,000	43,000	△ 33,000
9 収 容 者 食 糧 費	34,219,000	39,729,000	△ 5,510,000
9 土 地 借 料 外 1 目	0	3,197,000	△ 3,197,000
10 原 材 料 費	377,000	2,276,000	△ 1,899,000
17 交 際 費	45,000	45,000	0
更 生 保 護 官 署	352,613,000	408,047,000	△ 55,434,000
2 職 員 基 本 給	243,709,000	290,734,000	△ 47,025,000
2 職 員 諸 手 当	27,884,000	27,378,000	506,000
3 職 員 特 別 手 当	40,713,000	47,637,000	△ 6,924,000
4 超 過 勤 務 手 当	6,492,000	7,968,000	△ 1,476,000
5 待 命 職 員 給 与	880,000	0	880,000
6 諸 謝 金	300,000	506,000	△ 206,000

項 目	昭和29年度要 求額 (円)	前年度予算額 (円)	比較増 △減 (円)
7 報 償 費	250,000	288,000	38,000
8 職 員 旅 費	2,800,000	3,498,000	△ 698,000
8 赴 任 旅 費	3,323,000	2,016,000	1,307,000
8 仮 積 放 等 審 査 旅 費	11,077,000	12,307,000	△ 1,230,000
8 保 護 司 研 修 旅 費	0	1,497,000	△ 1,497,000
9 庁 費	14,675,000	13,708,000	967,000
9 庁 舎 借 料	510,000	510,000	0
補 導 援 護 費	234,308,000	172,058,000	62,250,000
6 諸 謝 金	1,155,000	1,088,000	67,000
8 補 導 援 護 旅 費	20,150,000	21,144,000	△ 994,000
9 庁 費	22,803,000	16,938,000	5,865,000
14 更 生 保 護 委 託 費	31,696,000	23,436,000	8,260,000
18 保 護 司 実 費 弁 償 金	158,504,000	109,452,000	49,052,000
地 方 入 国 管 理 官 署	315,969,000	271,864,000	44,105,000
2 職 員 基 本 給	216,813,000	176,066,000	40,747,000
3 職 員 諸 手 当	1,487,000	1,483,000	4,000
3 職 員 特 別 手 当	36,217,000	29,880,000	6,337,000
4 超 過 勤 務 手 当	16,452,000	14,730,000	1,722,000
5 待 命 職 員 給 与	800,000	0	800,000
5 常 勤 勞 務 者 給 与	0	7,294,000	△ 7,294,000
6 諸 謝 金	22,000	106,000	△ 84,000
8 職 員 旅 費	2,875,000	1,940,000	935,000
8 赴 任 旅 費	2,823,000	2,006,000	817,000
8 証 人 等 旅 費	299,000	245,000	54,000
9 庁 費	9,031,000	10,626,000	△ 1,595,000
9 正 規 入 国 審 査 費	3,511,000	3,566,000	△ 55,000
9 警 備 艇 費	9,585,000	4,515,000	5,070,000
9 装 備 用 器 具 費	9,713,000	15,867,000	△ 6,154,000
9 庁 舎 借 料	6,341,000	3,540,000	2,801,000
護 送 収 容 費	136,910,000	185,353,000	△ 48,443,000
5 非 常 勤 職 員 手 当	438,000	320,000	118,000
6 諸 謝 金	788,000	776,000	12,000
7 報 償 費	0	495,000	△ 495,000
8 職 員 旅 費	3,658,000	4,105,000	△ 447,000
8 護 送 旅 費	42,572,000	67,675,000	△ 25,103,000
8 海 難 救 助 旅 費	108,000	120,000	△ 12,000
8 証 人 等 旅 費	80,000	0	80,000
9 収 容 諸 費	18,956,000	19,408,000	△ 452,000
9 護 送 備 船 費	28,009,000	37,484,000	△ 9,475,000
0 収 容 者 被 服 費	2,989,000	9,884,000	△ 6,895,000



項 目	昭和29年度要 求額 (円)	前年度予算額 (円)	比較増 △減 (円)
9 入国者収容所備品整備費	0	3,873,000	△ 3,873,000
9 海難外国人送還庁費	565,000	565,000	0
9 護送収容者食糧費	38,747,000	40,648,000	△ 1,901,000
公安審査委員会	7,040,000	6,930,000	110,000
2 職員基本給	2,973,000	2,823,000	150,000
3 職員諸手当	316,000	279,000	37,000
3 職員特別手当	496,000	463,000	33,000
4 超過勤務手当	64,000	72,000	△ 8,000
5 委員手当	2,261,000	2,224,000	37,000
8 職員旅費	71,000	88,000	△ 17,000
8 委員旅費	102,000	127,000	△ 25,000
8 参考人等旅費	0	48,000	△ 48,000
9 庁費	657,000	671,000	△ 14,000
17 交際費	100,000	135,000	△ 35,000
公安調査庁	726,938,000	655,834,000	71,104,000
2 職員基本給	375,932,000	330,832,000	45,100,000
3 職員諸手当	25,211,000	24,135,000	1,076,000
3 職員特別手当	62,820,000	53,747,000	9,073,000
4 超過勤務手当	6,056,000	12,137,000	△ 6,081,000
5 待命職員給与	1,600,000	0	1,600,000
6 諸謝金	27,000	27,000	0
8 職員旅費	1,188,000	1,458,000	△ 270,000
8 赴任旅費	2,890,000	1,374,000	1,516,000
8 団体等調査旅費	53,224,000	53,224,000	0
8 研修生旅費	4,052,000	4,052,000	0
8 参考人等旅費	34,000	34,000	0
9 庁費	42,324,000	40,948,000	1,376,000
9 公安調査官調査活動費	147,000,000	124,950,000	22,050,000
9 庁舎借料	4,490,000	4,126,000	364,000
15 無電施設整備費	0	4,700,000	△ 4,700,000
17 交際費	90,000	90,000	0
衆議院議員総選挙及参議院議 員通常選挙取締諸費	0	83,071,000	△ 83,071,000
法務省所管合計	19,914,567,000	18,443,815,000	1,470,752,000

◇昭和28年度法務官署営繕費 △印は建設省を經由して施行した分

事 項	昭和28年度予算額	昭和29年度予算額	備 考
法務本省	△ 65,000,000	△ 74,575,000	
検 察 庁	141,421,000 △ 133,091,000	28,500,000	
法 務 局	49,935,000 △ 69,697,000	△ 43,017,000	
矯正管区	2,619,000	0	
刑 務 所	5,177,000 226,681,000	148,200,000	
少 年 院	175,483,000	19,000,000 89,300,000	浄化槽, 汽缶整備費
少年鑑別所	76,817,000	0	
保護観察所	5,384,000	0	
各所新営	13,200,000	0	
公安調査庁	△ 19,174,000	△ 5,910,000	
入国管理局	△ 19,012,000	0	
計	△ 305,974,000 696,717,000	△ 123,502,000 285,000,000	
合 計	1,002,691,000	408,502,000	



# 2 財 産

## 法 務 省 国 有 財

### (1) 行 政 財 産 (公 用 財 産)

区 分 庁 名	土 地		立 木 竹		建 物	
	数 量	価 格	数 量	価 格	数 量	価 格
	坪	円	本 石 束	円	(建 坪) (延 坪)	円
法務本省	87,267.00	52,580,770.93	1,429.00 0 0	263,529.32 0 0	14,265.403 23,947.403	222,917,366.19
検 察 庁	194,310.25	170,925,575.22	1,062.00 31. 0	612,544.67 8,676.50 0	46,924.776 63,029.646	1,088,180,600.17
法 務 局	163,919.10	95,862,235.31	1,047.00 0 0	139,413.43 0 0	33,517.054 41,985,614	475,631,947.37
矯正管区 及び矯正 研修所	15,818.00	20,034,796.20	27.00 0 0	9,477.00 0 0	3,223.000 4,649.000	75,935,188.46
刑 務 所	10,160,615.20	129,092,077.79	24,483.00 55,943.25 1,000.00	461,442.80 357,389.75 35,000.00	309,043.874 361,146.189	1,577,988,374.40
少 年 刑 務 所	780,433.59	12,743,578.22	635.00 550.00 0	4,458.42 22,000.00 0	43,398.277 52,762.412	184,800,182.09
拘 置 所	185,145.66	47,056,737.16	592.00 0 0	2,688.50 0 0	36,123.121 51,328.871	153,886,417.69
少 年 院	1,161,566.00	43,100,410.42	2,746.00 3,192.79 0	899,577.80 1,613,673.66 0	48,856.706 54,394.641	665,015,476.40
少 年 鑑 別 所	78,282.00	47,469,063.96	250.00 0 0	43,644.00 0 0	15,083.926 17,981.176	339,768,062.14
地方更生 保護委員 会事務局 及び保護 観 察 所	51,872.00	16,995,825.74	61.00 0 0	21,980.00 0 0	4,178.705 5,596.430	76,154,975.49
公 安 調 査 庁	2,585.00	5,655,024.50	0 0 0	0 0 0	520.750 746.750	13,442,207.50
入国者収 容所及び 入国管理 事 務 所	3,689.00	1,353,503.64	4.00 0 0	400.00 0 0	1,387.194 1,880.194	24,720,604.64
計	12,885,502.80	642,869,599.09	32,336.00 59,717.04 1,000.00	2,459,155.94 2,001,739.91 35,000.00	556,522.686 679,448.326	4,398,441,402.54

### 産 現 在 額 (昭和28年3月31日現在)

工 作 物	法第2条第1項第 5号に掲げる権利		船 舶		機 械 器 具	合 計
	価 格	数 量	数 量	価 格		
円	坪	円	(隻 隻 隻)	円	円	円
51,033,745.67	124	7,472.40	—	—	—	326,802,884.51
202,939,809.68	21	1,267.50	—	—	—	1,462,668,473.74
44,565,749.05	57	5,795.00	—	—	—	616,205,140.16
11,530,115.31	—	—	—	—	—	107,509,576.97
404,270,305.50	—	—	1   10.00 4   8.00 9	3,444.70 89,470.00 8,209.00	62,588,670.39	2,174,894,384.33
80,223,535.79	—	—	0   0 3   89.17 4	— 153,615.66 2,253.10	—	277,949,623.28
94,260,429.62	—	—	1   0.50 0   0 0	2,264.00 — —	—	295,208,536.97
115,890,572.75	—	—	1   9.00 0   0.00 4	174,000.00 — 1,600.00	640,503.00	827,335,814.03
71,936,324.57	—	—	—	—	—	459,217,094.67
8,267,467.53	—	—	—	—	—	101,440,248.76
3,432,967.00	—	—	—	—	—	22,530,199.00
10,226,370.83	—	—	—	—	—	36,300,879.11
1,098,577,393.30	202	14,534.90	3   19.50 7   97.17 17	179,708.70 243,085.66 12,062.10	63,229,173.39	6,708,062,855.53



備考

- 1 法務本省のうちには、在京裁判所使用のもの及び在京検察庁、在京法務局、同支
- 2 検察庁のうち、浦和、大阪、神戸、山口、札幌、函館は、いずれも裁判所庁舎一
- 3 法務局は全庁分。
- 4 矯正管区は東京、大阪、名古屋、広島、福岡、仙台、札幌、高松の8ヶ所及び地
- 5 刑務所は全庁分。
- 6 少年刑務所は川越、水戸、松本、姫路、奈良、盛岡、函館、岩国、新光、愛知、
- 7 拘留所は東京、京都、大阪、神戸、広島、名古屋の6ヶ所。
- 8 少年院は、多摩、東京、愛光、茨城、千葉、宇都宮、赤城、榛名、印幡、八街、
- 川、四国、丸亀、瀬戸、豊ヶ岡、明德、豊浦、三島、宮川、岐阜、湖南、富山、
- 9 鑑別所は全庁分。
- 10 観察所は全庁分、地方更生保護委員会事務局は関東、近畿、中部、九州、東北の
- 11 公安調査庁は関東、近畿、中部、中国、九州、東北、北海道、四国の8ヶ所。
- 12 入国者収容所は横浜、大村の2ヶ所。

入国管理事務所は東京、名古屋、下関、松江、仙台、札幌の6ヶ所。

(2) 普通財産

区分 庁名	土地	
	数量	価格
法務本省	4,615	1,116,581.60
法務局	10,300	45,875.14
刑務所	7,120	15,8460.46
計	22,105	1,320,917.20

(3) 特別会計

解散団体財産収入金特別会計

区分 庁名	土地		建物		合計
	数量	価格	数量	価格	価格
法務省民事局	11,023.28	413,496.60	6,916.805 15,547.581	192,251,985.70	192,665,482.30
計	11,023.28	413,496.60	6,916.805 15,547.581	192,251,985.70	192,665,482.30

局、同出張所を含む。  
部借用。

方矯正研修所を含む。

佐賀の11ヶ所。

水府、関東、小田原、静岡、有明、新潟、浪速、交野、宇治、京都、神戸、鈴蘭台、加古  
広島、貴船原、美保、福岡、筑紫、佐世保、人吉、東北、青葉、置賜、北海の45ヶ所。

5ヶ所。

立木竹	工作物		合計
	数量	価格	価格
本石束	—	—	—
—	—	35.00	45,910.14
—	—	3.00	158,463.46
—	—	38.00	1,320,955.20



III 本省



# 1 内部部局

〔局課分掌業務の目的及び実施概要〕

## (1) 大臣官房

### イ 秘書課

#### 目的

皇統譜副本の保管，機密に関する事項，大臣の官印及び省印の管守，各部局の所掌事務の連絡調整，所管行政の考査，本省及びその所管各庁の内部組織に関する事項，最高裁判所との連絡交渉，公文書類の接受，審査，発送，編さん及び保存の外他の部局の所掌に属しない事務を行う。

#### 業務の実施状況

公文書類の接受件数	7,501
同 発送件数	22,956
法務省専用電信取扱件数受領	118,171
同 発送	124,282

#### 会 同

- (1) 3月7日検事長会同  
協議事項 人事に関する事項等
- (2) 3月20日検事長，検事正会同  
協議事項 選挙に関する検察運営上特に考慮すべき事項等
- (3) 7月8日検事長会同  
協議事項 人事に関する事項等
- (4) 10月7日検事長会同  
協議事項 人事に関する事項等
- (5) 10月8日9日検事長，検事正会同  
協議事項 刑事訴訟法の改正に伴い検察運営上考慮すべき事項，経理関係事項等

### 秘書課・広報連絡室

設置法5條 組織規程3條及び4條

#### 業務内容

法務省における広報事務，渉外連絡事務全般を掌りその円滑化を図っている。

#### 業務の実施状況

##### イ 広報事務について

法令の成立，公布その他法務省所管事務全般につきこれを国民に周知徹底させるた



めに、法務省における広報活動の中心となり普及及び宣伝啓発について企画し実施する。28年度中には下記の事業を行った。

- 1 法務大臣各局課係官の談話の発表
- 2 特殊案件の新聞発表 26回
- 3 新聞放送記者との定期会見
- 4 外務省における情報担当官連絡会議 23回
- 5 内閣審議室における広報課長会議 (含官報資料版編集会議) 28回
- 6 省内広報連絡員会議 1回
- 7 中央及び地方における人権相談所 中央 63回 地方 1,872回
- 8 放送キャンペーン会議 12回
- 9 刊行物
  - ポスター 「憲法記念」 50,000枚
  - 「社会を明るくする運動」 50,000枚
  - 「人権週間」 20,000枚
  - 「住民登録」 100,000枚
  - パンフレット 「戸籍の話」 20,000部
  - リーフレット 「社会を明るくする運動」 50,000枚
  - 「住民登録のしおり」 50,000枚
  - 「戸籍のしおり」 50,000枚
  - 「人権週間」 50,000枚
  - スライド 「社会を明るくする運動」 300枚
  - 「人権週間」 300枚
  - フィルムストリップ「住民登録」 100本
  - 映画 鱧 2匹 (検察の話) 2巻もの
- 10 講演会等
  - 憲法記念講演会 中央 1回 地方 7回
  - 社会を明るくする運動講演会 1回
  - 人権擁護講演会 中央 5回 地方 1,328回
  - 少年法施行30周年記念講演会 1回
  - 法律相談と講演の会 中央 8回 地方 3回
  - 前科は消える 1回
  - 検察文化の会 1回
  - 討論会 2回
  - 展示会 2回
  - 「社会を明るくする運動」論文募集 1回
- 11 ラジオ放送 (NHK) 中央 131回 地方 861回  
(民間放送) 回数不明なるもNHKとほぼ同数と推定する。

□ 渉外連絡事務について

駐留軍及び外国公館との渉外事務の連絡、日米安全保障条約に基づく行政協定による合同委員会裁判管轄権分科委員会等の事務、国際機関及び国際会議との連絡通信の事務及び海外渡航手続等の円滑化をはかっている。

- 1 日米合同委員会刑事裁判権分科委員会 約30回
- 〃 民事 〃 約30回
- 2 国際会議及び海外渡航手続

とき	旅行先	旅行の目的	渡航者名	備考
7月	マニラ	比国関係戦犯引取りのため	巢鴨刑務所長本田清一 他4名	
8月	米ハーバード大学	フルブライト法による公費留学生	札幌地検検事安倍治夫	
9月	奄美大島	事務引継のため	法務大臣官房調査課長 位野木益雄他3名	
9月	ロ-マ	国際刑法会議	検事総長 佐藤藤佐 刑事局参事官横井大三	
12月	ニューデリー	国際法律会議	民事局参事官平賀健太	

□ 人事課

目的及び内容

法務省並びに同所管官庁の人事行政全般の事務を遂行し、併せて分課規程により当課の所掌に属せしめられた事務を行う。

法務省及び同所管官庁である法務研修所、矯正研修所、巢鴨刑務所、入国者収容所、検察庁、法務局、地方法務局、矯正管区、拘留所、刑務所、少年刑務所、少年院、少年鑑別所、地方更生保護委員会、保護観察所及び入国管理事務所並びに公安審査委員会及び公安調査庁の職員45,371人に対する進退、身分、給与、規律、定員及び配置等に関する事務、司法試験管理委員会、副検事選考審査会、検察官特別考試審査会及び検察官適格審査会の庶務に関する事項をもつかさどっている。

業務の実施状況

改正国家公務員法の実施後4年を経過し、民主的運営を目標とする人事管理制度も一応その形態を整えるに至ったのであるが、新制度は総ての場面において複雑化したため、事務量は、昭和23年以前に比較すると著しく増加している。昭和28年度においては、この激増した経常的な事務を適正に処理した外、検察官の俸給等に関する法律の一部改正等給与法の改正、勤務評定制の全面的実施、法務省表彰規程、法務省賞恤規程の制定等が行われた。



任用関係取扱件数 (但本省及び附属機関並びに入国管理事務所及び入国者収容所  
においては雇、傭人以上、その他は職務の級9級以上のもの)

(自昭和28年1月1日  
至昭和28年12月31日)取扱件数

項	目	件	数	項	目	件	数
採	用		783	辞	職		176
昇	任		121	退	職 (死 亡)		27
転	任		49	同	(停 年)		5
配	置 換		1,604	失	職		1
任	官		13	免	職		3
併	任		314	外	国 出 張		31
併	任 解 除		174	事	務 代 理		9
出	向		25	同	解 除		10
休	職		63	事	務 取 扱		26
休	職 復 職		13	同	解 除		1

その他の事務

恩給請求書調査	786件
公務災害報告事件	855件
法務大臣表彰	32人 (右の外部外者 464人)
懲戒事件	884人
公証人の任免	任命 46 辞職 9

◇ 検察官適格審査会

目 的

検察庁法第23条第2項に規定する検察官の適格審査を行う。

業務の内容

(1) 検察官適格審査会は、検察官が心身の故障、職務上の非能率その他の事由に因りその職務を執るに適しないかどうかを審査するが、すべての検察官について3年ごとに行う定時審査と、法務大臣の請求又は職権で行う随時審査がある。

検察官適格審査会は、内閣総理大臣の監督に属し、国会議員、検察官、法務省の官吏、裁判官、弁護士及び日本学士院会員の中から選任された11人の委員を以て組織され、委員1名につきそれぞれ1名の予備委員が置かれている。委員及び予備委員となる国会議員は衆議院及び参議院において選出された衆議院議員各4人、参議院議員各2人であり、国会議員以外の委員は検事総長、法務事務次官、最高裁判所判事1人(最高裁判所判事の互選による)日本弁護士連合会の会長、日本学士院会員1人(日本学士院会員の互選による)であるが、この委員の予備委員は、検事総長につき次長検事、法務事務次官につき法務省刑事局長、日本弁護士連合会の会長につき日本弁護士連合会の副会長のうち年長者1名、最高裁判所判事及び日本学士院会員につき各同一の資

格ある者となつている。国会議員以外の委員及び予備委員については、内閣総理大臣が任命する。

審査会の会議は委員9人以上出席しなければ開くことができない。議事は出席委員の過半数によつて決し、可否同数のときは、委員のうちから互選された会長がこれを決する。

審査会の庶務は法務大臣官房において処理している。

(2) 関係法規

(イ) 検察庁法 (昭和22年4月1日 法律第61号)

(ロ) 検察官適格審査会令 (昭和23年9月16日 政令第292号  
同 26年5月8日 政令第134号  
同 27年7月21日 政令第305号)

業務の実施状況

昭和28年中においては不適格と判定された者はない。

ハ 調査課

目 的

1 司法制度に関する法令案及び他の部局の所管に属しない事項に関する法令案の作成

裁判所法、裁判所の設立及び管轄区域に関する法律、裁判官の報酬等に関する法律、検察官の俸給等に関する法律、裁判所職員定員法、執行吏に関する法律等司法制度に関する法令及び法務省所管事項中他の部局の所掌に属しないものに関する法令については、当課が主管部局として立案の事務をつかさどる。

すなわちそのための調査研究、案文の起草、各方面との連絡折衝、法令案の国会提出及び提出後における説明等の任に当る。

なお、裁判所、検察庁及びその支部の設立廃止及び管轄区域については、常時陳情及び請願があり、また行政区画、交通状況等の変化も著しいので、全国各地(全国の下級裁判所は676ヶ所、支部を併せると1,152ヶ所ある)の事情及び関係各方面の意向等について常時調査連絡に当たっている。

2 司法制度及び法務に関する資料の調査、収集、整備、編さん及び刊行

(a) 調査

(イ) 調査委嘱

学者その他の権威者に対し司法制度及び法務に関する調査を委嘱し又は自ら調査するもので、当面は主として各国の基本法制の調査及び所管の法令の立案につき特に必要と思われるものに重点を置いている。

(b) 翻訳

司法制度及び法務に関する英、独、仏その他の外国語資料につき翻訳を部外の専門家に委嘱するもので、司法省以来約40年の伝統を有し、現在は主として最新の外国の基本法の翻訳に重点を置いている。

(c) 資料

当課資料係の担当事務として司法制度及び法務全般に関する調査研究の資料を収集



整備すると共に、法務資料、司法制度調査資料、法務年鑑等の各種の資料を編さん刊行し、部内各局課及び関係各庁に配布し法令立案の資料に供するほか、執務上の参考に供している。また管下各庁の執務参考用に既成の図書資料を配付する事務も併せて行っている。

3 国立国会図書館支部法務図書館に関する事項（この事項については第35頁国立国会図書館支部法務図書館の項参照）

#### 4 法制審議会に関する事項

法制審議会は民事法、刑事法その他法務に関する基本的な事項について法務大臣の諮問に応じて、調査審議をする機関であつて、法務大臣を会長とし、最高裁判所裁判官その他の関係各庁の職員及び学識経験のある者のうちから任命された委員二十数名の外専門別の部会毎に別に任命される部会委員及び幹事数十名で組織されている。当課はこの法制審議会に関する事務を掌つている。（この事項については第244頁法制審議会の項参照）

#### 5 内外の法令及び判例の収集及び整備に関する事項、法令集等の編さん及び刊行

これらの事務処理のためには当課内に法規室が設けられている。（この事務の詳細については、第63頁法規室の項参照）

#### 6 法務に関する統計の整備、改善および企画、刑事統計、民事統計、矯正統計その他法務に関する統計及び統計資料の編さんおよび刊行

これらの事務処理のためには当課内に統計室が設けられている。（この事務の詳細については、第65頁統計室の項参照）

#### 事務の実施状況

1 本年度において司法制度に関する法令案及び他の部局に属しない法令案を立案し、公布したものをみると次のとおりである。

#### 法律の部

第15回国会に提出のもの

(イ) 下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律（昭28. 3. 16 法律第11号）

土地の状況、行政区画の変更等により簡易裁判所の名称、所在地及び管轄区域の一部をそれぞれ変更したもので、その改正箇所は85に及んでいる。

第16回国会に提出のもの

(ロ) 司法試験法の一部を改正する法律（昭28. 7. 25 法律第85号）

第2次試験の必須課目に商法を加え、行政法を労働法、破産法等と同列の選択課目に入れ、第1次、第2次の受験料をそれぞれ五百円、千円とした。

(ハ) 判事補の職権の特例等に関する法律の一部を改正する法律（昭28. 8. 8 法律第185号）

もとの法務官、公正取引委員会事務局の審判官、満洲国の律師等の職にあつた者のその在職年数を一定の条件の下に裁判官に任命されるに必要な職歴年数に通算した。

第17回国会に提出されたもの

奄美群島の復帰に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律（昭28. 11. 16 法律第

367号)

奄美群島の復帰に伴い、同地域における本邦の法令の適用、現地裁判所における訴訟の取扱及び現地における裁判所の設立等について定めたもの。

第18回国会に提出されたもの

(ニ) 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律（昭28. 12. 29 法律第291号）  
一般の政府職員の給与の増額に伴つて、判事、判事補及び簡易裁判所判事の報酬を増額した。

(ホ) 検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律（昭28. 12. 29 法律第292号）  
一般の政府職員の給与の増額に伴つて、検察官の俸給を増額した。

#### 政令及び省令の部

(イ) 執行吏国庫補助基準額令の一部を改正する政令（昭28. 2. 6 政令第15号）

(ロ) 最高検察庁の位置並びに最高検察庁以外の検察庁の名称及び位置を定める政令の一部を改正する政令（昭28. 4. 23 政令第79号）

(ハ) 奄美群島の復帰に伴う法務省関係法令の適用の経過措置等に関する政令（昭28. 12. 24 政令第404号）

(ニ) 法務省組織規程の一部を改正する省令（昭28. 3. 26 法務省令第19号）

(ホ) 地方検察庁支部設置規則の一部を改正する省令（昭28. 4. 23 法務省令第33号）

(ヘ) 地方検察庁支部設置規則の一部を改正する省令（昭28. 9. 4 法務省令第67号）

(ト) 法務局及び地方法務局支局及び出張所設置規則等の一部を改正する省令（昭28. 12. 24 法務省令第89号）（奄美群島の復帰に伴い同群島に関する法務省関係省令の改正）

(チ) 地方検察庁支部暫定設置規則（昭28. 12. 24 法務省令第90号）

2 司法制度及び法務に関する資料の調査、収集、整備、編さん及び刊行

#### (1) 資料の調査

(a) 本年中に調査を委託した主なるものは、

(イ) ドイツ執行吏法

(ロ) チェコスロヴァキア刑法

(ハ) オーストリア刑法

(ニ) ロシア社会主義連邦ソヴェット共和国刑法

(ホ) マサチューセッツ州刑事法

(b) 翻訳

昭和28年中に翻訳を了した主なるものは

(イ) ドイツ刑法典

(ロ) ウィルヘルム・ザウエル著 純正科学及び応用科学としての刑事学

(ハ) イタリア1949年刑法予備草案第9章「公德及び良俗に対する犯罪について」

(ニ) 1948年イギリス刑事裁判法

#### (2) 資料の収集整備

(イ) 法務省各部局等及び他官庁ならびに各種団体等から、その刊行した資料であつて、法務上の参考となるものを収集し、部外の刊行した資料については部内におけ



る執務上の参考資料として、関係部局に配布し、更に収集の全種類を整理して法務図書館へ納める。昭和28年中における収集総部数は551種12,484冊となつてい

る。  
 (ロ) 本省各部局及び所管各地方庁の執務上必要とする図書資料を選択し、配布する。昭和28年中に配布した総部数は497種、108,194冊(雑誌を含む)、その内本省へは173種1,966冊、検察庁関係へは286種98,207冊、矯正並に保護関係へは14種2,843冊、法務局関係へは24種5,178冊となつている。

(3) 資料の編さん及び刊行

法務省各部局及び関係各庁の執務上の便宜に供するため、次の資料を編さん刊行し配布した。

(a) 法務資料 内外の諸法制、その運用状況に関連ある諸事項の調査研究を収録する。司法資料を前身とし30年の刊歴を有する。昭和28年中には次の通り刊行した。

号	題名	著訳者	頁数	刊行年月	体裁
323	ロックアウトに関する法律上の諸問題 (司法研修所、司法研究報告書第5輯5号の複製)	緒方節郎	249	28.1	A5.仮
324	ドイツに於ける第二次大戦後の犯罪とその対策 (ドイツ戦後犯罪の社会学)	バーダー, K. S.	325	28.2	"
325	労働仮処分の諸問題 (司法研修所、司法研究報告書第5輯第6号の複製)	柳川真佐夫	190	28.2	"
326	ドイツ裁判所構成法(条文及び註釋)	シュワルツ, O. 篠塚春世訳	151	28.3	"
327	ドイツ刑事訴訟法	篠塚春世訳	178	28.7	"
328	1948年英国刑事裁判法	小川太郎訳	131	28.12	"

(b) 司法制度調査資料 諸外国の現行司法制度に関する諸調査をまとめ、主として制度改革の立法に具えて刊行配布する。昭和28年中には次の通り刊行した。

号	題名	著訳者	頁数	刊行年月	体裁
4	米国の Discovery, Deposition 及び Affidavit に関する現行制度	田中和夫	65	28.2	A5.仮
5	英国の上訴制度	関根小郷 岩田誠	76	28.10	"

(c) 法務年鑑 法務本省及び管下各庁の組織、定員、会計、業務の実態、諸統計等を取りまとめ法務省全般の業績を、歴年的に記録したもの。司法一覽、法務一覽を前身として50余年の刊歴を有する。昭和28年12月に昭和27年版(A5, 650頁)を刊行した。

以上の刊行資料総計14,391冊を次の通り配布した。

	法務資料	法務年鑑	司法制度調査資料	合計
内部部局	781	121	164	1,066
附属機関	284	24	42	350
地方支分部局 (法務局、矯正管区関係)	900	2,208	67	3,175
検察庁	4,968	955	1,393	7,316
公安調査庁その他外局	438	68	83	589
裁判所、法曹団体	515	220	220	955
諸官庁、団体、大学等	613	195	132	940
計	4,499	3,791	2,101	14,391

法規室

業務の内容

当室は、もと法規課として、昭和23年法務庁設置とともに発足したのであるが、その後法務庁は法務府となり、更に昭和27年8月1日法務省と組織が変更して法規室となつたけれども、当室のつかさどる事務は、現在の法務省設置法、法務省組織令及び法務省組織規程にあるように、「内外の法令及び判例の収集及び整備に関する事項、法令集等の編さん及び刊行に関する事項」ということに一貫している。しかして、ここに、いわゆる法令、判例の「整備」の事務は、単なる形式的機械的な整備に止るものでなく、実質的内容的な整備を行つているのである。

業務の実施状況

1 法令の整備

(i) 法令整備カードの作成

新しく制定せられる法律以下告示、訓令、指令に至るすべての法令を正確迅速に整備することはもち論、従前のすべての法令について、その制定、改正、廃止の経過を明らかにして整備する詳細な仕事を行つている。これがために、慶応3年以降現在までに制定された全法令数十万件について、その現行たると非現行たるとを問わず、徹底的に究明して拾い上げ、一法令毎にその新制定、改正、廃止に応じて、その公布、施行、改廃経過、根拠法、他法令との関係を記入した基礎カードを作成し、これを50音別及び法令別に分類し、キャビネットに収納して法令の一大戸籍とも称すべきものを完成しつつある。昭和28年末までにおいて、この事業は、(イ) 現行法令については完了し、(ロ) 全法令中法律については完了し、(ハ) 政令、勅令以下省令までについては、カード作成は一応完了し、個々の再検討をなしつつあり、(ニ) 訓令通達については、昭和15年以降現在までのものにつき本カードの作成を終り、



明治30年以降昭和14年までのものにつき調査補助カードの作成を終り順次既往に遡及して整備中である。(注) 告示等については、以上の事業の完了を待つて取りかかる予定である。

(2) 検察庁等配布用法令整備カードの作成

上記の法令整備カードは、基礎的なものとして法規室において完ぺきに整備して利用に資するが、直接法令の運用に当る検察庁及び法務局等の利便に資するため、上記カード中現行法令に関するもの約6,000件について、上記カードを基礎として特に配布用カード(総数36万枚)を作成し印刷配布すべく準備を進めている。

(3) 法令の効力の検討と整理法案作成の基礎作業

明文をもつて廃止されていないが、失効している法令や実効性のなくなつていく法令が少なくないので、法令適用上の疑義なからしめるため、かような法令を検出し、その効力を理論的に検討するとともに、立法上整理の措置を採ることを促進した。

この種の法令として検出したものは、昭和28年7月31日現在で、次表の通りである。

法 令	政 令	勅 令	閣 令	省 令	計
件 486	件 197	件 3,607	件 178	件 3,695	件 7,985

しかして、これら法令を検討整理して、「理論上失効しているか又は現在実効性を喪失している法律で、この際整理を要すると思われるもの」、「一応現行法令と認められるが、ほとんど適用の余地がないか、又は内容が現状に副わないもので、この際整理を要すると思われるもの」及び「整理を要する政令及び勅令一覧」等の法令整理資料を作成し、本省内部の外に、内閣の法令整理本部及び各省に配布し、第19国会における各省関係の整理法律案作成に協力し、その基礎資料として役立たしめた。その結果同国会において廃止された法律は375件にのぼつている。

(4) 法令の過誤不統一の是正

法令整備の上から各種法令について、その立法技術上の不統一、立法上の過誤をとり上げて、これを旧来の法令の改廃及び将来の立法に資すべく材料を整備し、「法令整備意見」を印刷配布する外、随時法令立案当局に連絡し、協議会をも開いて法令の完ぺき化につとめている。

2 法令の編さん

(1) 現行日本法規の編さん刊行

これは、従来の各種法規集が種々不正確不完全であるので、当室の責任において、權威ある法令集を作成し、あまねく一般の利便に供しようとするもので、この編集は、現行の全法令を遺漏なく収録し、条文の正確性を確保し、改廃等の経過につき法令自体の沿革にとどまらず各条文毎に全部改正、一部改正、追加、削除、条文繰上、繰下その他の経過及び根拠を各条に互り逐一註記したのであり、編成配列についても、新憲法の実施による法制の一大変革に応じて新しい方法をとつた。昭和25

年9月に17編21巻21,741頁、索引1巻660頁の全巻を完成し、その後加除式によつて引続き法令の制定改廃に伴う迅速なる追録を編集、印刷配布しているが、平和条約の発効に伴う法制の変革と新法令の増加とに応じて編成を若干新たにするとともに各巻の分冊を行い、今や台本は、30冊約35,000頁になつている。

(2) 国会制定法律の印刷配布

国会制定の法律について、これを速報すべく各会期毎に一纏めにして印刷配布することも行事となつており、昭和28年末までには「第18回国会法律集」まで完了した。

(3) 法令月報の印刷配布

頻繁に行われる法令の制定改廃について、その内容を可及的迅速に知らせる執務上これが適正な運営に資するため、各月中に公布された全法令の要旨、国会における法案の審議経過、立案中の法案、法令の改廃経過その他を登載した「法令月報」A5判約50頁を毎月1回印刷配布した。

3 条 令 の 整 備

地方公共団体の条例規則もこれをすべて収集し、事項別、府県別に分類整理し、その立法技術、特に法定刑その他の点について整備上の問題として、これを検討し、その完全正確化につき協力助言する仕事もしている。

4 判 例 の 整 備

(1) 判決、決定の収集整備

最高裁判所及び高等裁判所の刑事、民事事件の判決、決定をすべて収集して、これを分類整理している。

(2) 判例要旨カードの印刷配布

検察庁及び法務局に対し、最高裁判所及び高等裁判所の民事及び刑事の判例につき、その判示事項、裁判要旨、反対意見、適用条文、事件番号、事件名、被告人の氏名、言渡年月日、上告結果等を記入した「判例要旨カード」を印刷し、整備用キヤビネットと共に配布し、これを年別、法条別等に整理せしめ、法令運営に供している。

(3) 判例資料の配布

最高裁判所判例集、高等裁判所判例集、大審院判例集その他の判例関係の資料の印刷配布を行つている。

統 計 室

業 務 の 内 容

統計室の業務の内容は法務省組織規程第6条に定められているが、それは次のとおりである。

- 1 法務に関する統計の整備、改善及び企画に関する事項
- 2 刑事統計、民事統計、矯正統計その他法務に関する統計に関する事項
- 3 統計資料の編さん及び刊行に関する事項



## 業務の実施状況

### 第1 法務に関する統計の整備、改善等に関する事項

#### A 刑事統計の整備改善

現行検察統計年報は、旧司法省時代に制定されたものであるが、裁判所の分離に伴いその内容が著しく跛行的なものとなつたばかりでなく、調査項目自体新時代の要求にそわない点が多々存する実状で、根本的な改正が必要となつている。当室においては、数年前からこの改正を企図しその資料の収集と検討につとめ本年28年に至り大体の骨子を取纏め得たので、8月から10月までの間、6回に亘り調査課内関係者によつて詳細検討を加え一応の草案を作成した。この草案については更に刑事局との調整を図るため同局関係者と打合を行うこととし、11月その第1回会議を開催し草案の説明を行つた。第2回会議以後細目に亘つて検討する筈であるが目下刑事局においてその準備を進めている。

#### B 民事統計報告様式の改正

この報告様式は従来とも毎年簡素化につとめてきたのであるが、本年においても新法令の施行に伴う改正を加えるとともに、一層簡素化し実施した。

### 第2 刑事統計、民事統計、矯正統計その他法務に関する統計に関する事項

#### A 刑事統計

##### (1) 調査の対象

刑事統計に関する調査は、主として、検察庁で取扱つた被疑者を対象としているが、刑の執行猶予、本刑通算未決勾留、保釈取消等被疑者以外のものを対象とするものもある。

##### (2) 調査の時期

臨時に行う場合を除いては年1回行う年次調査と毎月又は4半期、上下2半期に行う調査の4種類に区分している。

##### (3) 調査事項

定期的に行うものの調査事項は概ね次のとおりである。

###### (イ) 毎月行うもの

被疑者の総人員及びその受理並びに処理状況（主要罪名別）

未処理被疑者の未済期間

月末現在における勾留人員

被疑者の処遇（逮捕区分、身柄の処置、勾留期間）

被疑者の体性別

外国人被疑者の国籍別

保釈中の犯罪及び保釈の取消

###### (ロ) 4半期毎に行うもの

少年被疑者の年令別及び罪名別による受理及び処理状況

###### (ハ) 2半期毎に行うもの

朝鮮人被疑者の罪名別による受理及び処理状況

###### (ニ) 年1回行うもの

被疑者の全法令別、受理及び処理状況

被疑者受理の原由

被疑者の処理期間

公訴の取消理由（罪名別）

起訴猶予者の年令、犯時及び教育程度（罪名別）

起訴した者のうち起訴猶予の再犯者及び再犯までの期間（罪名別）

刑の執行猶予者の刑及び猶予の期間（罪名別）

刑の執行猶予取消の理由及び取消の期間（罪名別）

本刑に通算した未決勾留日数（刑名刑期等の別）

#### (4) 基本規程

刑事統計（年表）調製規程（昭和17年9月1日 司法省調第318号訓令）

検察統計月報、同期報調製要領（昭和27年5月31日 法務府法意四発第171号通達）

#### B 民事統計

##### (1) 調査の対象

民事統計に関する調査は、主として登記所において取り扱う登記を対象とし、登記の件数、箇数及び登録税・手数料額等の調査を行う。

##### (2) 調査の時期

年間の調査及び会計年度の調査の2種がある。登記の件数箇数及び登録税・手数料（総額のみ）調査は前者であり、登録税法による登録税額・法令による登録税免除件数及び登記簿謄抄本交付手数料等の調査は後者に属する。

##### (3) 調査事項

###### (イ) 年間の調査を行うもの

不動産及び船舶登記

農業用動産抵当登記

商業登記

組合その他の法人の登記

登録税及び手数料の総額

###### (ロ) 会計年度の調査を行うもの

登録税額………登録税法の各条項号別に区分した調査

登録税免除件数………法令により登録税を免除されたものに限り調査

手数料額………登記簿の謄本、抄本、閲覧、証明、印鑑証明等の手数料調査

#### (4) 基本規程

登記統計年表（昭和24年6月24日法務府法意四発第12号法制意見第四局長通達）登録税額報告表、同免除件数調及び手数料額報告表（昭和24年5月11日法務庁資統局発第171号資料統計局長通達）



**C 矯正統計**

1 調査の内容

拘置所、刑務所、少年刑務所、少年院及び少年鑑別所の収容状況並びに収容者についての統計調査である。

2 業務の実施状況

調査は次の規程にもとづいてなされている。

(イ) 行刑関係

行刑統計月表報告例及び様式……昭和27年8月矯正甲第79号訓令

行刑統計年表報告例及び様式……昭和16年7月調第201号訓令

行刑統計小票取扱規程及び様式……昭和15年11月調第239号訓令

刑務作業年表報告例及び様式……昭和29年2月調第136号訓令

刑執行事件年表報告例及び様式……昭和16年4月調第99号訓令

(ロ) 少年院関係

在院者月表報告例及び様式……昭和24年11月矯保甲第1,064号訓令

少年院年表報告例及び様式……昭和24年12月矯保甲第1,243号訓令

(ハ) 少年鑑別所関係

観護月表報告例及び様式……昭和24年11月矯保甲第972号訓令

a 月表はいずれも月間における施設の入出所の状況、平均収容人員及び月末日に収容中の者について各種の調査を行うことを内容とし、翌月の12日迄に各所分を収集して、全国集計を行い、製表の上月報に登載している。因に、行刑統計月表で調査する入出監者の種別は、「受刑者(成人・少年)」、「死刑確定者」、「被告人」、「被疑者」、「労役場留置者」、「引致状による留置者」、「監置者」、「観護措置の仮収容者」及び「携帯乳児」である。

b 行刑統計年表は、刑務所職員、収容者の懲罰事犯及び累進処遇による階級別等の調査を行い、少年院年表は、年間の新収容者について、行為、年齢、職業、境遇、教育、処分及び非行原因等の調査を行うことを内容とし、前者は、翌年の1月末日迄に、後者は、2月末日迄に各所分を収集して全国集計を行い、製表の上各年報に登載している。

c 行刑統計小票は、受刑者入監小票、受刑者出監小票、再入受刑者小票及び病者小票の4種類あつて、それぞれ入監時、出監時、再入時及び病者の転帰時に各人1枚づつ作成し、月毎に一括提出することとしているが、年間総数約20万枚が当係に収集され、35種類の統計表に分類集計されて、年報の主要な資料となつている。

d その他刑務作業年表は、年間の刑務作業の実施状況及び収支の関係を調査し、刑執行事件年表は、各検察庁における自由刑、死刑、罰金刑及び科料刑の執行件数並びに金額等について調査するもので、いずれも集計結果を年報に登載している。

**第3 統計資料の編さん及び刊行に関する事項**

a 法務統計月報

法務統計月報は昭和27年8月法務省の発足と同時にこの題名をもつて刊行した。

その意図するところは、これを機会に省内全般に亘る諸統計を掲載して各界の利用に寄与しようとするものである。28年はその手初めとして刑事、民事、矯正の3部門に関する統計を掲載した。29年度からは訟務、出入国管理、保護、人権擁護等に関する統計をも掲載するため、関係部局と接衝中である。

b 統計年報

当室刊行の統計年報は刑事、民事及び矯正の3種であるが、いずれも創刊以来50年以上継続して刊行されている。本年編さん、刊行のものは次のとおりであり、広く官庁、大学、図書館等にも配付した。

	刊行済のもの		編さんを終り、刊行手続中のもの	
	名 称	刊行時	名 称	刊行予定時
刑 事 関 係	第77検察統計年報 (昭和26年)	3月	第78検察統計年報 (昭和27年)	昭和29年3月
民 事 関 係	第65登記統計年報 ( " 年)	3月	第66登記統計年報 ( " 年)	" 年1月
矯 正 関 係	第53行刑統計年報 ( " 年)	4月	第54行刑統計年報 ( " 年)	" 年2月
	第53行刑統計要旨 ( " 年)	"		

c その他の統計資料

法務統計資料第3号「刑罰法令のしおり」(4月刊行)

この資料は昭和25年8月刊行した「刑罰法規の罪名一覧表」の改訂版で、昭和27年12月末現在における刑罰法令の公布年月日、法令番号、統計上の罪名、施行年月日、法定刑及び改廃等の経過等を50音別に登載したものである。主として、検察庁統計職員を対象として執務上の資料として刊行配付したものである。



各種組合及びその他の法人登記の名称等調

番号	登記の名称	基本法令公布の年月日及び番号	基本法令の名称
1	産業組合登記	明治33. 3. 7 法 37号	産業組合法
2	産業組合連合会登記	明治42. 4. 6 法 27号	産業組合法中改正
3	産業組合中央会登記	同上	同上
4	産業組合中央金庫登記	大正12. 4. 9 法 42号	産業組合中央金庫法
5	農林中央金庫登記	昭和18. 3. 11 法 46号	農林中央金庫法
6	産業組合監査連合会登記	昭和13. 3. 18 法 15号	産業組合自治監査法
7	農業団体監査連合会登記	昭和18. 3. 11 法 46号	農業団体自治監査法
8	農業協同組合監査連合会登記	昭和22. 11. 19 法133号	農業協同組合自治監査法
9	農林組合登記	明治40. 4. 23 法 43号	森林法
10	森林組合連合会登記	昭和14. 3. 12 法 18号	森林法中改正
11	森林組合登記	昭和26. 6. 26 法249号	(新) 森林法
12	森林組合連合会登記	同上	同上
13	漁業組合登記	明治43. 4. 12 法 58号	漁業法
14	漁業組合連合会登記	同上	同上
15	水産業団体登記 (漁業会, 製造業会, 道府県) (水産業会, 中央水産会)	昭和18. 3. 11 法 47号	水産業団体法
16	水産協同組合登記 (漁業協同組合) (漁業生産組合) (漁業協同組合連合会) (水産加工業協同組合) (水産加工業協同組合連合会) (水産業協同組合共済会)	昭和23. 12. 15 法242号	水産協同組合法
17	住宅組合登記	大正10. 4. 12 法 66号	住宅組合法
18	海外移住組合登記	昭和 2. 3. 30 法 25号	海外移住組合法
19	海外移住組合連合会登記	同上	同上
20	家畜保険組合登記	昭和 4. 3. 28 法 19号	家畜保険法
21	養蚕実行組合登記	昭和 6. 3. 30 法 24号	蚕糸業組合法
22	牧野組合登記	昭和 6. 4. 1 法 37号	牧野法
23	工業組合登記	昭和 6. 4. 2 法 62号	重要輸出品工業組合法中改正 (工業組合法に改める)
24	工業組合連合会登記	同上	同上
25	工業組合中央会登記	昭和 8. 3. 28 法 20号	工業組合法中改正

(昭和28年12月31日調)。

廃止その他	廃止等の根拠の法令公布の年月日及び番号	根拠の法令名	備考	番号
廃止	昭和23. 7. 30 法200号	消費生活協同組合法		1
同上	同上	同上		2
同上	同上	同上		3
改称	昭和18. 3. 11 法 46号	農業団体法附則 120 条	「農林中央金庫法」と改称	4
同上	同上	農業団体法附則 121 条	「農業団体自治監査法」と改称	5
同上	昭和22. 11. 19 法133号	農業協同組合法の制定に伴う農業団体等の整理に関する法律附則25条	「農業協同組合自治監査法」と改称	6
解散	昭和24. 5. 25 法104号	農業協同組合自治監査法を廃止する法律		7
廃止	昭和26. 6. 26 法249号	(新) 森林法		8
同上	同上	同上		9
同上	同上	同上		10
同上	同上	同上		11
同上	同上	同上		12
同上	昭和18. 3. 11 法 47号	水産業団体法		13
同上	同上	同上		14
同上	昭和23. 12. 15 法243号	水産業協同組合法の制定に伴う水産業団体等の整理に関する法律		15
同上	同上	同上		16
同上	同上	同上		17
廃止	昭和25. 4. 1 法 93号	海外移住組合法廃止に関する法律		18
同上	同上	同上		19
同上	昭和22. 12. 15 法185号	農業災害補償法		20
同上	昭和22. 11. 19 法133号	農業協同組合法の制定に伴う農業団体の整理に関する法律		21
同上	昭和25. 5. 20 法194号	(新) 牧野法		22
同上	昭和18. 3. 11 法 53号	商工組合法		23
同上	同上	同上		24
同上	同上	同上		25



番号	登記の名称	基本法令公布の年月日及び番号	基本法令の名称
26	工業小組合登記	昭和14. 4. 4 法 65号	工業組合法中改正
27	商業組合登記	昭和 7. 9. 6 法 25号	商業組合法
28	商業組合連合会登記	同 上	同 上
29	商業組合中央会登記	昭和15. 4. 4 法 97号	商業組合法中改正
30	商業小組合登記	同 上	同 上
31	商工組合登記 (統制組合, 施設組合)	昭和18. 3.11 法 53号	商工組合法
32	商工組合中央会登記	同 上	同 上
33	商工協同組合登記	昭和21.11.11 法 51号	商工協同組合法
34	商工協同組合中央会登記	同 上	同 上
35	商工組合中央金庫登記	昭和11. 5.27 法 14号	商工組合中央金庫法
36	農事実行組合登記	昭和 7. 9. 7 法 30号	産業組合法中改正
37	負債整理組合登記	昭和 8. 3.29 法 21号	農村負債整理組合法
38	蚕糸共同施設組合登記 (蚕糸協同組合, 蚕糸業会)	昭和11. 5.26 法 11号	蚕糸業法中改正
39	肥料製造業組合登記	昭和11. 5.29 法 30号	重要肥料業統制法
40	日本競馬会登記	昭和11. 5.29 法 31号	競馬法中改正
41	漁船保険組合登記	昭和12. 3.31 法 23号	漁船保険法
42	漁船保険組合登記 (地域組合, 業態組合)	昭和27. 3.31 法 28号	漁船損害補償法
43	漁船保険中央会登記	同 上	同 上
44	貿易組合登記 (輸出組合, 輸入組合)	昭和12. 8.14 法 74号	貿易組合法
45	貿易組合連合会登記 (輸出組合連合会, 輸入組合) 連合会, 輸出入組合連合会)	同 上	同 上
46	貿易組合中央会登記	同 上	同 上
47	輸出入組合登記	昭和27. 8. 5 法299号	輸出入取引法
48	輸入組合登記	昭和28. 8. 8 法188号	同 上
49	百貨店組合登記	昭和12. 8.14 法 76号	百貨店法
50	恩給金庫登記	昭和13. 4. 1 法 57号	恩給金庫法
51	庶民金庫登記	昭和13. 4. 1 法 58号	庶民金庫法
52	農業保険組合登記	昭和13. 4. 1 法 68号	農業保険法
53	農業保険組合連合会登記	同 上	同 上
54	軍用保護馬鍛錬中央会登記	昭和14. 4. 7 法 76号	軍馬資源保護法
55	製酪業組合登記	昭和14. 3.25 法 27号	酪農業調整法
56	造船組合登記	昭和14. 4. 5 法 70号	造船事業法
57	造船組合連合会登記	同 上	同 上
58	海運組合登記	昭和14. 4. 5 法 69号	海運組合法

廃止その他	廃止等の根拠の法令公布の年月日及び番号	根拠の法令名	備考	番号
廃止	昭和18. 3.11 法 53号	商工組合法		26
同上	同 上	同 上		27
同上	同 上	同 上		28
同上	同 上	同 上		29
同上	同 上	同 上		30
同上	昭和21.11.11 法 51号	商工協同組合法		31
同上	同 上	同 上		32
同上	昭和24. 6. 1 法182号	中小企業等協同組合法		33
同上	同 上	同 上		34
				35
同上	昭和23. 7.30 法200号	消費生活協同組合法		36
				37
同上	昭和20.12.23 法 57号	新蚕糸業法		38
同上	昭和22.11.19 法130号	重要肥料統制法		39
同上	昭和23. 7.13 法158号	新競馬法		40
同上	昭和27. 3.31 法 28号	漁船損害補償法		41
				42
				43
同上	昭和21.10.21 法123号	貿易組合法を廃止する法律		44
同上	同 上	同 上		45
同上	同 上	同 上		46
改称	昭和28. 8. 8 法188号	輸出取引法の一部を改正する法律	「輸出入取引法」と改称	47
				48
廃止	昭和22.12.19 法212号	百貨店法を廃止する法律		49
同上	昭和24. 5.20 法 49号	国民金融金庫法		50
同上	同 上	同 上		51
同上	昭和22.12.15 法185号	農業災害補償法		52
同上	同 上	同 上		53
同上	昭和20.11.21 勅643号	(ホ)軍馬資源保護法等廃止に関する件		54
同上	昭和24. 6. 1 法180号	酪農業調整法廃止に関する法律		55
同上	昭和22.12.13 法177号	造船事業法廃止に関する法律		56
同上	同 上	同 上		57
同上	昭和22. 8.19 法 94号	海運組合法廃止に関する法律		58



番号	登記の名称	基本法令公布の年月日及び番号	基本法令の名称
59	海運組合連合会登記	昭和14. 4. 5 法 69号	海運組合法
60	宗教団体登記 (教派, 宗派, 教団) (寺院, 教会)	昭和14. 4. 8 法 77号	宗教団体法
61	宗教法人登記 (宗派, 教派, 教団) (神社, 寺院, 教会)	昭和20.12.28 勅719号	宗教法人令
62	神社, 寺院, 教会, 財産登記	同上	同上
63	宗教法人登記 (教派, 宗派, 教団, 神社, 寺院, 教会, 修道会, 司教会)	昭和26. 4. 3 法126号	宗教法人法
64	自動車運送事業組合登記	昭和15. 4.10 法106号	自動車交通事業法
65	自動車運送事業組合連合会登記	同上	同上
66	住宅営団登記	昭和16. 3. 7 法 46号	住宅営団法
67	貸家組合登記	昭和16. 3. 7 法 47号	貸家組合法
68	貸家組合連合会登記	同上	同上
69	貸室組合登記	同上	同上
70	貸室組合連合会登記	同上	同上
71	国民更生金庫登記	昭和16. 3. 6 法 42号	国民更生金庫法
72	帝都高速度交通営団登記	昭和16. 3. 7 法 51号	帝都高速度交通営団法
73	農地開発営団登記	昭和16. 3.13 法 65号	農地開発営団法
74	統制組合登記	昭和16. 8.30 勅831号	重要産業団体令
75	港湾運送事業地区別団体登記	昭和16. 9.17 勅860号	港湾運送事業統制令
76	産業設備営団登記	昭和16.11.26 法 92号	産業設備営団法
77	日本馬事会登記	昭和16.12.24勅1201号	馬事団体令
78	馬事組合登記	同上	同上
79	敵産管理に関する登記	昭和16.12.22 法 99号	敵産管理法
80	戦時金融金庫登記	昭和17. 2.19 法 32号	戦時金融金庫法
81	南方開発金庫登記	昭和17. 2.19 法 33号	南方開発金庫法
82	戦時海運管理令に基く船舶運管会登記	昭和17. 3.25 勅235号	戦時海運管理令
83	商船管理委員会登記	昭和17. 3.25 勅235号	戦時海運管理令
84	金融統制令に基く統制組合登記	昭和17. 4.18 勅440号	金融統制団体令
85	地方金融協議会登記	同上	同上

廃止その他	廃止等の根拠の法令公布の年月日及び番号	根拠の法令名	備考	番号
廃止	昭和22. 8.19 法 94号	海運組合法廃止に関する法律		59
同上	昭和20.12.28 勅713号	(ボ)宗教団体法廃止に関する件		60
同上	昭和26. 4. 3 法126号	宗教法人法		61
同上	同上	同上		62
同上	同上	同上		63
同上	昭和22.12.16 法191号	道路運送法		64
同上	同上	同上		65
閉鎖	昭和22. 1.27閣令, 大蔵, 外務, 商工, 運輸司法省令1号	(ボ)昭和20年大蔵, 外務, 内務, 司法省令1号中改正の件	閉鎖機関指定	66
				67
				68
				69
				70
同上	同上	同上	同上	71
同上	同上	同上		72
廃止	昭和20.12.16 法 44号	(ボ)国家総動員法及戦時緊急措置法廃止法律		73
同上	同上	同上		74
同上	昭和21.10.19 法 46号	産業復興営団法	産業設備営団は閉鎖機関指定	75
同上	昭和20.12.19 法 44号	(ボ)国家総動員法及戦時緊急措置法廃止法律		76
同上	同上	同上		77
同上	昭和20.11.25大蔵省令101号	(ボ)外貨債処理法等の廃止等の件		78
閉鎖	昭和21. 6.19 勅329号	(ボ)閉鎖機関に関する債権の時効等の特例に関する件	閉鎖機関指定	79
同上	同上	同上		80
改称	昭和25. 3.27 政 38号	国家総動員法及戦時緊急措置法を廃止する法律の一部を改正する等の政令	「商船管理委員会」と改称	81
解散	昭和27. 3.31 法 24号	商船管理委員会の解散及び清算に関する法律		82
廃止	昭和20.12.19 法 44号	(ボ)国家総動員法及戦時緊急措置法廃止法律		83
同上	同上	同上		84
同上	同上	同上		85



番号	登記の名称	基本法令公布の年月日及び番号	基本法令の名称
86	日本銀行登記	昭和17. 2.25 法 67号	日本銀行法
87	日本医療団登記	昭和17. 2.24 法 70号	国民医療法
88	食糧営団登記	昭和17. 2.20 法 40号	食糧管理法
89	金融事業の委託に関する登記	昭和17. 5.16 勅511号	金融事業整備令
90	交易営団登記	昭和18. 3. 6 法 26号	交易営団法
91	塩業組合登記	昭和18. 3. 8 法 32号	塩専売法
92	塩業組合連合会登記	同上	同上
93	塩業組合中央会登記	同上	同上
94	日本証券取引所登記	昭和18. 3.11 法 44号	日本証券取引所法
95	市街地信用組合登記	昭和18. 3.11 法 45号	市街地信用組合法
96	酒類業団体登記 (酒造組合, 酒造組合連合会, 酒造組合中央会, 酒販組合, 酒販組合連合会, 酒販組合 中央会, 全国酒販組合)	昭和18. 3.15 法 73号	酒類業団法
97	商工経済会登記	昭和18. 3.11 法 52号	商工経済会法
98	木船保険組合登記	昭和18. 3. 9 法 37号	木船保険法
99	農業団体登記 (地方農業会, 全国農業会, 中央農業会)	昭和18. 3.10 法 46号	農業団法
100	農業協同組合登記	昭和22. 11.19 法133号	農業協同組合法
101	農業協同組合連合会登記	同上	同上
102	大日本育英会登記	昭和19. 2.17 法 30号	大日本育英会法
103	日本育英会登記	昭和28. 8.13 法204号	日本育英会法
104	外資金庫登記	昭和20. 2. 9 法 2号	外資金庫法
105	重要産業団体令に基づく統制会 登記	昭和20. 7. 4 勅409号	重要産業団体令中改正
106	労働組合登記	昭和20. 12.22 法 51号	労働組合法
107	蚕糸協同組合登記	昭和20. 12.22 法 57号	蚕糸業法中改正
108	蚕糸業会登記	同上	同上
109	持株会社整理委員会登記	昭和21. 4.20 勅233号	持株会社整理委員会令
110	生命保険中央会登記	昭和20. 2.14 法 11号	生命保険中央会法
111	損害保険中央会登記	昭和10. 2.14 法 12号	損害保険中央会法
112	重要物資管理営団登記	昭和17. 2.24 法 69号	重要物資管理営団法
113	特定商社財産の管理人の登記	昭和21. 7.30 大省令6号 司	特定商社財産の管理に関する法律

廃止その他	廃止等の根拠の法令公布の年月日及び番号	根拠の法令名	備考	番号
廃止	昭和23. 7.30 法201号	医師法		86
解散	昭和22. 12.30 法247号	食糧管理法の一部を改正する法律		87
廃止	昭和20. 12.19 法 44号	(ポ)国家総動員法及戦時緊急措置法廃止法律		88
解散	昭和21. 6.20 勅330号	(ポ)交易営団解散令		89
廃止	昭和24. 5.28 法122号	(新)改正塩専売法		90
同上	同上	同上		91
同上	同上	同上		92
同上	同上	同上		93
解散	昭和22. 3.27 法 21号	日本証券取引所解散に関する件		94
廃止	昭和24. 6. 1 法183号	中小企業等協同組合法施行法		95
解散	昭和22. 12.17 法172号	酒類公団法		96
同上	昭和21. 9.14 法 23号	商工経済会法廃止		97
同上	昭和23. 7. 6 法106号	木船保険組合の解散に関する法律		98
廃止	昭和22. 11.19 法133号	農業協同組合法の制定に伴う農業団体等の整理に関する法律		99
				100
				101
改称	昭和28. 8.13 法204号	大日本育英会法の一部を改正する法律	「日本育英会」と改称	102
				103
閉鎖	昭和21. 6.19 勅329号	閉鎖機関指定		104
廃止	昭和21. 9.28 勅446号	(ポ)重要産業団体令及び同施行規則を廃止する等の勅令		105
				106
同上	昭和24. 6. 1 法182号	中小企業等協同組合法		107
同上	同上	同上		108
解散	昭和26. 7.10 政262号	持株会社整理委員会解散令		109
廃止	昭和22. 9.20 法109号	生命保険中央会及び損害保険中央会の保険業務に関する権利義務の承継に関する法律		110
同上	昭和22. 9.20 法109号	同上		111
同上	昭和18. 3. 6 法 26号	交易営団法		112
同上	昭和25. 8. 4 政252号	(ポ)ドイツ財産管理令		113



番号	登記の名称	基本法令公布の年月日及び番号	基本法令の名称
114	特別経理会社等に関する登記	昭和21. 8. 15 法 6号 昭和21. 8. 15 法 7号	金融機関経理応急措置 法会社経理応急措置法
115	復興金融金庫登記	昭和21. 10. 8 法34号	復興金融金庫法
116	林業会登記	昭和21. 10. 12 法 35号	林業会法
117	林産組合登記	同上	同上
118	金融機関再建整備法による 登記	昭和21. 10. 19 法 39号	金融機関再建整備法
119	企業再建整備法による登記	昭和21. 10. 15 法 40号	企業再建整備法
120	産業復興営団登記	昭和21. 10. 21 法 46号	産業復興営団法
121	証券取引所登記	昭和23. 4. 13 法 25号	証券取引所法中改正
122	閉鎖機関に関する登記	昭和22. 3. 10 勅 74号	閉鎖機関令
123	閉鎖機関整理委員会登記	昭和22. 3. 10 勅 75号	閉鎖機関整理委員会令
124	船舶公団登記	昭和22. 4. 7 法 52号	船舶公団法
125	石油配給公団登記	昭和22. 4. 15 法 55号	石油配給公団法
126	配炭公団登記	昭和22. 4. 15 法 56号	配炭公団法
127	産業復興公団登記	昭和22. 4. 15 法 57号	産業復興団法
128	貿易公団登記	昭和22. 3. 15 法 59号	貿易公団法
129	価格調整公団登記	昭和22. 4. 15 法 92号	価格調整公団法
130	肥料配給公団登記	昭和22. 4. 30 勅171号	肥料配給公団令
131	飼料配給公団登記	昭和22. 12. 17 法202号	飼料配給公団法
132	酒類配給公団登記	昭和22. 12. 17 法172号	酒類配給公団法
133	食料品配給公団登記	昭和22. 12. 17 法201号	食料品配給公団法
134	油糧配給公団登記	昭和22. 12. 17 法203号	油糧配給公団法
135	油糧砂糖配給公団登記	昭和25. 3. 31 法 59号	油糧砂糖配給公団法
136	食糧配給公団登記	昭和22. 12. 30 法249号	食糧管理法中改正
137	特別調達庁登記	昭和22. 4. 28 法 78号	特別調達庁法
138	農業共済組合登記	昭和22. 12. 15 法185号	農業災害補償法
139	農業共済保険組合登記	同上	同上
140	農業共済組合連合会登記	昭和24. 6. 8 法201号	農業災害補償法の一部を 改正する法律
141	損害保険料率団体登記	昭和23. 7. 29 法193号	損害保険料率団体に関する 法律
142	消費生活協同組合登記	昭和23. 7. 30 法220号	消費生活協同組合法
143	社会保険診療報酬支払基金 登記	昭和23. 7. 10 法129号	社会保険診療報酬支払基 金法
144	日本専売公社登記	昭和23. 12. 30 法255号	日本専売公社法
145	日本国有鉄道登記	昭和23. 12. 20 法256号	日本国有鉄道法
146	国家公務員法第98条第7項の 法人登記	昭和23. 12. 3 法222号	国家公務員法中改正

廃止 その他	廃止等の根拠の法令公 布の年月日及び番号	根拠の法令名	備考	番号
				114
廃止	昭和26. 3. 31 法108号	日本開発銀行法		115
同上	昭和24. 6. 1 法182号	中小企業等協同組合法		116
同上	同上	同上		117
				118
				119
同上	昭和22. 4. 15 法 57号	産業復興公団法		120
				121
				122
				123
解散	昭和25. 3. 31 政 60号	船舶公団解散令		124
同上	昭和24. 4. 1 政 63号	石油公団解散令		125
同上	昭和24. 9. 15 政335号	配炭公団解散令		126
同上	昭和26. 3. 30 政 61号	産業復興公団解散令		127
解散	昭和25. 12. 29 政379号	鉱工貿易公団及び繊維貿 易公団解散令	食料貿易公団, 原材 料貿易公団は昭和 24. 4. 1解散	128
同上	昭和26. 4. 1 政 88号	価格調整公団解散令		129
同上	昭和25. 7. 31 政243号	肥料配給公団解散令		130
同上	昭和25. 3. 31 政 47号	飼料配給公団解散令		131
同上	昭和24. 6. 30 政237号	酒類配給公団解散令		132
同上	昭和25. 3. 31 政 46号	食料品配給公団解散令		133
改称	昭和25. 3. 31 法 59号	油糧配給公団法の一部を 改正する法律	油糧砂糖配給公団法 と改称	134
解散	昭和26. 3. 30 政 60号	油糧砂糖配給公団解散令		135
同上	昭和26. 3. 30 政 59号	食糧配給公団解散令		136
廃止	昭和24. 5. 31 法129号	特別調達庁設置法		137
				138
改称	昭和24. 6. 8 法201号	農業災害補償法の一部を 改正する法律	農業共済組合連合会 と改称	139
				140
				141
				142
				143
				144
				145
				146



番号	登記の名称	基本法令公布の年月日及び番号	基本法令の名称
147	国民金融公庫登記	昭和24. 5. 2 法 49号	国民金融公庫法
148	中小企業等協同組合登記 (事業協同組合, 信用協同組合, 企業組合)	昭和24. 6. 1 法181号	中小企業等協同組合法
149	外国相互会社登記	昭和24. 6. 1 法184号	外国保険事業者に関する法律
150	弁護士会登記	昭和24. 6. 10 法205号	弁護士法
151	日本弁護士連合会登記	同上	同上
152	学校法人及び私立学校法第64条第4項の法人登記	昭和24. 12. 15 法270号	私立学校法
153	連合国軍人等住宅公社登記	昭和24. 4. 1 法 82号	連合国軍人等住宅公社法
154	医療法人登記	昭和25. 5. 1 法122号	医師法の一部を改正する法律
155	日本放送協会登記	昭和25. 5. 2 法132号	放送法
156	住宅金融公庫登記	昭和25. 5. 6 法156号	住宅金融公庫法
157	特別鉱害復旧公社登記	昭和25. 5. 11 法176号	特別鉱害復旧臨時措置法
158	船主相互保険組合登記 (本船保険組合, 船主責任相互保険組合)	昭和25. 5. 11 法177号	船主相互保険組合法
159	日本輸出銀行登記	昭和25. 12. 15 法268号	日本輸出銀行法
160	日本輸出入銀行登記	昭和27. 4. 1 法 66号	日本輸出入銀行法
161	地方公務員法第54条第1項の 法人登記	昭和25. 12. 13 法261号	地方公務員法
162	商品取引所登記	昭和25. 8. 5 法239号	商品取引所法
163	港務局登記	昭和25. 5. 31 法218号	港湾法
164	水産加工業協同組合共済会登記	昭和25. 12. 18 法277号	水産業協同組合法の一部改正
165	社会福祉法人登記	昭和26. 3. 29 法 45号	社会福祉事業法
166	日本開発銀行登記	昭和26. 3. 31 法109号	日本開発銀行法
167	信用金庫登記	昭和26. 6. 15 法238号	信用金庫法
168	信用金庫連合会登記	同上	同上
169	私立学校振興会登記	昭和27. 3. 27 法 11号	私立学校振興会法
170	農業共済基金登記	昭和27. 6. 20 法202号	農業共済基金法
171	日本電信電話公社登記	昭和27. 7. 31 法250号	日本電信電話公社法
172	調整組合登記	昭和27. 8. 1 法249号	中小企業安定法
173	調整組合連合会登記	同上	同上
174	鉱害復旧事業団登記	昭和27. 8. 1 法295号	臨時石炭鉱害復旧法
175	日本赤十字社登記	昭和27. 8. 14 法305号	日本赤十字社法
176	漁業信用基金協会登記	昭和27. 12. 27 法346号	中小漁業融資保証法
177	農林漁業金融公庫登記	昭和27. 12. 29 法355号	農林漁業金融公庫法
178	酒類業組合登記 (酒造組合, 酒販組合)	昭和28. 2. 28 法 7号	酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律

廃止その他	廃止等の根拠の法令公布の年月日及び番号	根拠の法令名	備考	番号
				147
				148
				149
				150
				151
				152
廃止	昭和27. 3. 31 法 42号	連合国軍人等住宅公社法を廃止する法律		153
				154
				155
				156
解散	昭和25. 12. 16 政355号	特別鉱害復旧公社解散令		157
				158
改称	昭和27. 4. 1 法 66号	日本輸出銀行法の一部を改正する法律	「日本輸出入銀行」と改称	159
				160
				161
				162
				163
				164
				165
				166
				167
				168
				169
				170
改称	昭和28. 8. 1 法140号	特定中小企業の安定に関する臨時措置法の一部を改正する法律	「中小企業安定法」と改称	171
同上	同上	同上	同上	172
				173
				174
				175
				176
				177
				178



番号	登記の名称	基本法令公布の年月日及び番号	基本法令の名称
179	酒類業組合連合会登記 (酒造組合連合会, 酒販組合連合会)	昭和28. 2. 28 法 7号	酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律
180	酒類業組合中央会登記 (酒造組合中央会, 酒販組合中央会)	同 上	同 上
181	開拓融資保証協会登記 (都道府県開拓融資保証協会) 中央開拓融資保証協会	昭和28. 7. 30 法 91号	開拓融資保証法
182	塩業組合登記 (地区塩業組合, 塩業組合連合会, 塩業組合中央会)	昭和28. 7. 31 法107号	塩業組合法
183	中小企業金融公庫登記	昭和28. 8. 1 法138号	中小企業金融公庫法
184	商工会議所登記	昭和28. 8. 1 法143号	商工会議所法
185	日本商工会議所登記	同 上	同 上
186	信用保証協会登記	昭和28. 8. 10 法196号	信用保証協会法
187	労働金庫登記	昭和28. 8. 17 法227号	労働金庫法
188	労働金庫連合会登記	同 上	同 上
189	社会福祉事業振興会登記	昭和28. 8. 19 法240号	社会福祉事業振興会法
190	私立学校教職員共済組合登記	昭和28. 8. 21 法245号	私立学校教職員共済組合法

備 考

- 1 本調査は現在のものだけでなく廃止又は改称されたものも経過を示すため掲載した。
- 2 「根拠の法令名」欄に(ボ)を付けた法令は「ポツタム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件」に基く法令を示す。
- 3 本調査は短期間に為されたため、或は誤謬があるかもしれないが、将来誤謬発見の際は補正することとしたい。

廃止その他	廃止等の根拠の法令公布の年月日及び番号	根拠の法令名	備 考	番号
				179
				180
				181
				182
				183
				184
				185
				186
				187
				188
				189
				190



登記の総数累年比較

種別 年次	登記総数		甲						乙		登録税及び 手数料額 円
	件数	簡数	不動産及び船舶登記		農業用動産抵当 登記		商業登記		その他 の登記 簡数	乙 号 簿本、抄本、 閲覧、証明等 の請求の数	
			件数	簡数	件数	簡数	件数	簡数			
昭和28年	15,121,982	14,201,607	5,329,080	14,186,971	11,116	14,636	385,257	218,479	9,178,050	11,321,716,621.00	
昭和27年	12,518,602	14,031,535	4,840,739	14,022,631	7,603	8,904	365,326	191,391	7,113,543	8,773,160,486.00	
昭和26年	10,219,857	14,187,124	4,444,936	14,180,952	5,134	6,172	456,934	142,076	5,170,777	1,071,333,058.00	
昭和25年	9,344,976	48,026,290	6,949,054	48,019,044	5,943	7,246	276,113	148,435	1,965,431	4,343,690,375.00	
昭和24年	5,064,029	24,284,203	3,392,890	24,273,527	8,911	10,676	275,236	148,146	1,238,846	2,776,713,079.00	
昭和23年	4,548,435	10,266,872	2,823,301	10,264,053	2,424	2,819	309,943	399,538	1,013,229	1,913,455,569.04	
昭和22年	4,603,837	13,266,665	3,278,878	13,263,654	2,374	3,011	274,267	163,318	885,000	628,903,097.33	
昭和21年	4,547,373	13,771,158	3,428,897	13,766,223	4,170	4,935	207,389	188,723	718,194	190,027,583.09	
昭和18年	4,908,797	11,141,496	3,036,156	11,131,860	8,193	9,636	192,487	225,833	1,446,128	104,348,394.83	
昭和17年	5,208,104	11,918,522	3,168,721	11,906,549	10,103	11,973	174,717	296,574	1,557,984	87,596,477.52	

註 本表中甲号とあるのは登記の申請又は官公署の嘱託による登記であり、乙号とあるのは登記簿の謄本、抄本、閲覧、登記事項に変更のないこと又は或る事項の登記のないこと若しくは登記簿の謄本、抄本の記載事項に変更がないことの証明及び印鑑証明の請求数をいう。

簡数とあるのは不動産登記については、土地は筆数、建物は棟数、立木は集団数、船舶は艘数をいう。又農業用動産抵当登記は農業用機械については簡数、牛、馬は頭数、漁船は隻数である。

その他の登記とあるのは商業登記以外の各種組合その他の法人の登記をいう。

法務図書館（国立国会図書館支部法務図書館）

参照 法務省組織令（昭27.8.3. 政令第384号）第4條第3号  
法務省組織規程（昭27.8.3. 法務省令第18号）第6條第2項  
国立国会図書館法（昭23.2.9. 法律第5号）第3條  
国立国会図書館組織規程（昭23.8.26. 官報）第1條、第9條の2  
国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律（昭24.5.24. 法律第101号）

目的 法務省のため、部内職員に対し、その所掌事務に関して、十分な図書館奉仕を提供すると共に、国立国会図書館支部図書館として、支部図書館の組織の線に沿う図書館奉仕にも当る。

沿革 当館は、昭和3年、当時の司法省官房調査課に、司法部職員の調査研究に資するため「司法研究室」として設置せられ、これに当時同省所属の明治初年以來の収集にかかる立法資料その他図書館資料をあげて収蔵し、本格的図書館施設として、同年9月業務を開始した。爾來引続き図書館資料の収集につとめると共に、部内職員に対し、図書館奉仕をしてきたが、昭和23年8月27日国立国会図書館法に基き、支部図書館となるに及び、その名を「法務図書館」と改め今日に至っている。なお、昭和28年3月26日法務省令第19条をもつて法務省組織規程第6条及び第8条の改正が行われ法務省機構における法務図書館の設置が形式的に明確なものとなつた。

業務の内容 主として法律関係文献の収集、整理、閲覧貸出及び考査業務であつて、その内容はおよそ次の通りである。

- (1) 収集業務 (イ) 購入すべき図書資料の選定、収集、受入及び図書副原簿登録 (ロ) 寄贈及び交換にかかる図書資料の受入及び図書副原簿登録 (ハ) 図書国際交換業務
- (2) 整理業務 (イ) 受入図書資料の分類及び請求記号の決定 (ロ) 基本カード、閲覧カード（分類、著者名綜合、書名綜合の三種）の作成並びにその配列による基本目録及び閲覧目録の編成 (ハ) 印刷目録及び図書月報の編集。
- (3) 保管、閲覧、貸出業務 (イ) 蔵書の保管並びに書庫及び閲覧室の整備 (ロ) 館内閲覧及び館外貸出業務。
- (4) 考査業務 (イ) 図書資料に関する問合せに対する調査回答及び読書相談その他利用者に対する調査援助 (ロ) 考査目録、特別索引の編さん (ハ) 雑誌論文の閲覧用分類カード及び著者名カードの作成並びにその配列によるカード目録の編成 (ニ) 国立国会図書館本館及び各支部図書館等との間の図書館資料の相互貸借及び官庁刊行物の納入その他業務上の連絡。

蔵書 和漢欧文の法律図書資料を中心とした収集であつて、法律に関連ある限り、政治、経済、社会、労働等にもわたる図書館資料を含む。英、米、独、仏等の法令類、立法資料、ドイツ学位論文コレクション等の収集が特色をなしている。その種別は次の通りである。（昭和28年12月末）



種 別	図 書(冊)	雑 誌(種)	新 聞(種)
和 漢 書	149,971	463(内法律関係 152)	14(内法律関係1)
欧 文 図 書	72,852	188( " 180)	4
計	222,823	651( " 332)	18( " 1)

職 員 専任6, 兼任7, 計13.

予 算 昭和28年度予算額は 506,000円, 図書費 444,000 円

施 設

- (1) 書 庫 12室, (一階3室, 二階2室, 三階7室, 延146坪)
- (2) 閱覽室 5室, (二階, 各10坪, 延50坪) 各室座席8計40席を設け, また各室それぞれ開架式書架に法令集, 判例集を備え自由に閲覽せしめる.
- (3) 目録室 1室, (二階, 10坪). 次の和漢欧文のカード目録50万枚並びに冊子目録等を具える.

カード目録

1 和 漢 書

- (イ) 著者名分類目録 (各分類項目内において, 著者名を標目とし, そのローマ字のアルファベット順に配列する. 分類はカッター氏の展開式分類法を応用した独自の分類法を用いてあるから図書館備付の分類表又は冊子目録の始めに添付した分類表を参照されたい)
- (ロ) 著者名総合目録 (著者名を標目とし, 分類に関係なく, そのアルファベット順に配列する)
- (ハ) 書名総合目録 (書名を標目とし, 前記(ロ)同様の方法により配列する)

2 欧 文 図 書

- (イ) 著者名分類目録 (各分類項目内において, 著者名を標目とし, そのアルファベット順に配列することと和漢書の場合と変りはないが, 内法律の部分のみは, 英, 独, 仏, 伊その他の五部門に分ける)
- (ロ) 書名総合目録 (書名を標目とし, 分類に関係なく, 法律書については英, 独, 仏, 伊その他の五部門に分け, そのアルファベット順に配列する. 法律書以外のものについては, 用いてある国語にかかわらず, そのアルファベット順に配列する.)
- (ハ) 著者名総合目録 (著者名を標目とし, 分類に関係なく, 英, 独, 仏, 伊その他の五部門に分け, そのアルファベット順に配列する.  
この外新着欧文図書については, 以上とは別個に「新収洋書目録」を設け, これに暫定的に著者名総合及び書名総合カードを収める.)
- (ニ) 和欧文雑誌記事索引カード (事項別及び執筆者別)

なお, 以上各種カードの内には, 青色カードをもつて互に相関連するものに

ついて参照の便を計っている.

冊子目録 和漢図書については, 和漢図書目録(昭11年刊), 同追録1(昭24年刊), 図書月報第1巻(昭25年)一第4巻(昭28年)等, 欧文図書については, 欧文図書目録(昭11年刊), 同追録1(昭13年刊) 同追録2(昭16年刊), 同追録3(昭26年刊), 法律雑誌記事索引第1号(昭27年刊)等を具え, 更にその他国立国会図書館, 各大学団体等が刊行した冊子目録等をも具える.

和欧文各種百科辞典, 法律辞典その他辞書類

- (4) 出納室 (二階, 10坪), 新着図書(和漢図書のみ)を一時陳列して, 閲覽者の便を図る設備を附置する.
- (5) 館長室 三階1室, 10坪.
- (6) 事務室 一階1室, 25坪.
- (7) 消毒室 二階1室, (S, K式図書消毒機1台)

業務実施の概況

(1) 収集業務

資料別	受 入 年 別	和 漢 図 書 資 料			欧 文 図 書 資 料				合 計	
		和 洋 別	購 入	受 贈	計	購 入	受 贈	国際 交換		計
図 書	28年		1,684	1,100	2,784	533	89	28	650	3,434 冊
	27年		2,075	1,392	3,467	432	345	71	848	4,315 冊
	26年		2,925	1,712	4,637	1,098	177	348	1,623	6,260 冊
雑 誌 (定期刊行物)	28年		673	875	1,548	100	23	85	208	1,756 種
	27年		676	786	1,462	52	14	108	174	1,636 種
	26年		708	959	1,667	79	9	85	173	1,840 種

図書の収集にあたっては, いうまでもなく常に法律専門図書館としての使命にかんがみ且つ法務省全般の業務に目安をおく. ことに欧文図書については, 内外の文献等を参考として, 諸外国の一流法律文献で備付を必要と認められるものを調査してその書目リストを作成し, これに基づいて予め各部局課の意見を徴した上で, 発注する等の方法もとっている. かねて数年来の懸案であつた米英法規集等も, その主要なものは一応の収集を遂げており, 本年に入つては, 参考書として価値の高い各国の単行本, 特に独, 仏等のその収集が目立っている. 又外国雑誌も購入あるいは交換したり, 次第に整備の度を加えており, これら収集の詳細は昭和28年度図書月報を参照されたい.

また, 前年に引き続き, 米国各図書館と法律関係文献(定期刊行物を含む)の交換及



び資料に関する情報の交換を行つている。主な法律雑誌は次の通りである。

Harvard Law Review, Northwestern University Law Review, Journal of Air Law and Commerce, Journal of Criminal Law and Criminology, American Bar Association Journal, American Journal of International Law, Washington Law Review and State Bar Journal, Law Library Journal, Yale Law Journal, Michigan Law Review, Ohio State Law Review, Law and Contemporary Problems, Columbia Law Review, U. C. L. A. Law Review, Stanford Law Review, Miami Law Quarterly.

(2) 整理業務

図書資料整理冊数 昭和28年1月～12月 1箇年分

和漢図書資料				欧文図書資料			
分類別	図書	定期刊行物	計	分類別	図書	定期刊行物	計
0 総記	53	511	564	0 General works	9	210	219
1 哲学	70	26	96	1 Philosophy	—	—	—
2 歴史	105	8	113	2 Religion	—	—	—
3 社会科学	2,421	2,937	5,358	3 Social Sciences	506	392	898
4 自然科学	33	12	45	4 Philology	1	—	1
5 工業	7	0	7	5 Pure Science	—	—	—
6 産業	47	48	195	6 Useful Arts	1	—	1
7 芸術	15	—	15	7 Fine Arts	—	—	—
8 語学	25	—	25	8 Literature	—	—	—
9 文学	238	38	276	9 History	2	—	2
計	3,014	3,680	6,694		519	602	1121
合計 7,815 冊							

図書資料の閲覧及び館外貸出 昭和28年1月から12月末迄

			1箇年総数	1箇月平均数	1日平均
和漢図書資料	館内	人員	18,138人	1,511人	60人
		図書数	34,097冊	2,841冊	114冊
	館外	人員	9,428人	786人	31人
		図書数	18,171冊	1,514冊	61冊
欧文図書資料	館内	人員	2,728人	227人	9人
		図書数	5,553冊	462冊	19冊
	館外	人員	1,808人	151人	6人
		図書数	3,329冊	277冊	11冊

利用者の階層は法務省職員43%, 裁判所職員40%, 弁護士その他17%となつている。閲覧券の発行は白券1123枚, 赤券660枚に達した。

(4) 考查業務

(イ). 図書資料に関する問合せに対する調査回答は総数 807 件, その内主なものは次の通りである。

- ドイツ刑法49条 a とその改正の有無
- 1929年ドイツ犯人引渡法第7条, 第8条及び第44条の立法理由に関する記述を含む文献について
- U. S. A. 連邦刑法第202条に関する解釈に資すべき参考文献
- Gerichtsvollzieherordnung V. 23 März 1914 に関する調査
- 法務省刊行統計資料目録作成
- 英米法における民事裁判の執行機関に関する文献
- 韓国(南北)法律資料
- 明治以降現在に至る「獄中記」
- ボアソナードに関する文献
- 徳川以降明治に至る山林における「よせ刈」の慣行について
- 嘉永年間における籠訴に対する処刑の方法
- 春日正一の団体等規正令違反の控訴趣意書
- 大正五年揚子江上の海難事件で, 工学的に注目すべき事件の詳細
- 終戦当時の内務省官制, 主として警察組織
- 小野得一郎, 政尾藤吉の履歴
- 会同と会議の相違について
- 昭和9年法律第49号に「本法は次の総選挙より之を施行す」の次の総選挙とは何時の選挙か。

(ロ). 新取図書資料その他の通報等の業務については次の通りの結果を得た。

書名	大きさ	頁数	刊行月日	備考
法務図書館図書月報第3巻第6号(昭和27年11—12月受入分)	B5	118	28.1	活版
〃 第4巻第1号(昭和28年1—2月受入分)	〃	140	28.3	〃
〃 第4巻第2号(昭和28年3—4月受入分)	〃	98	28.5	〃
法務省(府)刊行資料目録(自昭和26年1月) (レファレンス・シリーズ第4号) (至昭和27年12月)	A5	29	28.4	〃

(ハ). 国会図書館本館及び支部図書館等との間の図書相互貸借は貸出488冊, 借受279冊となつている。

業務に関係ある法規・指示等について

(1) 当館の利用については昭和25年4月1日当館制定の国立国会図書館支部法務図書館利用規程がある。これによれば, 当館の利用は当館発行の閲覧票によらなければならない。但し法律の研究者には部外者に対しても選考の上閲覧票を発行する。図書の手



出は白券所持者に限り、原則として1人5冊以内、期間は2週間以内とする。

(2) 出版物納入について。

国立国会図書館法第24条の定めるところにより国の諸機関はその刊行物を所定の部数(発行部数500部以上のときは原則として30部、500部未満のときは発行部数の一割)を国立国会図書館に納入しなければならない。而して行政司法各部門で、支部図書館の置かれている省庁等においては、その当該支部図書館を通じて納入することとなっている。(参照 昭24.7.5. 国立国会図書館規程第3号国立国会図書館法による出版物の納入に関する規程、昭23.9.9. 国図9第2号の2、館長発、各省庁長官宛依頼)

(3) 図書及び図書館資料の相互貸借について 国立国会図書館制定の本館並びに支部図書館相互間における図書貸出暫定方法(昭23.12.24.施行)専門図書館協議会に対する図書貸出要綱(昭27.3.26, 制定、改正、昭27.8.18)等の定めがある。

## 二 経理部

### 業務の内容

経理部の所掌事務は、次のとおりであつて、管理課、主計課及び営繕課の3課を置き、それぞれ法務省組織令に定める事務を分担処理している。

- 1 法務府並びに所管各庁の経費及び収入の予算、決算、会計及び会計の監査に関する事項
- 2 法務府及びその所管各庁の管理に属する財産及び物品に関する事項
- 3 職員共済組合、その他職員の厚生に関する事項
- 4 営繕に関する事項

なお、昭和28年7月省令第55号をもつて、法務省組織規程の一部改正が行われ、営繕課に設計室が置かれることとなつた。

### 業務の実施状況

昭和28年度中における実施業務の主なるものは、次のとおりである。

#### 1 昭和29年度予算の編成

7月上旬より編成準備に着手し29年1月中旬にはその事務的折衝を完了、昭和29年度予算として第19回国会に提出され、29年3月4日衆議院で可決され参議院に送付されたが、参議院では審議未了のため憲法第60条第2項により4月3日自然成立した。

#### 2 昭和28年度補正予算

補正予算は第3号まで提出されたが、当省に関係あるものは第1号及び第2号である。

(1) 補正第1号 昭和28年12月25日奄美群島復帰に対する善後処理費及び第2号台風、6、7月の豪雨及び第13号台風等による災害復旧費等が第17回国会(臨時会)に提出され、衆議院11月3日参議院11月7日にそれぞれ可決された(奄美群島復帰善後処理費については、後記のように大蔵省所管より移替えた)

(2) 補正第2号 従来の12,820円ベースより15,480円ベース(29年1月1日より実施)に改定された政府職員等の給与及び期末手当(0.25ヶ月分)勤勉手当(0.25ヶ月分)を増額するため第18回国会(臨時会)に提出され、衆議院12月5日、参議院12月8日それぞれ可決された。

#### 3 予備費使用

(1) 在日華人の送還の出国審査事務に必要な経費として203,000円

(2) 昭和28年4月22日京都地方検察庁火災焼失による災害復旧に必要な経費として4,559,000円

(3) 広島県向島及び山口県笠戸等の不開港地における出入国管理事務に必要な経費として1,083,000円

(4) 昭和28年6月25日より同月29日にわたる西日本水害等による災害復旧に必要な経費として61,830,000円



- (5) 「農地法」に基く未墾地の買収及び売渡しに伴う登記及び台帳事務を処理するために必要な経費として 9,446,000円
  - (6) 登記件数の増加に伴い既定経費の不足を補うために必要な経費として12,250,000円
  - (7) 押取物還付公告令(昭和28年11月4日政令第342号)の施行に伴う公告料及び検察事件証拠品の保管料等既定経費の不足を補うために必要な経費として 26,974,000円
  - (8) 職員の異動件数の増加に伴い既定経費の不足を補うために必要な経費として8,643,000円
  - (9) 国を当事者とする民事事件, 一般行政事件, 税務事件等訴訟事務遂行に必要な経費の不足を補うために必要な経費として 3,751,000円
  - (10) 昭和28年9月13日13号台風等による災害復旧に必要な経費として 31,254,000円
  - (11) 造船, 保全経済会, 日本殖産等特別刑事事件の検察事務の増加に伴い, 既定経費の不足を補うために必要な経費として 47,000,000円
- 以上予備費及び災害復旧予備費合計 206,993,000円を使用することになり, それぞれ所要の手續をとつた。

#### 4 予算の移替

昭和28年12月25日奄美群島復帰に伴う善後処理に関し諸般の施策を講ずるため必要な経費及び「住民登録書」に基き登録を実施するため昭和28年度予算補正第1号予算総則第5条により大蔵省所管より 15,026,000円を移替え支出した。

#### 昭和28年度管轄工事実施大綱

##### 1 法務本省

昭和25年度より継続して, 本省合同庁舎 2,052坪(地下共7階建)の新営を実施中であるが, 本年度は予算の都合で外部仕上2,052坪, 内部仕上886坪(3階迄)を実施した。

##### 2 検 察 庁

高検, 地検は裁判所よりの分離のための新営及び継続工事が主たるもので, 福岡, 仙台両高検の継続(28年度完成)と前橋外2地検の新設である。支部, 区検としては真岡外22支部(新営13庁, 車庫新設8庁, 倉庫新設2庁)と巻外8区検(新営6庁倉庫新設3庁)を実施した。

##### 3 法 務 局

主として裁判所よりの分離に伴う新営であつて, 高松法務局(27年度より継続であつて28年度完成)京都地方法務局外3庁(内山口は新営, 京都, 金沢は増築, 神戸は合同庁舎の継続工事である)熊谷外26支局, 中野外11出張所である。

##### 4 矯正管区

大阪外2管区の整備を実施した。

##### 5 拘置所, 刑務所, 少年刑務所

27年度に引続き施設の跛行状態の是正と老朽施設の増改築並びに整備を実施した。なお移転新設は大分外3刑務所, 4拘置支所(大分, 須坂, 福島)の各刑務所及び, 大牟田, 八戸, 上諏訪, 各拘置支所の継続並びに相川の新設)である。

##### 6 少 年 院

前年度に引続き新設少年院の継続と従来の施設増強のための増改築整備等を実施した。継続工事は神奈川, 奈良, 大分, 盛岡, 千歳, 松山の6少年院であり, 施設の跛行状態を整備増強したものは, 多摩外27少年院である。

##### 7 少年鑑別所

東京外4鑑別所の整備, 水戸, 千葉両鑑別所の移転新設, 小倉, 平岡支所の新設工事を実施した。

##### 8 保護観察所

松山の新営, 京都の整備を実施した。

##### 9 公安調査庁

中部公安調査局の新営工事に着手した。

##### 10 入国管理局

東京管理事務所並びに岩国出張所の新営工事を実施した。



## (2) 民事局

### 業務の内容

民事局の所管する事項は、下表のとおりであつて、第一課から第五課までの課及び参事官室を置き、これらの事務を処理している。(法務省設置法第3条、第6条、法務省組織令第9条乃至第15条)

所管事項についての詳述は、各課の部に譲る。

### 民事局所管事項

所管事項	所管課	所管事項の概要
国籍に関する事項	第五課	国籍に関する法令の調査立案の事務並びに外国人の帰化、日本国籍の離脱等国籍の得喪に関するものその他国籍に関する証明及び国籍事務を分掌している法務局及び地方法務局に対する指導監督に関する事務。
戸籍に関する事項	第二課	戸籍関係法令の企画立案並びに戸籍に関する建議及び陳情に対する処理の事務並びに法務局及び地方法務局において行つている全国市区町村における戸籍事務の指導監督事務に対する総合的監督指導に関する事務。
住民登録に関する事項	第二課	住民登録関係法令の企画立案及び住民登録に関する建議及び陳情に対する処理の事務並びに法務局及び地方法務局において行つている全国市区町村における住民登録事務の勧告及び助言に関する事務に対する総合的監督指導に関する事務。
登記に関する事項	第三課	不動産登記、財団登記、立木登記、船舶登記等(第四課の所掌に属するものを除く。)に関し、関係法令の企画調査立案及び法務局、地方法務局におけるこれらの実務に対する指導監督に関する事務。
	第四課	商業登記、法人登記等に関し、関係法令の企画調査立案及び法務局、地方法務局におけるこれらの実務に対する指導監督に関する事務。
土地台帳及び家屋台帳に関する事項	第三課	土地台帳及び家屋台帳に関する法令の企画調査立案並びに法務局、地方法務局において行う土地台帳及び家屋台帳の登録の事務の指導監督。

所管事項	所管課	所管事項の概要
供託に関する事項	第四課	供託に関する法令の企画調査立案及び法務局、地方法務局において行う金銭又は有価証券等の供託事務の指導監督。
公証に関する事項	第一課	公証人関係法令の企画調査立案及び法務局、地方法務局において行う公証事務の指導監督に関する総合的指導監督の事務。
司法書士、土地家屋調査士に関する事項	第三課	司法書士及び土地家屋調査士に関する法令の企画調査立案並びに司法書士法、土地家屋調査士法の運用上の訓令、通達、回答に関する事務。
民事に関する法令案の作成に関する事項	各課	一般民事に関する諸法令の調査、立案の外、文教、厚生、外事、農林、財政、金融、通商産業、労働、運輸及び通信等に関する民事関係法令の立案について各省の協議に応じてこれに協力し、その運営に関する諸問題について、また同様に協議、協力する。
	参事官室	民事関係重要法令案及び条約案、協定案等の調査及び審議立案並びに重要法令の疑義、解釈の回示等の事務。

### 業務の実施状況

昭和28年中における民事局所管業務の実施状況のうち主なるものを掲げれば次のとおりである。

- (イ) 中小漁業融資保証法第2条第2項、第8条第1項等の規定に基づき、金融機関を指定し、登記の手続を定める等の必要上、2月6日政令第16号をもつて制定公布された「中小漁業融資保証法施行令」の民事に関する事項に関して合議を受け審議立案に参画した。
- (ロ) 農林漁業金融公庫法の施行に伴い、農林漁業金融公庫が農林漁業資金通特別会計から承継すべき資産の価格及び負債の金額の評価の方法並びに同公庫の行う登記の方法について必要な事項を定める必要上、3月18日政令第32号をもつて制定公布された「農林漁業金融公庫法施行令」の民事に関する事項に関して農林省の合議を受け審議立案に参画した。
- (ハ) 近時における取引の実情に即応して、一円以下の臨時補助貨幣並びに一円未満の貨幣、小額紙幣及び日本銀行券を整理するとともに、一円未満の通貨の発行を停止することとし、これに伴い、金銭債務の現金支払の場合における端数計算の基準を定めて取引の円滑化に資する必要上、7月15日法律第60号をもつて制定公布された「小額通



貨の整理及び支払金の端数計算に関する法律」の民事に関する事項に関して大蔵省の合議を受け審議立案に参画した。

- (イ) 航空機に関する動産信用の増進により、航空の発達を図るため、航空機の抵当制度を確立する等の必要上、7月20日法律第66号をもつて制定公布された「航空機抵当法」の民事に関する事項に関して運輸省の合議を受け審議立案に参画した。
- (ロ) 開拓融資保証法を施行するため、開拓農業協同組合の指定その他開拓融資保証協会の登記に関する事項等を定める必要上、7月30日政令第127号をもつて制定公布された「開拓融資保証法施行令」の民事に関する事項に関して農林省の合議を受け審議立案に参画した。
- (ハ) 閉鎖機関の整理の一層の促進を図るとともに、その最終的な処理体制を整えるため、在外活動閉鎖機関について、社債の弁済及び残余財産の分配を認める外指定の解除をなしうることとし、また、株式会社である閉鎖機関について、指定解除後に株主総会の決議により会社を継続しうることとし、さらにその国内資産をもつて新会社を設立しうる途をひらくとともに、所要の規定の整備を図る必要上、8月1日法律第133号をもつて制定公布された「閉鎖機関令の一部を改正する法律」の民事に関する事項に関して大蔵省の合議を受け審議立案に参画した。
- (ニ) 中小企業者の行う事業の振興に必要な長期資金であつて、一般の金融機関が融通することを困難とするものを融通する機関として、中小企業金融公庫を設置する必要上、8月1日法律第138号をもつて制定公布された「中小企業金融公庫法」の民事に関する事項に関して通商産業省の合議を受け審議立案に参画した。
- (ホ) わが国航空事業の振興発展を図るため、国際路線及び国内幹線における定期航空運送事業並びにこれに附帯する事業の経営を目的とする株式会社を設立し、これに政府の出資その他必要な助成を行う必要上、8月1日法律第154号をもつて制定公布された「日本航空株式会社法」の民事に関する事項に関して運輸省の合議を受け審議立案に参画した。
- (ヘ) 日本航空株式会社法を施行するため、同法附則第9項の評価審査会の手続その他会社の設立及び免許会社の解散に関し必要な事項を定める必要上、8月1日政令第158号をもつて制定公布された「日本航空株式会社法施行令」の民事に関する事項に関して運輸省の合議を受け審議立案に参画した。
- (コ) 塩業組合法の施行に伴い塩業組合の登記に関する事項を定める必要上、8月7日政令第172号をもつて制定公布された「塩業組合登記令」の企画立案をした。
- (ク) わが国貿易の特質と実情に即応するよう、輸出業者の協定又は輸出組合が定める組合員の遵守すべき事項についても私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用を除外する範囲を拡大し、輸入業者の協定又は輸入組合の設立を認めるとともに、協定又は組合員の遵守すべき事項をもつてしてはその実効を期し難い場合における所要の措置を定める等のため輸出取引法の一部を改正する必要上、8月8日法律第188号をもつて制定公布された「輸出取引法の一部を改正する法律」の民事に関する事項に関し通商産業省から合議を受け審議立案に参画した。

(イ) 国が農地法により買収又は売渡をする場合の登記について、特例を設ける必要上、8月8日政令第173号をもつて制定公布された「農地法により買収又は売渡をする場合の登記の特例に関する政令」の企画立案及びこれが実施についての法務局、地方法務局に対する指導監督を行った。

(ロ) 中小企業金融公庫法の施行に伴い、中小企業者の範囲を定める基準となる業種及び公庫に関する登記の手続を定める必要上、8月8日政令第175号をもつて制定公布された「中小企業金融公庫法施行令」の民事に関する事項に関して通商産業省の合議を受け審議立案に参画した。

(ハ) 中小企業者等に対する金融を円滑にするため、信用保証協会の制度を確立する必要上、8月10日法律第196号をもつて制定公布された「信用保証協会法」の民事に関する事項に関して大蔵省の合議を受け審議立案に参画した。

(ニ) 信用保証協会法の施行に伴い、登記の手続、信用保証協会の設立時の資産の総額の最低限度及び地方公共団体の長への権限の委任について定める必要上、9月7日政令第271号をもつて制定公布された「信用保証協会法施行令」の民事に関する事項に関して大蔵省の合議を受け審議立案に参画した。

(ホ) 航空機抵当法の施行に伴い、航空機及び航空機の抵当権の登録に関する事項を定める必要上、9月25日政令第296号をもつて制定公布された「航空機登録令」の民事に関する事項に関して運輸省の合議を受け審議立案に参画した。

#### (イ) 土地家屋調査士試験

土地家屋調査士法第5条第1項の規定に基づき土地家屋調査士の試験が9月27日に全国の法務局及び地方法務局において行われることとなり、これが実施についての企画及び指導監督を行った。

今回の土地家屋調査士試験には、全国2,255名の受験者を数えた。

(ロ) 商工会議所法の施行に伴い、商工会議所及び日本商工会議所の設立、従たる事務所の新設、事務所の移転、解散、清算人の就任、清算の結了等の登記の手続を定める必要上、10月15日政令第327号をもつて制定公布された「商工会議所登記令」の企画立案をした。

(ハ) 労働金庫法(昭和28年法律第227号)により設立される労働金庫及び労働金庫連合会並びに塩業組合法により設立される同法第8条第1項第2号及び第3号の事業を行う地区塩業組合においても、会員又は組合員に対し資金の貸付及び預金の受入を業とすることができるので、これらの法人を小切手法の適用について銀行と同視すべき人又は施設に指定する必要上、11月24日政令第354号をもつて制定公布された「小切手法の適用に付銀行と同視すべき人又は施設を定むるの件の一部を改正する政令」の民事に関する事項に関して大蔵省の合議を受け審議立案に参画した。

(ニ) 不正印紙の使用を防止し、あわせて登録税の納税者の便宜に資するため特定の登記所においては、原則として現金納付させることとする必要上、11月30日政令第360号をもつて制定公布された「登録税法施行規則の一部を改正する政令」の企画立案及びこれが実施についての法務局、地方法務局に対する指導監督を行った。



(4) 奄美群島の復帰に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律の施行に伴い、法務省関係法令の適用の経過措置等を定める必要上、12月24日政令第404号をもつて制定公布された「奄美群島の復帰に伴う法務省関係法令の適用の経過措置等に関する政令」の民事に関する事項に関し企画立案及びこれが実施についての法務局、地方法務局に対する指導監督を行った。

(5) 第16, 17, 18回国会両院提出の請願、陳情について

第16, 17, 18回国会において衆議院及び参議院における請願並びに陳情のうち民事局関係の処理件数は次表のとおりである。

第16回国会

(衆議院)

	請	願	陳	情
法務局関係		1件		
戸籍関係		2件		1件
借地借家関係		2件		2件
登記関係		1件		
計		6件		3件

第17, 18回国会

(両院ともなし)

以上は当局業務の主なるものの実施状況の概要であるが、その細部については各課の部に譲り、以下昭和28年中に本省において開催した民事局主管の合同、地方における会同及び研修その他の行事について概説する。

1 法務局民事行政部長及び地方法務局長会同

1月22日から24日までの3日間を会期として開催され、法務局及び地方法務局の一般機構の運営に関する事項を議題とし、主として公証制度の運営、住民登録制度の趣旨の普及及びその整備並びに国籍事務の処理その他について、これが取扱の円滑適正な運営を図るため指示をなし、協議を行った。

2 戸籍法施行第80周年記念法律相談と講演の会

戸籍法施行80周年を記念し、併せて法律知識の普及徹底のため下記の通り記念講演会を開催した。

○昭和29年2月28日

○挨拶 村上民事局長

○「戸籍の話」 平賀参事官

○法律相談 阿川第二課長、石井、村岡各検事

○主催 法務省 読売新聞社

3 法務局及び地方法務局職員中央研修

法務局及び地方法務局職員の中央研修が法務研修所主催の下に、民事局及び関係局と協力の上、下記のとおり実施された。

第8回中央研修—4月22日より5月9日までの18日間各法務局及び地方法務局から主として訟務担当の課長若しくはこれに準ずる職員49名(各局から1名)を研修員として招集し、

訟務事務に関し監督指導の地位にある幹部職員として必要な実務訓練と人格識見をかん養する目的で民事訴訟法・保全訴訟・税務訴訟・農地買収訴訟・労働法関係訴訟・一般行政事件その他訟務について講義、指導等を行った。

第9回中央研修—5月18日より6月4日までの18日間にわたり、法務局、地方法務局の登記課長又は登記係長(49名)を招集し、登記事務に関し監督指導の地位にある幹部職員として必要な実務訓練を行い併せてその人格識見を涵養する目的をもつて、民法(財産法、身分法)、商法、不動産登記、商業登記、台帳法、測量、土地制度、人事管理、能率、予算及び海外、社会、経済状況その他必要な事項について講義及び指導等を行った。

4 法務局及び地方法務局登記課長会同

7月2日、3日の両日を会期として開催され、主として次の事項について説明協議がなされた。

- (1) 土地・家屋台帳事務取扱要領案に関する協議
- (2) 農地法に基く登記及び土地台帳関係法令の説明
- (3) 法人登記規則に関する説明
- (4) 登録税の課税標準価格の認定の適正化に関する協議
- (5) 登記事務運営に関する各庁提出問題の協議

5 地方法務局供託課長事務打合せ

(宇都宮、甲府、長野、和歌山、福井、松江、熊本、盛岡、青森、釧路、徳島の各地方法務局のみ)

10月1日から供託の現金取扱いの事務を更に宇都宮、甲府、長野、和歌山、福井、松江、熊本、盛岡、青森、釧路、徳島の各地方法務局においても取扱うこととなるため、これが実施につき運営の万全を期するため、9月3日開催され、指示及び協議を行った。

6 法務局長事務打合せ

10月8日に法務局長事務打合せが開催された。このたびは同月7日開催された全国連合戸籍事務協議会第六回総会に各法務局長が出席された機会に開催されたもので、法務局及び地方法務局の一般的事務運営について指示、協議を行った。

7 市区町村の戸籍吏員に対する法務大臣の表彰状の授与式

戸籍法施行80周年及び住民登録制度発足1周年の記念行事として、全国市区町村における戸籍事務関係で(一)多年に亘つて困難な戸籍事務に従事し、その成績が優秀である市区町村及び同吏員、(二)戸籍及び住民登録事務の処理運営につき格別の熱意と積極性を持ち、その創意工夫による功績が特に顕著である吏員に対し法務大臣の表彰状が授与されることとなり、10月7日全国連合戸籍事務協議会第6回総会に先だち同席上において前記表彰状の授与式が行われ、市区町村235箇所、吏員144名に法務大臣からその表彰状及び記念品の授与が行われた。

8 発受信文書数調

昭和28年中における民事局の文書の受付及び発送数を掲記すると次のとおりである。



区 課 分 別	受 附			発 送					総 計
	文 書	電 報	計	甲文書	乙文書	丙文書	電 報	計	
第一課	6,521	628	7,139	133	31	405	825	1,394	8,533
第二課	2,336	181	2,507	114	10	384	84	592	3,099
第三課	3,031	214	3,245	200	69	280	72	621	3,866
第四課	1,072	57	1,129	102	15	205	40	362	1,491
第五課	3,595	128	3,723	1,176	3	2,284	92	3,555	7,278
参事官室	108	1	109	2	16	6	6	30	139
計	16,663	1,209	17,872	1,727	144	3,564	1,119	6,554	24,426

### イ 第一課

#### 業務内容

第一課においては次の事務を取り扱っている。

- (1) 法務局及び地方法務局に関する事項
- (2) 公証に関する事項
- (3) 民事行政審議会、公証人審査会及び土地家屋調査士試験委員に関する事項
- (4) 民事局の所掌にかかる事項で他の課及び室の所掌に属しないもの

#### 業務の実施状況

昭和28年中の所掌業務中主なものは次のとおりである。

- 1 公証人の員数は昭和28年末全国を通じて218名で、前年に比し31名の増員となっている。公証人のおかれていない地には、その管轄法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に公証人の事務を行わせることになっており（公証人法第8条）、昭和28年末現在その数は38支局である。  
当課においては公証事務の監督に関し、訓令、通達、質疑に対する回答案を立案し、また公証人法その他関係法令の調査、立案の事務を処理している。
- 2 民事行政審議会、公証人審査会及び土地家屋調査士試験委員に関する事項として、その企画、運営及び庶務に関する事務を掌理している。（業務実施状況についてはそれぞれの項を参照のこと。）
- 3 法務局、地方法務局の一般的組織運営に関する企画、立案及び監督に関する事務として、9,122名に上る職員の適切な人事管理、17億に上る予算経理の能率的実施のため調査、研究、立案、執行の面で官房人事課及び経理部に協力している。
- 4 以上の外、登記、戸籍、公証の管轄区域の指定変更等の事務を掌理している。

5 第一課においては、民事的全般の総括的事務及び庶務に関する事務を取り扱っている。即ち民事局各課の連絡、調整、予算要求、職員の進退、身分、給与、局長印、局印の管守等の事務を処理している。

### ロ 第二課

国籍、戸籍、住民登録、登記、台帳、供託公証その他法務局、地方法務局における民事行政事務に関する関係法令、訓令、通達、質疑回答、解説、論説、教養講座、随筆、参考資料等を掲載して民事月報（A列5番）を毎月刊行して、全国法務局、地方法務局及びその支局、出張所その他関係箇所に配付して事務の円滑な処理に資している。

### ロ 第二課

#### 業務内容

第二課においては次の事務を取り扱っている。

- (1) 戸籍に関する事項
- (2) 住民登録に関する事項
- (3) 文教及び厚生に関する民事に関する事項

#### 業務の実施状況

1 戸籍に関する事項としては、戸籍関係法令の立案及び戸籍に関する建議、陳情に対する処理並びに全国市町村における戸籍事務の監督に関する事務を取り扱っているが、戸籍事務の監督上必要な訓令通達の起案、法務局、地方法務局又は市町村からの戸籍事務取扱に関する照会に対する回答の事務を処理している外、全国各市町村連合戸籍事務協議会の決議事項を調査し、その認否につき必要な指示をしている。

参考として全国市町村における昭和28年度の戸籍事件の取扱数を別表として末尾に掲げた。

本年度における戸籍に関する法令としては、奄美群島の復帰に伴うものであるが、奄美群島の復帰に伴う法務省関係法令の適用の経過措置等に関する政令（昭和28年政令第404号）として民事に関する事項に関し、企画立案された。

以上の外

- (1) 本年は、戸籍法施行80周年を迎えたので、その記念行事として講演会等を実施したほか、戸籍制度の普及徹底を図るためラジオ放送、リーフレットの配布等を行い活発に宣伝活動を行った。
- (2) 戸籍事務が法規に従い厳正に処理されるよう指導監督するため全国の法務局、地方法務局の特に指定した事務官を現地指導官として（288名）、市町村役場を巡回して実地について指導し事務取扱の誤りを発見したときは是正指導しているがその際併せて人口動態統計事務の取扱についても指導させている。
- (3) 戸籍事務の改善を図るため、民事行政審議会内に設置されている戸籍部会を開催し、戸籍の実務家を招致してその声を聞き戸籍事務の改善に関する施策の参考としている。なお、同部会は住民登録その他戸籍に関連ある種々の事項につき必要な調査、研究を行っている。



本年度は、数回にわたって開催されたが、同部会において審議された必要な事項は、(イ) 戸籍手数料令及び戸籍法施行規則の一部改正について、(ロ) 現地指導制度の運営について、(ハ) 戸籍副本の整理保存の改善について、(ニ) 住民登録事務の運営についてであった。

(4) 家事審判と戸籍事務との関連を円滑ならしめるには身分法の具体的適用について見解の調整を図る必要がある。そこで毎月1回裁判所側と戸籍事務連絡協議会を開き、法規の解釈、取扱上の疑義につき種々打合せを行っている。

2 住民登録に関する事項としては、住民登録関係法令の立案及び住民登録に関する建議、陳情に対する処理並びに全国市町村における住民登録事務の指導育成に関する事務を取り扱っているが、全国的に事務処理の統一を図るため必要な通達の起案、法務局、地方法務局又は市町村よりの住民登録事務取扱に関する照会に対する回答の事務を処理している。参考として全国市町村における昭和28年度の住民登録事件の取扱数を別表として末尾に掲げたが、右統計表は最も新しいものとして各官公署等に相当利用されている。

(1) 住民登録に関する立案法令は、奄美群島の復帰に伴う住民登録の経過措置に関する省令(昭和28年省令91号)であるが、同省令により昭和29年3月1日午前零時を期して奄美群島に住民登録法(昭和27年法律第106号)に基づく最初の一次登録(調査)が実施された。

(2) 本年は住民登録法(昭和26年法律第218号)施行1周年に当るので同制度の趣旨徹底と届出の励行を図るため広報連絡室と協議の上7月1日から1週間を住民登録届出励行週間と定め、ラジオによる全国放送、ポスターの掲出等による広報活動を行い、また、市町村に対してもポスターの配布等により活潑に広報宣伝を行わせた。右のほか同事務の適正な処理を期するため本省及び地方法務局の係員をして市町村の現地指導及び調査を行った。

(3) 市町村相互間の通知事務及び住所の認定等について所要の通達または、必要に応じ勸言及び助言を行った事例が相当数に上っている。

3 文教及び厚生に関する事項としては文部及び厚生両省における法令の立案又は解釈につきこれらの省の協議をうけ法令の調査、立案に参画し意見を回示した。

戸籍・住民登録事件表

第1表 本籍・人口・世帯数 (昭和29年3月31日現在)

本籍数	20,714,981	本籍人口	90,345,468人	住民登録人口	88,621,695人 43,538,803人 45,082,892人	世帯数	17,986,048
-----	------------	------	-------------	--------	---	-----	------------

第2表 届出事件数

1 戸籍関係

項目	届出人数		計	項目	届出人数		計
	本届	非届			本届	非届	
1 出生	1,884,707(530,333)	588,392(件)	2,473,099(件)	13 入籍	63,928(24,088)	3,073(件)	67,000(件)
2 認知	3,084(13,160)	2,702	33,786	14 分籍	77,296(25,536)	636	77,932
3 養子縁組	155,303(62,513)	7,185	156,488	15 帰化	1,492(84)	58	7,550
4 養子離縁	32,126(12,072)	1,298	33,424	16 国籍喪失	3,076(11,80)	9	3,085
5 婚姻	1,239,766(599,240)	55,849	1,295,615	17 氏の変更	800(64)	41	841
6 離婚	126,731(54,398)	6,447	133,178	18 名の変更	7,935(627)	449	8,384
7 親権、後見、見監督、保佐	47,164(4,350)	2,095	49,259	19 転籍	258,875(94,259)	1,954	260,829
8 死亡	761,715(215,567)	216,772	978,487	20 就籍	11,530(114)	106	11,636
9 失踪	1,498(153)	67	1,565	21 訂正更正	97,100(3,469)	1,128	98,228
10 復氏	10,870(4,314)	347	11,217	22 その他	49,557(3,126)	6,972	56,529



11	姻族関係終了	1,991 (419)	258	23	計	4,864,676 (1,636,065)	859,842	5,760,518
12	相続人廃除	132 (1)	4			136		

註 1 本籍人届出数のうち他市町村で受理し、送付された分は、内数として括弧内に掲載した。  
 2 その他の欄には、上記以外の各届出件数を一括して掲記した。

2 住民登録関係

事項	項目	届出数	事項	項目	届出数
転転変	入居更	3,824,436(件)	国外移住	住	3,306
		1,313,428	その他	他	5,616
		425,568	計		5,572,354

(104)

第3表 処理事件数

戸籍		関係		住民登録関係	
新戸籍編製	846,669	住民票記載	3,529,948		
戸籍全部消除	250,692	住民票権消	1,937,567		
連反通知	73,035	違反通知	47,819		
戸籍の再製・補完	72,542	その他	13,297,970		
その他	2,960,363	計	18,813,304		
計	4,203,301				

註 その他の欄には、上記以外の事件数を一括して掲記した。

第4表 謄・抄本等件数

戸籍関係		住民登録関係	
件数	25,146,952 (件) (1,227,547)	住民票記載	3,103,529 (件) (112,612)
金額	727,126,276 (円)		95,936,083 (円)

註 1 謄本・抄本については、枚数をもつて件数とし、証明閲覧件数と一括して掲記した。  
 2 無料の件数は、その内数として括弧内に掲記した。  
 3 住民登録関係は、住民票、戸籍の附票について一括して掲記した。

(105)

第5表 職員数

戸籍事務担当者数	住民登録事務担当者数
19,886 名	18,450 名
11,816 名	14,028 名
内兼任者	内兼任者

第6表 市区町村数

市	区	町	村	計
330	82	1,934	7,039	9,385



第7表 住民登録事務及び戸籍事務を取扱う市区町村事務所（本庁・支所・出張所）数

住民登録事務を取扱う市区町村事務所数	戸籍事務を取扱う市区町村事務所数
11,363	10,674

ハ 第三課

業務内容

第三課においては、次の事務を取り扱っている。

- (1) 不動産登記その他の登記（第四課の所掌に属するものを除く。）に関する事項
- (2) 土地台帳及び家屋台帳に関する事項
- (3) 司法書士及び土地家屋調査士に関する事項
- (4) 外事及び農林に関する民事に関する事項

業務の実施状況

1 不動産登記その他の登記に関する事項としては、土地、建物登記、各種財団登記、立木登記、船舶登記、農業用動産抵当登記等について、関係法令の調査立案、全国2,086箇所の登記所における登記事務の指導監督上必要な訓令、通達、回答及び関係官公庁その他からの照会に対する回答の起案、各地において開催される登記事務協議会決議事項の調査等の事務を処理し、更に登記事務の適正迅速化を図るために必要な企画調査等も行っている。

特記すべき事項としては、法令関係では、農地法により買収又は売渡をする場合の登記の特例に関する政令（昭和28年政令第173号）を立案したが、この政令は、国が農地法により不動産を買収し又は売り渡す場合における所有権移転の登記等について、その手続の簡易化を図り、もつて同法による農地改革事業の促進を図つたものである。次に船舶登記取扱手続の一部を改正する省令（昭和28年法務省令第66号）を立案したが、この省令による改正の要点は、船舶登記の登録税の徴収にあたり、船舶価格をもつて課税標準価格とする場合の登記の申請書には、登記官吏において、当該船舶価格の認定資料となるべき一定の事項を記載した書面を添付せしめることとし、もつて登録税課税標準価格認定の適正化を図つたものである。また、昭和28年12月奄美群島の行政権復帰の際には、他の法務省関係所管事項に関するものとともに、奄美群島の復帰に伴う法務省関係法令の適用の経過措置等に関する政令（昭和28年政令第404号）を立案し、これに、登記、司法書士、土地家屋調査士に関する事務等の経過的措置についての規定を設けた。

事務運営の面においては、昭和26年度において調査企画した登記簿の改製（登記簿をバインダー式のものとする。）を継続実施することとし、本会計年度においては、広島法務局及び千葉、水戸、京都、神戸、岐阜の各地方法務局の6ヶ庁の管内305箇所の登記所につきその改製を進め、昭和28年度末（昭和29年3月31日まで）には、予定計画通りその全部の改製を完了する見込である。なお、昭和28年全期における不動産登記（土地、建物、立木、各種財団、農業用動産抵当登記を含む。）及び船舶登記事件の概況は、別表(1)の示すとおりである。

2 土地台帳及び家屋台帳に関する事項としては、土地台帳法及び家屋台帳法について、関係法令の調査、立案及び全国の登記所における土地及び家屋台帳事務の指導監督上必要な訓令、通達、回答の起案、関係官公庁その他からの照会に対する回答、各地において開催される台帳事務協議会決議の調査等の事務を処理し、土地台帳及び家屋台帳の登



録事務の適正迅速化を図るため必要な企画調査等を行つているが、本年7月には、全国の法務局及び地方法務局の登記課長会を本省において開催し、この事務の取扱に関する説明協議を行つた。また、登記所職員をして台帳事務処理に必要な測量技術を習得せしめるため、測量講習会を行うことを企画し、本年度は、とりあえず東京法務局主催のもとに、同法務局及び同法務局管下の10地方法務局の関係職員に対する講習会を、11月長野県下において実施した。講習者は、58名であつた。なお、法令関係では、農地法に基づく土地台帳の特例に関する省令（昭和28年法務省令第64号）を立案したが、この省令は、農地法により買収又は売渡をする場合の登記の特例に関する政令と同趣旨のものであつて、これによつて台帳事務の簡易化を図るとともに、農地改革事業の促進を図つたものである。昭和28年全期において処理した事件数は別表(2)の示すとおりである。

- 3 司法書士及び土地家屋調査士に関する事項としては、司法書士法、土地家屋調査士法及び関係法令の調査立案並びに法務局及び地方法務局に対する司法書士、土地家屋調査士の監督上必要な通達の起案並びに質疑回答の事務を処理している。なお、司法書士法施行規則の一部を改正する省令（昭和28年法務省令第29号）を立案したが、この改正は、司法書士の業務廃止に法務局長又は地方法務局長の承認を要することとしたものであつて、その趣旨は、本来懲戒処分を行うべき司法書士が、業務を廃止してこれを免れることを防止するにある。同時に立案公布された土地家屋調査士法施行規則の一部を改正する省令（昭和28年法務省令第30号）により、土地家屋調査士の業務廃止についても同様の措置がとられた。また、土地家屋調査士については、土地家屋調査士法第5条の規定に基づく第3回の土地家屋調査士の試験が下記のとおり施行された。

試験

期 日 昭和28年9月27日（日曜）

場 所 法務局又は地方法務局

受験者数 2,255名

合格者数 687名

昭和28年全期における司法書士の員数調（別表3）及び取扱事件年計表（別表4）並びに土地家屋調査士の員数調（別表5）及び取扱事件年計表（別表6）を掲げた。

- 4 外事及び農林に関する民事関係事項としては、主として外務省及び農林省と関係法令の立案、調査、解釈、運用等の事務を行つている。

別表(1) 昭和28年分 一般登記件数表

種別名	総数		
	件数	個数	登録税料
東横浦千水宇前静甲長新	3,170,530	688,421	3,098,070,220
京 浜 和 葉 戸 宮 橋 岡 府 野 湯	473,871	317,035	555,005,068
都 部	221,380	355,846	136,292,100
	215,103	373,405	127,210,732
	188,184	281,815	84,413,665
	195,271	239,524	98,880,637
	157,853	210,921	93,516,979
	327,835	402,067	289,170,302
	75,095	122,178	40,645,268
	257,117	348,092	102,536,672
	294,923	597,941	175,884,027
大京神奈大和	1,471,590	474,718	1,284,512,382
阪 都 戸 良 津 山	315,072	237,456	235,460,222
歌 古 屋	561,354	441,894	611,652,444
名 古 津	90,547	117,033	65,037,600
	108,050	135,101	54,209,323
	150,646	156,289	97,978,965
岐福金富	691,974	706,983	562,767,326
阜井沢山	189,215	221,980	117,039,860
	215,216	319,987	133,910,230
	129,335	313,085	51,202,568
	159,301	306,774	94,948,545
	155,855	334,423	115,988,264
広山岡鳥松	380,296	378,804	247,674,342
島 口 山 取 江	274,552	289,275	159,576,876
	231,363	301,573	114,537,535
	87,743	117,475	48,928,412
	136,326	158,756	48,334,528
福佐長大熊鹿宮	732,446	533,540	500,551,561
岡 賀 崎 分 本 島 崎	134,241	164,830	70,544,176
	254,022	243,189	160,491,083
	171,115	278,154	97,527,678
	216,662	246,689	111,068,442
	252,912	354,418	91,559,085
	181,854	247,809	67,347,814
仙福山盛秋青	236,560	294,914	122,343,326
	238,908	414,746	120,236,799
	175,790	373,307	76,575,305
	136,434	253,271	62,038,651
	152,195	266,364	59,726,160
	173,697	255,066	97,755,329
札函旭鋼	272,934	176,343	259,503,427
幌 館 川 路	62,801	55,447	50,763,755
	103,240	100,098	81,116,364
	98,954	88,212	92,812,750
高 德 高 松	138,015	131,171	91,433,082
	118,636	142,342	64,199,087
	183,202	312,538	86,882,154
	238,291	302,710	125,011,196
合 計	15,198,506	14,184,029	11,334,872,316



昭和28年度一般登記

種別名	甲					
	不動産及び船舶登記			農業用動産抵当登記		
	件数	箇数	登録税	件数	箇数	登録税
			円			円
東横浦千水宇都宮橋岡府野湯	458,125	688,401	1,690,276,976	20	20	810
京浜和葉戸宮橋岡府野湯	145,525	317,035	455,268,922			
大京神奈大和歌古津	106,893	355,846	115,092,038			
阪都戸良津山	103,592	373,393	104,575,230	12	12	2,726
名古津	97,619	281,813	72,291,430	2	2	3,300
岐福金富	82,692	238,540	84,636,224	599	984	97,203
庄山岡鳥松	75,515	210,921	78,733,179			
福佐長大熊鹿宮	152,509	401,245	243,204,156	563	822	99,009
仙福山盛秋育	36,509	122,178	33,615,047			
高徳高松合	120,519	346,993	82,221,348	1,074	1,099	78,464
計	152,668	597,763	153,657,522	178	178	16,489
	252,765	474,718	936,234,375	94	96	5,847
	94,165	237,360	190,290,129	259	261	38,208
	205,300	441,633	487,879,192	19	19	1,526
	42,758	117,014	58,579,899	1	1	15
	53,017	135,100	47,628,299	17	19	2,900
	69,972	156,270	86,945,325			
	270,061	706,942	429,557,132	29	41	8,313
	95,461	221,970	101,825,992	10	10	8,765
	107,107	319,849	111,722,575	138	138	13,296
	52,460	313,006	43,434,945	50	79	28,950
	70,194	306,736	83,637,509	31	38	41,030
	68,316	334,380	82,656,228	29	43	510
	154,631	377,908	208,504,525	676	896	104,446
	119,580	289,087	126,192,135	166	188	29,770
	126,095	300,084	97,764,846	1,030	1,489	89,285
	44,584	117,472	43,867,475	3	3	165
	58,497	158,624	41,122,171	107	132	13,665
	231,972	533,367	439,322,996	168	173	20,766
	60,036	164,529	63,340,707	273	301	45,048
	95,286	242,268	46,983,470	912	921	89,560
	81,050	278,145	188,614,507	7	9	5,775
	98,396	245,490	100,066,319	247	1,199	97,796
	150,376	354,322	76,178,605	94	96	16,615
	99,134	246,469	60,534,490	1,323	1,340	120,131
	97,368	294,908	101,939,566	5	6	960
	117,120	414,522	104,333,803	224	224	20,244
	102,008	373,307	69,642,436			
	79,735	253,248	55,277,883	13	23	1,200
	80,875	266,384	52,548,247			
	89,387	253,565	89,651,442	797	1,501	80,777
	85,387	176,180	219,170,731	156	163	42,338
	27,463	55,433	45,920,939	10	14	2,025
	44,792	99,870	72,269,093	211	228	36,482
	39,315	87,546	84,307,299	569	666	107,329
	60,315	131,155	74,273,629	14	16	12,903
	62,123	141,945	56,166,208	383	397	63,806
	102,073	311,995	76,370,857	460	543	60,232
	109,429	302,464	108,909,672	143	246	69,496
合計	5,331,069	14,169,393	8,477,237,723	11,116	14,636	1,578,175

件数表 民事局

号				乙号	
商業登記		その他の登記		件数	手数料
件数	登録税	件数	登録税		
	円		円		円
99,321	1,288,155,485	9,793	68,492,219	2,603,271	51,144,730
13,120	94,074,236	4,319		310,907	5,661,910
6,828	19,212,302	6,335	2,100	101,324	1,985,660
6,534	20,641,696	3,832	5,100	101,133	1,985,980
3,392	10,681,845	2,210	10,800	84,961	1,426,290
3,920	12,097,360	4,771	8,700	103,289	2,041,150
4,991	13,324,390	4,021	9,900	73,326	1,449,510
10,489	42,378,707	6,009	18,360	158,265	3,470,070
1,926	6,338,951	2,003	5,500	34,657	685,770
6,913	17,890,990	10,300	13,800	118,311	2,332,070
6,619	19,779,316	9,130	14,700	126,028	2,416,000
43,407	326,714,197	7,322	13,200	1,168,096	21,550,610
11,177	41,174,436	6,176	7,200	203,460	3,982,610
16,008	117,272,874	6,315	12,920	333,472	6,449,250
2,083	5,608,075	2,564	2,100	43,123	846,000
2,356	5,648,479	5,093	4,800	47,583	927,730
3,066	9,545,710	2,728	8,700	74,863	1,476,330
21,533	125,563,531	8,722	16,700	391,629	7,621,650
4,096	13,559,803	5,539	1,200	84,109	1,644,100
6,229	20,235,659	5,017	3,900	96,725	1,934,800
2,261	6,296,243	4,637	27,750	69,927	1,414,680
3,491	9,719,556	5,114	13,800	80,471	1,536,650
3,393	31,757,396	4,679	6,300	79,438	1,567,830
7,939	34,840,346	5,318	12,675	211,732	4,212,350
5,944	30,470,461	3,828	9,000	145,034	2,875,510
4,855	14,899,324	4,213	13,560	95,170	1,770,520
1,591	4,251,692	2,452	600	39,113	808,480
2,413	5,794,062	4,424	16,200	70,885	1,388,430
14,391	51,775,169	8,442	10,800	477,473	9,421,830
2,216	5,796,991	3,111	5,700	68,605	1,355,730
4,163	10,433,153	3,495	8,700	150,166	2,976,200
3,366	7,331,996	6,347	8,700	80,345	1,566,700
4,125	8,800,327	4,964	9,900	108,930	2,094,100
3,922	13,464,585	3,273	21,900	95,247	1,877,380
2,080	5,157,843	1,703	9,300	77,614	1,526,050
4,121	17,844,470	3,631	13,500	131,435	2,544,830
3,758	13,727,392	5,240	11,100	112,566	2,144,260
2,329	5,650,039	4,882	5,400	66,571	1,277,430
2,177	5,807,738	2,374	5,400	52,135	946,430
2,312	5,946,803	2,364	8,700	66,644	1,222,410
2,322	6,512,720	2,615	14,370	78,576	1,496,020
8,608	36,878,828	2,938	13,800	175,845	3,397,730
1,800	4,226,801	1,250		32,278	613,990
2,694	7,768,129	1,399		54,144	1,042,660
2,445	7,340,962	1,505		55,120	1,057,160
3,759	15,706,420	3,435	14,100	70,492	1,426,030
2,533	6,947,423	2,265	4,800	51,332	1,016,850
2,380	8,952,625	2,657	8,700	75,632	1,489,740
3,989	13,607,648	3,603	7,500	121,127	2,416,880
385,385	2,607,605,184	218,357	68,934,154	9,252,579	179,517,080



別表 (20A)

昭和28年分 土地台帳事務処理表 (その一)

民事局

区 分	異動事務													
	第一種地成		第二種地成		分		合		地目変換		登録地成		住所・名称・氏名変更	
	件数	筆数	件数	筆数	件数	筆数	件数	筆数	件数	筆数	件数	筆数	件数	筆数
旧受	10	12	161	1,058	1,467	8,427	117	1,188	744	1,770	187	3,298	13	21
新受	6,263	32,468	52,424	168,074	461,566	1,861,559	42,558	187,609	231,837	507,564	19,281	308,702	20,000	67,038
計	6,273	32,480	52,585	169,132	463,033	1,869,986	42,675	188,797	232,131	509,334	19,468	312,000	20,013	67,059
処理	6,266	32,209	52,326	167,972	462,179	1,864,693	42,569	187,833	231,636	505,715	19,344	311,253	20,010	67,055
未済	7	271	295	1,160	854	5,293	106	964	495	3,619	124	747	3	4
全国 総合計														

区 分	異動事務													
	誤謬訂正		地図訂正		地図誤謬訂正		国有地成		土地台帳法第43条の2第2項		その他		計	
	件数	筆数	件数	筆数	件数	筆数	件数	筆数	件数	筆数	件数	筆数	件数	筆数
旧受	145	509	90	241	23	470	16,627	126,675	58	91,296	19,642	234,965		

新受	40,894	76,509	8,923	23,503	10,350	74,628	2,080,481	6,314,197	11,593	872,324	2,985,720	10,494,175
計	41,039	77,018	9,013	23,744	10,373	75,098	2,097,108	6,440,872	11,651	963,620	3,005,362	10,729,140
処理	40,974	76,918	8,993	23,697	10,373	75,098	2,090,559	6,363,474	11,691	929,142	2,996,848	10,605,059
未済	65	100	20	47			6,549	77,398	32	34,478	8,514	124,081
全国 総合計												

昭和28年分 土地台帳事務処理表 (その二)

区 分	土地の価格の通知		贖本交付		閲覧	
	筆数	件数	筆数	件数	筆数	件数
全国 総合計	18,826,383	(7,442)	122,912	466,005	1,820,945	2,925,950

備考 「贖本交付」「閲覧」の欄中官公吏の職務上請求した件数及び筆数は内数として( )で区分し同一欄に記入する。



区 分	異動事務													
	建築		増築		登記家屋成		減失		分割		合併		不登録家屋成	
	件数	個数	件数	個数	件数	個数	件数	個数	件数	個数	件数	個数	件数	個数
旧受	9,330	9,459	6,448	6,576	17	30	1,222	1,568	300	805	28	58	1	1
新受	341,366	356,898	135,503	155,023	3,830	5,529	73,556	81,765	38,326	100,871	1,945	4,659	265	422
計	350,696	366,357	141,951	161,599	3,847	5,559	74,778	83,333	38,626	101,676	1,973	4,717	266	423
処理	346,126	361,759	139,018	158,572	3,823	5,535	74,156	82,658	38,591	101,580	1,971	4,713	266	423
未済	4,570	4,598	2,933	3,027	24	24	622	675	35	96	2	4		
全国総合計														

区 分	異動事務													
	住所、名称		氏名変更		所在、種類、構造、変更、積少の減少		誤謬訂正		家屋台帳法第22条 土地台帳法第43条 の2第2項		その他		計	
	件数	個数	件数	個数	件数	個数	件数	個数	件数	個数	件数	個数	件数	個数
旧受	202	202	296	296	894	982	3,533	5,375	8,593	10,534	1,225	1,236	31,793	36,920

全国総合計	昭和28年分 家屋台帳事務処理表 (その二)															
	新受		計		処理		未済		家屋の価格の通知		贈本		交付		閲覧	
	件数	個数	件数	個数	件数	個数	件数	個数	件数	個数	件数	枚数	手数料	件数	手数料	件数
新受	21,569	29,309	107,475	128,716	174,092	209,076	636,837	830,110	4,928	25,957	1,539,692	1,928,335				
計	21,771	29,605	108,369	129,698	177,625	214,451	645,430	840,644	6,153	22,193	1,571,485	1,965,255				
処理	21,737	29,553	108,026	129,083	175,788	210,578	644,509	839,571	5,008	26,048	1,559,014	1,950,073				
未済	34	52	343	615	1,842	3,873	921	1,073	1,145	1,145	12,471	15,182				

備考 「贈本交付」「閲覧」の欄中官吏の職務上請求した件数及び枚数は内数として( )で区分し同一欄に記入すること。

区分	家屋の価格の通知		贈本		交付		閲覧	
	件数	枚数	件数	枚数	件数	手数料	件数	手数料
全国総合計	(639)	(1,452)	130,689	1,292,370.00	(5,113)	1,489,220.00	154,035	1,489,220.00



別表(3)

昭和28年度 司法書士数調 全国総合計

区 分 名	昭和28年自7月至12月 認可数			同 左 不認可数	昭和28年12月末日現在 司法書士数		
	総 数	法第2条 第1号に よるもの	法第2条 第2号に よるもの		総 数	司法書士会に 入会している 者	司法書士会に 入会していな い者
		—	—			—	—
東 京	30	10	20	92	1,065	250	815
横 濱	10	2	8	6	177	57	120
浦 和	8	1	7	—	167	92	75
千 葉	7	—	7	10	177	96	81
水 戸	13	2	11	—	173	86	87
宇 都 宮	10	—	10	—	141	104	37
前 橋	—	—	—	—	137	70	67
静 岡	6	—	6	—	175	148	27
甲 府	3	2	1	13	131	63	68
長 野	35	2	33	—	355	163	192
新 潟	2	2	—	—	170	138	32
計	124	21	103	121	2,868	1,267	1,601
大 阪	32	3	29	—	640	163	477
京 都	7	—	7	—	321	133	188
神 戸	6	4	2	—	434	228	206
奈 良	4	—	4	—	127	77	50
大 津	5	1	4	—	124	93	31
和 歌 山	3	1	2	6	165	113	52
計	57	9	48	6	1,811	807	1,004
名 古 屋	9	1	8	21	239	199	40
古 津	5	1	4	—	273	240	33
岐 阜	11	—	11	41	245	203	42
福 井	2	—	2	4	91	77	14
金 沢	9	1	8	14	125	100	25
富 山	6	—	6	21	136	49	87
計	42	3	39	101	1,109	868	241
広 島	38	3	35	37	341	165	176
山 口	25	2	23	8	428	400	28
岡 山	39	3	36	35	463	413	50
鳥 取	6	1	5	—	114	80	34
松 江	3	1	2	—	204	204	—
計	111	10	101	80	1,550	1,262	288

区 分 名	昭和28年自7月至12月 認可数			同 左 不認可数	昭和28年12月末日現在 司法書士数		
	総 数	法第2条 第1号に よるもの	法第2条 第2号に よるもの		総 数	司法書士会に 入会している 者	司法書士会に 入会していな い者
		—	—			—	—
福 岡	15	4	11	10	369	263	106
佐 賀	5	1	4	—	107	79	28
長 崎	12	1	11	3	241	159	82
大 分	—	—	—	—	107	73	34
熊 本	21	6	15	—	267	221	46
鹿 島	—	—	—	—	480	402	78
宮 崎	8	1	7	—	212	197	15
計	61	13	48	13	1,783	1,394	389
仙 台	7	1	6	13	282	197	85
福 島	23	2	21	—	407	286	121
山 形	4	1	3	7	180	135	45
盛 岡	5	1	4	—	148	119	29
秋 田	5	1	4	9	107	107	—
青 森	7	1	6	3	118	100	18
計	51	7	44	32	1,242	944	298
札 幌	5	3	2	18	140	95	45
函 館	2	—	2	—	70	55	15
旭 川	1	1	—	—	106	78	28
釧 路	7	1	6	—	98	98	—
計	15	5	10	18	414	326	88
高 松	7	—	7	17	109	82	27
徳 島	11	—	11	—	150	130	20
高 知	14	2	12	—	203	148	55
松 山	12	—	12	—	267	199	68
計	44	2	42	17	729	559	170
合 計	505	70	435	388	11,506	7,427	4,079



別表 (401)

## 昭和28年度 司法書士取扱事件年計表

全国総合計

庁名	種別	司法書士員数	補助者員数	件数			紙数		
				A	B	C	D	A	B
東	京浜和葉戸宮橋岡野湯	1,496	112	30,883	310,389	289,427	630,699	147,086	1,056,470
横		177	29	6,552	76,597	20,984	104,083	41,461	244,527
浦		167	15	7,079	82,440	30,371	119,890	24,583	422,381
千		177	7	5,173	58,696	12,953	76,822	27,131	296,959
水		173	2	4,682	62,783	29,601	97,066	11,257	251,150
宇		141	7	5,115	57,761	20,080	82,956	16,460	288,714
前		137	17	3,895	53,511	29,151	86,557	11,238	284,785
静		175	—	5,062	107,585	104,039	216,686	17,783	409,617
甲		131	15	2,686	22,286	8,841	33,813	10,570	124,367
長		355	51	6,683	88,369	58,772	153,824	40,960	420,941
新		170	32	6,537	86,494	52,636	145,667	28,815	395,558
計		3,299	287	84,347	1,006,911	656,805	1,748,063	377,344	4,195,469
大	京神奈大和	640	111	38,810	142,745	7,330	188,615	243,983	523,392
阪		321	38	4,304	45,560	42,668	92,532	26,086	257,308
都		434	91	5,698	273,329	135,242	314,269	26,567	183,899
戸		127	9	1,308	27,252	15,277	43,837	15,861	200,551
良		124	26	2,745	34,701	18,832	56,278	11,749	176,241
津		165	10	3,751	51,345	273,098	108,845	24,368	252,446
山		1,811	285	56,616	474,662	273,098	804,376	348,614	1,593,837
屋		239	85	7,914	170,150	96,803	274,867	27,189	596,825
阜		273	36	2,820	54,754	21,990	79,564	14,695	247,008
井		245	35	7,144	78,240	47,248	132,632	18,693	349,372
沢		91	20	31,833	31,833	23,918	58,203	8,408	144,750
山		125	18	3,256	47,368	16,044	66,668	11,200	242,204
計		1,109	15	3,392	44,335	1,644	49,371	9,360	119,088
岐		136	209	26,978	426,680	207,647	661,305	89,545	1,699,247
福									
金									
富									

(118)

山		341	49	17,041	94,830	59,914	171,785	46,985	371,498
岡		428	62	6,287	83,611	83,563	173,461	31,034	544,537
島		463	21	79,638	82,478	67,413	229,529	144,339	478,830
松		114	20	5,942	30,820	25,185	61,947	14,122	122,925
計		204	2	3,609	36,692	5,001	45,302	17,451	173,770
福		1,550	154	112,517	328,431	241,076	682,024	253,931	1,691,560
佐		369	48	21,878	245,775	57,282	324,935	74,869	817,912
長		107	8	6,353	50,287	17,583	74,223	18,996	139,390
大		241	25	16,099	100,839	50,331	167,269	55,670	409,260
熊		107	2	10,224	67,626	18,446	96,296	29,388	261,509
鹿		267	34	6,777	85,930	80,368	173,075	15,647	322,024
宮		480	32	7,893	113,389	91,749	213,031	24,033	360,200
計		212	17	11,189	153,239	65,613	230,041	32,455	362,693
仙		1,783	166	80,413	817,085	381,372	1,278,870	251,058	2,672,988
福		282	23	6,368	58,036	51,288	115,692	17,629	252,989
山		407	28	12,014	85,295	70,940	168,249	41,338	397,501
盛		180	12	4,062	82,575	53,249	139,886	13,338	242,225
秋		148	5	3,691	53,852	5,231	62,774	13,985	267,242
青		107	2	7,471	58,460	20,146	86,077	26,597	230,295
計		118	6	8,235	70,794	11,797	90,826	30,124	217,067
札		1,242	76	41,841	409,012	212,651	663,504	143,011	1,607,319
函		140	26	8,403	51,616	34,586	94,605	34,992	231,400
旭		70	—	2,234	13,409	5,082	20,725	6,670	53,243
釧		106	—	2,893	26,624	15,369	44,886	8,663	127,491
計		98	11	2,965	22,373	19,220	44,558	15,105	97,931
高		414	37	16,495	114,022	74,257	204,774	65,430	510,065
德		109	11	5,023	37,091	20,018	62,132	14,985	171,211
高		150	—	4,360	43,735	14,516	62,611	14,067	208,496
松		203	28	3,213	47,541	28,042	78,796	13,331	206,853
計		267	—	9,499	84,586	61,058	155,143	33,173	324,377
合		729	39	22,095	212,953	123,634	358,628	75,556	910,937
		11,937	1,253	441,302	3,789,756	2,170,540	6,401,598	1,604,489	14,881,422

(119)

備考 A欄は書記料の中文案を要するもの、B欄は書記料の中文案を要しないもの、C欄は附随手数料、D欄は合計。



別表(4の2)

## 昭和28年度 司法書士取扱事件年計表

全国総合計

庁名	種別	紙数				金額			
		C	D	A	B	C	D		
東京	京	98,338	1,301,894	6,706,475	61,821,549	13,578,414	82,106,438		
横浦	淡	8,233	294,221	1,674,031	10,954,726	894,541	13,523,298		
千水	和	8,450	455,414	1,146,071	17,012,518	1,808,419	19,967,008		
宇平	葉	12,153	336,243	1,242,142	11,991,073	991,894	13,825,109		
字宮	戸	4,349	266,756	586,325	12,437,763	1,461,315	14,485,403		
前橋	宮	6,711	311,885	792,725	11,333,742	811,690	12,938,157		
静岡	橋	6,414	302,437	523,953	13,425,693	1,491,895	15,441,541		
甲府	岡	15,840	443,240	678,999	22,590,979	4,263,249	27,533,227		
長野	府	6,977	141,914	491,612	4,243,045	691,909	5,426,566		
新	野	25,805	487,706	1,459,026	17,958,691	3,404,392	22,822,109		
大	湯	10,548	434,921	1,412,330	19,845,381	2,784,820	24,042,531		
京	計	203,818	4,776,631	16,713,689	203,215,160	32,182,538	252,111,387		
神	阪	10,101	777,476	11,933,190	27,928,631	651,974	40,513,795		
奈	都	2,162	285,556	952,315	8,883,620	1,817,290	11,653,225		
大	戸	—	210,466	1,120,422	26,939,595	5,951,214	34,011,231		
和	良	2,783	219,195	261,315	6,305,725	883,925	7,450,965		
歌	津	5,820	193,810	499,470	8,401,657	1,393,389	10,294,516		
計	山	—	276,814	909,079	10,897,924	2,395,549	14,202,552		
岐	計	20,866	1,963,317	15,675,791	89,357,152	13,093,341	118,126,284		
福	屋	13,938	637,952	1,308,980	36,442,564	5,623,966	43,375,510		
名	卓	8,370	270,073	817,485	13,166,028	2,506,276	16,489,789		
岐	井	8,399	376,464	1,052,975	16,942,138	1,993,702	19,988,815		
富	沢	—	153,158	416,880	7,005,908	969,795	8,392,583		
	山	1,454	254,858	585,225	12,139,365	699,155	13,423,745		
	計	1,242	129,690	455,868	7,869,917	1,326,057	9,651,842		
	計	33,403	1,822,195	4,637,413	93,565,920	13,118,951	111,322,284		

(180)

山	島	26,566	445,049	2,118,095	17,990,702	3,204,232	23,313,029
岡	口	4,274	579,845	1,434,024	21,456,579	3,711,965	26,602,568
鳥	取	—	623,169	3,192,339	17,736,748	4,008,382	24,937,469
松	江	761	137,808	639,557	6,477,918	1,142,825	8,260,300
福	計	5,069	196,290	852,330	12,938,170	1,694,630	15,485,130
佐	計	36,670	1,982,161	8,236,345	76,600,117	13,762,034	98,598,496
長	岡	4,365	897,146	3,333,895	42,498,999	2,855,551	48,688,445
大	賀	3,717	162,103	847,855	9,056,521	1,018,029	10,922,405
熊	崎	6,399	471,329	3,027,497	17,920,622	2,524,168	23,472,287
鹿	分	13,798	304,695	1,666,590	10,903,818	789,110	13,359,518
宮	本	—	337,671	786,230	17,102,070	3,086,580	20,974,880
富	島	—	384,233	1,207,780	24,416,140	4,957,910	30,581,830
仙	崎	—	395,148	1,557,325	18,565,660	2,923,615	23,046,600
福	計	28,279	2,952,325	12,427,172	140,463,830	18,154,963	171,045,965
山	古	—	270,618	839,641	12,364,003	2,408,618	15,612,262
福	島	12,882	451,721	1,897,155	17,546,509	3,306,659	22,750,323
山	形	—	255,563	659,185	12,238,777	2,400,206	15,298,168
盛	岡	9,122	290,349	703,512	11,791,967	677,595	13,173,074
秋	田	15,437	272,329	1,433,168	10,310,461	1,369,127	13,112,756
青	森	6,200	253,391	733,106	5,319,994	445,341	6,498,441
札	計	43,641	1,793,971	6,265,767	69,571,711	10,607,546	86,445,024
函	幌	30,427	296,819	1,682,230	10,758,230	2,744,720	15,185,180
旭	川	897	60,810	308,687	2,468,797	234,780	3,012,264
釧	路	55,043	191,697	382,030	5,374,190	1,161,225	6,917,445
高	計	86,367	661,862	2,855,739	21,204,082	4,960,875	29,020,696
德	松	118	186,314	607,420	8,045,190	1,082,980	9,735,590
高	知	4,489	227,052	667,060	9,690,250	889,915	11,247,225
松	山	5,730	225,914	668,491	9,973,373	1,453,535	3,095,399
合	計	6,221	363,771	1,550,404	15,495,596	3,271,657	20,317,657
	計	16,558	1,003,051	3,493,375	43,204,409	6,698,087	53,395,871
	計	469,602	16,955,513	70,305,291	737,182,381	112,578,335	920,066,007

(181)



別表 (5)

昭和28年12月末  
現在

土地家屋調査士員数調

各法務局報告  
各地方方法務局

区 分 名	総員数	内 法附則3 項のもの	区 分 名	総員数	内 法附則3 項のもの
東	820	103	松	172	80
横	169	34	計	1,189	475
浦	195	59	福	401	84
千	99	22	佐	156	28
水	441	39	長	231	60
宇	167	21	大	171	38
前	196	57	熊	353	74
静	386	58	鹿	244	71
甲	105	23	宮	225	68
長	783	272	計	1,781	423
新	425	82	仙	215	55
計	3,786	770	福	423	126
大	369	108	山	496	24
京	145	47	盛	360	99
神	412	131	秋	335	91
奈	53	20	育	245	36
大	55	18	計	2,074	431
和	64	15	札	178	13
計	1,098	239	函	39	7
名	560	218	旭	98	5
古	249	116	鋼	64	29
津	428	187	計	379	54
岐	96	15	高	139	33
福	155	38	德	110	30
金	116	20	高	192	42
富	1,604	594	松	197	68
計			計	638	173
広	256	82	合	12,549	3,259
山	280	74			
岡	325	159			
鳥	156	80			

別表 (6)

全国総合計

昭和28年度 土地家屋調査士取扱事件年計表

種 別 名	12月 末 日 現在 調査 士 員 数	土		地		家		屋		計	
		申 告 件 数	報 酬 額 円	調 査 及 び 測 量 他 の 事 件 数	報 酬 額 円	申 告 件 数	報 酬 額 円	調 査 及 び 測 量 他 の 事 件 数	報 酬 額 円	合 計 件 数	報 酬 額 円
東	816	11,942	14,363,011	7,921	20,361,931	6,952	4,586,614	1,653	1,336,545	28,468	40,648,101
横	169	3,602	2,708,826	2,015	5,627,195	3,184	763,795	677	256,760	9,478	9,556,576
浦	195	2,572	773,620	1,042	1,108,871	4,297	814,332	507	190,507	8,418	2,887,330
千	101	2,242	594,190	958	854,463	1,465	333,640	341	211,180	5,006	1,993,473
水	441	3,521	957,160	2,447	1,197,003	1,668	367,776	870	297,720	8,506	2,819,659
宇	167	2,610	744,656	1,958	1,286,418	1,972	447,621	984	211,500	2,690,195	2,690,195
前	196	3,065	725,055	2,278	1,087,677	2,888	855,107	1,619	513,672	7,850	3,181,511
静	386	15,277	6,205,205	3,031	2,528,527	11,897	5,106,710	1,054	341,821	31,259	14,182,263
甲	105	734	162,833	372	223,541	512	119,060	175	70,072	1,793	575,506
長	783	14,504	2,785,273	6,380	1,319,367	7,054	1,662,553	1,893	388,930	29,831	6,156,123
新	425	12,341	2,783,382	3,964	1,593,515	9,561	2,279,250	2,288	553,463	28,154	7,209,610
計	3,784	72,410	32,803,211	32,366	37,388,508	51,450	17,336,458	12,061	4,372,170	168,287	91,900,347
大	369	5,044	2,492,746	2,297	2,851,616	6,499	2,600,477	2,759	1,636,502	16,599	9,581,341
京	145	1,532	592,304	984	535,416	1,602	546,800	926	373,000	5,044	2,047,520
神	410	9,122	3,355,961	4,196	2,821,506	9,644	5,160,623	3,110	1,254,413	26,072	12,572,503
奈	53	2,399	358,515	446	190,020	1,571	286,990	332	80,195	4,748	915,720
大	55	1,173	265,310	267	85,400	1,374	315,760	247	98,790	3,061	765,260
和	64	1,805	848,830	674	477,100	1,329	311,650	543	148,370	4,351	1,785,950
計	1,096	21,075	7,893,666	8,864	6,961,058	22,019	9,222,300	7,917	3,591,270	59,875	27,668,294
名	560	15,612	4,974,902	4,267	1,785,657	16,234	4,628,911	2,657	547,164	38,770	11,936,634
岐	249	3,774	474,590	1,819	419,848	2,662	275,635	1,060	121,720	9,315	1,291,793
福	428	7,663	1,403,039	2,717	715,838	6,644	1,130,618	1,752	233,294	18,776	3,482,789
金	96	2,905	189,880	3,335	101,760	927	107,675	267	17,925	7,434	417,240
富	155	3,718	442,100	1,121	205,280	2,515	396,210	376	52,100	7,730	1,095,690
計	1,604	11,970	491,180	1,179	1,175,440	1,062	183,960	278	59,876	4,489	1,910,456
		35,642	7,975,691	14,438	4,403,823	30,044	6,723,009	6,390	1,032,079	86,514	20,134,602



種別	12月末日現在調査員数	土			地			家			屋			計	
		申告		報酬額	調査及び測量その他		報酬額	申告		報酬額	調査及び測量その他		報酬額	総件数	報酬額
		総件数	報酬額	総件数	報酬額	総件数	報酬額	総件数	報酬額	総件数	報酬額	総件数	報酬額	総件数	報酬額
広島	256	1,339,720	2,724	809,963	3,975	763,951	1,311	254,905	14,840	3,168,539	14,840	3,168,539	14,840	3,168,539	
岡山	200	1,561,822	2,838	1,056,525	4,730	2,171,144	2,337	684,010	17,202	4,519,501	17,202	4,519,501	17,202	4,519,501	
鳥取	325	1,103,304	2,760	689,459	4,645	656,855	1,352	322,177	17,146	2,771,795	17,146	2,771,795	17,146	2,771,795	
松江	157	814,714	1,634	855,870	3,282	612,585	891	227,192	9,980	2,510,361	9,980	2,510,361	9,980	2,510,361	
島根	172	561,949	1,170	233,255	1,935	379,219	773	173,480	7,291	1,347,903	7,291	1,347,903	7,291	1,347,903	
福山	1,190	5,381,509	11,126	3,645,072	18,567	3,629,754	6,664	1,661,764	66,459	14,318,099	66,459	14,318,099	66,459	14,318,099	
佐長	401	3,196,180	3,287	2,217,923	11,320	3,668,917	3,531	1,059,570	28,160	10,142,590	28,160	10,142,590	28,160	10,142,590	
大熊	156	946,150	1,706	682,841	2,099	818,489	579	192,609	8,684	2,640,089	8,684	2,640,089	8,684	2,640,089	
鹿野	231	1,590,652	3,311	1,111,040	6,330	2,020,440	1,613	382,337	17,440	5,104,469	17,440	5,104,469	17,440	5,104,469	
宮島	171	2,661,103	2,110	900,240	3,923	1,541,800	717	286,019	13,827	5,389,162	13,827	5,389,162	13,827	5,389,162	
仙居	353	2,638,000	8,805	3,793,088	7,791	2,339,180	5,548	1,238,498	34,114	10,008,766	34,114	10,008,766	34,114	10,008,766	
福山	244	1,991,695	2,293	639,870	3,688	668,780	779	156,203	17,930	3,456,548	17,930	3,456,548	17,930	3,456,548	
秋吉	225	1,814,065	3,713	904,460	4,983	1,030,745	1,534	316,045	18,678	4,065,315	18,678	4,065,315	18,678	4,065,315	
青森	1,781	14,837,845	25,225	10,249,462	40,134	12,088,351	14,301	3,631,281	138,833	40,806,939	138,833	40,806,939	138,833	40,806,939	
福山	215	1,331,610	2,045	1,139,420	3,143	848,570	1,108	331,610	11,358	3,651,210	11,358	3,651,210	11,358	3,651,210	
秋吉	423	1,840,321	6,648	1,413,938	4,812	781,738	2,722	446,062	26,319	4,482,059	26,319	4,482,059	26,319	4,482,059	
青森	472	1,694,727	5,688	4,971,083	9,420	1,385,184	4,618	649,790	3,0267	8,700,784	3,0267	8,700,784	3,0267	8,700,784	
福山	360	2,028,079	3,471	1,793,335	4,906	1,099,814	1,333	226,390	16,946	5,147,618	16,946	5,147,618	16,946	5,147,618	
秋吉	335	1,532,371	1,956	858,046	3,924	959,754	839	330,224	12,510	3,680,395	12,510	3,680,395	12,510	3,680,395	
青森	245	2,019,268	3,510	2,347,675	3,758	1,140,907	2,500	802,424	14,922	6,310,274	14,922	6,310,274	14,922	6,310,274	
福山	2,050	10,446,376	23,318	12,523,497	29,963	6,215,967	13,120	2,786,500	112,322	31,972,340	112,322	31,972,340	112,322	31,972,340	
秋吉	178	2,451,719	1,512	4,596,194	6,423	3,507,134	1,402	667,540	13,253	11,222,587	13,253	11,222,587	13,253	11,222,587	
青森	39	156,500	304	651,575	863	201,050	534	155,830	2,286	1,164,955	2,286	1,164,955	2,286	1,164,955	
福山	98	864,115	499	594,330	4,159	888,650	493	115,240	7,222	2,462,335	7,222	2,462,335	7,222	2,462,335	
秋吉	64	538,839	777	1,187,818	2,802	542,250	673	112,110	6,751	2,381,017	6,751	2,381,017	6,751	2,381,017	
青森	379	4,011,173	3,092	7,029,917	14,247	5,139,084	3,102	1,050,720	29,512	17,230,894	29,512	17,230,894	29,512	17,230,894	
福山	139	842,451	2,721	1,255,676	2,158	361,359	1,186	181,536	11,297	2,641,022	11,297	2,641,022	11,297	2,641,022	
秋吉	110	337,900	1,038	324,825	978	154,010	401	81,242	4,202	897,977	4,202	897,977	4,202	897,977	
青森	192	1,919,100	2,018	671,446	2,969	743,436	1,287	394,705	13,251	3,728,687	13,251	3,728,687	13,251	3,728,687	
福山	197	933,145	2,751	551,200	4,152	688,183	1,904	379,935	14,807	2,552,463	14,807	2,552,463	14,807	2,552,463	
秋吉	638	4,032,596	8,528	2,803,147	10,257	1,946,988	4,778	1,037,418	43,557	9,820,149	43,557	9,820,149	43,557	9,820,149	
計	12,522	87,382,067	126,957	85,004,484	216,681	62,301,911	68,333	19,163,202	705,359	253,851,664	705,359	253,851,664	705,359	253,851,664	

二 第四課

業務内容

第四課においては、次の事務を取り扱っている。

- (1) 商事に関する事項
- (2) 非訟事件に関する事項
- (3) 商業登記に関する事項
- (4) 法人の登記に関する事項
- (5) 供託に関する事項
- (6) 財政、金融及び通商産業に関する民事に関する事項

業務の実施状況

昭和28年中の所管業務の実施状況は次のとおりである。

- 1 商事に関する事項については、商法その他これに付随する法令の解釈・運用等に関し、諸官公署、会社その他の民間団体及び個人からの照会に対し回答又は意見を述べた。又、小切手法の適用につき銀行と同視すべき人又は施設として労働金庫、労働金庫連合会等を指定した。その他手形法第83条、小切手法第69条による手形交換所指定の事務を担当し、本年中に3箇所を指定をみた。社債等登録法第2条及び社債等登録法施行令第1条の規定による社債等登録機関の指定については、大蔵省との共管事項であるので、申請のあった都度、同省と協議して指定の認否を決定している。又社債等登録法施行規則第13条の規定による社債登録簿副本の設置場所の認可に関する事務を担当した。
- 2 非訟事件に関する事項については、関係法令の調査研究を行うほか、非訟事件手続法に定める法務大臣の権限の行使に関する事務を担当した。なお、会社更生法に定める法務大臣の権限の行使に関する事務をも併せて担当した。会社更生開始決定事件に関して法務大臣の権限を行使する職員の指定件数は増加の一途をたどっている。
- 3 商業登記に関する事項については、商業登記関係法令の調査・研究、登記事務取扱上の通達・回答の立案事務、他官庁の関係法令の立案及びその実施についての協力等を行った。更に、商業登記事務の正確且つ円滑な運用を期するため、① 印鑑簿をバインダー化し、② 改印の場合に保証書を添付させるべく、又③ 登記事項の全部証明について規定するため商業登記規則の一部を改正した。上記の③については即日、①②については昭和29年1月1日から施行。また、不正印紙の使用を防止し、併せて登録税納税者の便宜に資するため、登録税法施行規則第2条第1項の規定にもとづき、現金をもって登録税を納付すべき登記所として、東京法務局日本橋出張所を指定した。全国最初の試みであり、昭和29年から実施される。
- 4 法人登記に関する事項については、法人登記関係法令の調査・研究、登記事務取扱上の通達・回答の立案事務、他官庁の関係法令の立案及び実施についての協力等を行った。本年中に施行された関係法令の主なものは、漁業信用基金協会登記規則、農林漁業金融公庫登記規則、法人登記規則等であるが、この中、法人登記規則は、従来特



殊法人につき、各その種類毎に制定されていた登記取扱手続を整理綜合したものであつて、特殊法人に関する登記取扱手続は、今後総て本規則によつてまかなわれることとなつた。本規則によつて廃止された登記取扱手続に関する省令は、実に49の多きを数えている。更に注目すべきは、本規則によつて、特殊法人についても登記簿がバインダー化され、登記事務の円滑に益することであり、バインダーへ改製すべき完了時期は、昭和29年12月末。なお、法人登記規則制定に伴う登記事務の取扱方等については、本年7月本省において開催された法務局・地方法務局の登記課長会同において説明し、その実施に万全を期した。その他直接の所管事項ではないが、法務大臣の主管に属する公益法人の設立及び監督に関し、民事に関する事項について所管部局に協力し法令の調査意見の回示等を行つた。

5 供託に関する事項については、供託関係法令の調査・研究、供託事務取扱上の訓令通達・回答の立案事務、他官庁の関係法令の立案及び実施についての協力等を行つた。また、供託事務を取扱う出張所として、本年中に11箇所の追加指定をなした。従つて供託所は本年末現在、本局49、支局236、出張所156、合計441箇所となつた。一方供託金の現金受入の事務を取扱う供託所として、地方法務局11箇所が追加指定され、本年10月1日からその取扱が開始された。従つて現金受入の事務を取扱う供託所は42箇所に及んだ。なお、この指定に伴つて、11地方法務局の供託課長事務打合会が9月3日日本省会議室で催された。

昭和28年度における供託金及び供託有価証券の年計を表すと別表のとおりである。

6 財政金融及び通商産業に関する民事に関する事項については、大蔵省及び通産省における法令の立案・解釈・運用について協力し、また、官公署、民間団体及び個人からの照会に対し、回答し又は意見を述べた。

昭和28年度供託金年計表

	前年よりの越高	受 入		払 出		残 高
		件 数	金 額	件 数	金 額	
東 京	1,232,060,174.587	65,503	1,551,057,922.380	43,428	856,021,819.150	1,927,078,777.817
横 濱	246,259,588.700	12,712	337,894,980.980	7,777	177,555,867.150	388,598,108.530
浦 和	35,752,887.584	2,796	39,119,970.410	3,260	33,589,773.340	41,282,584.654
千 葉	41,124,471.534	2,425	45,979,381.300	3,110	31,631,045.060	55,472,807.714
水 戸	31,033,909.745	1,803	30,874,758.220	2,672	18,898,767.010	43,059,900.955
宇 都 宮	24,751,335.875	2,190	36,073,704.390	1,905	21,625,723.490	37,219,316.775
前 橋	33,137,507.605	1,573	37,094,530.070	3,151	25,180,067.300	45,051,970.375
静 岡	66,286,627.710	3,420	96,618,020.600	3,388	62,169,242.750	100,735,405.560
甲 斐	17,218,001.430	1,536	23,441,282.820	1,178	17,513,569.760	23,145,714.290
長 野	44,182,646.070	2,182	43,281,514.210	3,234	53,065,122.220	34,398,498.110
新 潟	42,023,156.383	3,046	48,898,377.000	3,048	42,772,082.420	47,949,450.963
大 阪	531,031,074.161	25,434	579,524,255.310	19,235	353,166,208.140	751,589,121.331
神 戸	85,361,298.480	10,675	140,118,614.090	9,014	73,993,541.750	151,486,310.820
京 都	172,079,604.810	10,667	268,201,089.080	8,935	201,506,301.670	238,774,392.200
大 津	22,991,474.704	1,406	3,062,961.620	1,717	19,036,712.314	34,576,534.010
和 歌 山	12,267,248.770	664	8,417,057.610	757	7,861,403.960	12,944,904.420
名 古 屋	33,663,889.155	2,519	38,087,197.840	2,219	29,890,161.240	41,860,925.755
岐 阜	172,472,916.345	14,141	173,172,878.100	11,452	12,448,180.220	218,217,614.225
富 山	24,443,625.762	1,083	24,443,692.970	1,581	21,737,111.560	27,150,207.172
石 川	36,938,591.340	2,991	43,798,788.810	4,189	31,976,141.880	48,761,338.270
福 井	30,567,581.361	1,583	38,167,658.330	1,763	33,106,594.010	35,628,645.681
金 沢	39,865,505.520	1,645	47,466,204.830	1,177	38,557,013.350	50,774,697.000
富 山	20,803,551.270	3,391	27,170,423.080	3,340	23,162,196.105	24,811,778.245
石 川	72,633,132.866	3,937	92,155,545.670	3,144	73,503,426.780	91,285,251.556
山 口	61,970,086.052	1,873	68,095,486.670	2,115	49,565,035.573	80,500,537.149



	前年よりの越高	受		入		出		残	高
		件数	金額	件数	金額	件数	金額		
岡鳥松	31,791,316.310	2,933	45,614,307.160	2,397	35,544,457.800	41,921,165.670			
山取江	12,952,693.735	928	17,270,263.250	181	13,826,478.405	18,416,418.580			
	12,873,430.365	670	14,813,424.410	792	12,702,170.495	14,184,694.280			
岡鳥松	330,689,812.056	11,193	247,397,598.360	10,403	243,271,346.285	334,812,064.131			
福佐長大熊鹿宮	34,335,674.865	2,153	23,714,748.530	3,237	217,726,132.345	36,123,691.050			
岡賀崎分本島崎	56,316,271.380	3,388	55,660,708.580	4,077	47,072,184.400	64,904,195.560			
見	34,784,664.339	2,547	42,205,505.330	2,011	30,709,281.530	46,280,888.139			
	53,436,654.030	3,278	52,256,777.710	4,104	42,660,666.740	63,132,987.000			
	34,358,404.140	1,162	33,212,436.670	2,617	27,463,930.650	40,106,910.160			
	21,593,057.530	1,098	28,487,641.330	1,835	22,774,475.950	27,159,948.910			
台島形岡田森	38,854,675.050	2,412	41,611,144.560	1,871	35,100,282.620	51,366,036.970			
仙福山盛秋青	47,826,473.350	2,616	51,460,625.200	2,725	40,888,604.300	64,398,494.280			
	19,043,542.570	1,165	31,715,202.320	1,276	29,762,417.030	27,056,327.860			
	26,527,623.560	953	29,526,662.850	3,756	25,142,782.300	30,911,504.110			
	17,675,633.010	1,810	28,264,349.180	1,734	19,372,407.080	26,567,575.110			
	31,713,182.583	1,813	37,271,560.230	1,616	27,718,586.870	41,086,155.943			
幌館川路	74,924,861.300	3,449	100,418,567.120	3,103	67,128,247.690	108,365,180.730			
札蘭旭銅	13,581,747.400	1,124	30,732,298.000	1,174	25,299,656.240	19,014,389.160			
高徳高松	20,720,353.040	973	26,582,641.120	961	20,293,673.670	27,009,326.470			
	20,870,918.330	797	33,359,715.700	747	19,862,288.260	34,368,345.770			
	17,887,151.910	1,853	33,837,201.600	1,469	21,746,784.470	31,777,375.020			
	17,607,544.024	1,275	20,045,198.370	1,417	18,073,315.410	19,579,426.984			
	23,768,954.830	2,307	43,022,792.560	2,490	30,514,682.400	36,277,264.990			
	36,067,084.916	2,547	65,115,856.090	3,251	43,830,025.940	57,529,915.066			
計	4,163,121,618.442	236,794	5,029,788,423.700	211,133	3,370,865,356.542	58,822,044,685.600			

昭和28年度 供託有価証券年計表

	前年よりの越高	受		入		出		残	高
		件数	金額	件数	金額	件数	金額		
東横浦千水宇前静甲長新	229,437,425.418	534	275,960,500.000	850	12,182,215.000	323,518,730.418			
大京神奈大和	44,867,465.000	111	190,083,200.000	227	33,403,540.000	201,547,125.000			
	21,824,275.000	52	10,714,200.000	32	11,770,410.000	21,167,105.000			
	24,514,070.000	80	12,013,700.000	315	11,618,000.000	22,883,070.000			
都	11,585,672.500	16	2,257,350.000	333	4,627,500.000	9,217,522.500			
	13,436,802.500	61	6,371,500.000	177	4,291,000.000	15,723,362.500			
	7,417,380.000	27	3,035,000.000	71	1,681,000.000	8,763,380.000			
	15,443,081.500	47	19,067,000.000	133	4,037,500.000	30,472,589.500			
	4,189,960.000	21	4,081,400.000	59	1,415,385.000	6,861,475.100			
	10,775,117.000	27	48,705,000.000	415	48,791,000.000	11,564,117.000			
	35,559,162.500	18	27,560,000.000	124	71,304,825.000	42,814,937.500			
京浜和葉戸宮橋岡野湯	88,878,655.000	112	56,159,000.000	408	51,751,700.000	88,085,955.000			
阪都戸良津山	18,464,552.600	44	9,051,300.000	33	5,053,450.000	22,472,402.600			
	50,929,595.000	12	19,642,200.000	604	8,425,590.000	62,146,205.000			
	3,159,980.000	10	627,100.000	72	530,000.000	3,259,580.000			
歌	8,076,510.000	24	3,814,200.000	51	4,327,000.000	7,561,710.000			
	8,464,662.500	25	5,861,700.000	173	2,851,850.000	11,474,712.500			
屋阜井沢山	17,295,685.000	118	27,716,850.000	262	5,753,475.000	41,319,060.000			
古津	12,954,415.000	36	8,820,000.000	146	9,881,715.000	11,892,650.000			
	7,784,065.000	27	6,621,400.000	333	4,160,200.000	10,345,265.000			
	26,052,950.000	73	20,785.000	132	77,011,500.000	17,821,450.000			
	16,451,820.000	76	17,170,100.000	158	14,151,400.000	20,092,520.000			
	4,076,305.000	18	8,054,200.000	57	7,373,500.000	4,737,005.000			
名岐福金富	45,810,523.500	141	50,605,100.000	474	51,115,433.500	45,300,190.000			
広山	16,551,275.000	24	41,225,200.000	545	38,254,740.000	25,521,535.000			



前年よりの越高	受		入		出		高
	件	数	金	額	件	数	
13,601,635.000	41		25,034,000.000		234		17,882,190.000
3,537,345.000	5		460,001.000		20		22,387,705.000
2,725,365.000	15		2,562,500.000		75		2,980,035.000
81,536,322.500	206		57,884,950.000		1,441		80,089,972.500
7,318,400.000	28		4,524,000.000		233		9,117,950.000
5,248,955.000	45		7,818,000.000		299		8,065,340.000
3,683,245.000	4		1,175,000.000		154		4,224,010.000
10,901,232.500	12		2,780,200.000		433		10,610,432.500
6,012,843.500	7		1,365,000.000		139		6,731,193.500
2,277,450.000	6		835,000.000		76		2,428,450.000
9,649,417.500	39		5,578,000.000		103		9,638,437.500
5,672,340.000	22		4,734,000.000		134		7,744,840.000
18,153,522.500	8		1,540,000.000		74		19,432,372.500
6,605,507.500	37		5,321,000.000		149		9,012,552.500
8,493,080.000	13		7,110,000.000		10		8,043,660.000
15,738,555.000	38		2,277,500.000		77		11,660,055.000
30,971,790.000	53		5,611,000.000		42		27,629,790.000
2,746,747.500	9		5,800,000.000		45		5,331,747.500
5,195,555.000	13		9,114,650.000		25		13,332,705.000
9,253,322.500	3		400,000.000		58		8,613,042.500
17,940,140.000	47		17,444,000.000		126		19,348,000.000
2,761,342.500	1		602,000.000		81		2,710,992.500
5,033,292.500	37		6,570,000.000		43		6,402,292.500
14,281,341.000	74		20,566,800.000		222		138,807,310.000
1,033,339,558.018	2,707		1,024,323,000.000		9,309		1,376,463,368.518

ホ 第五課

業務内容

第五課においては次の事務を取扱っている。

- (1) 国籍に関する事項
- (2) 労働、運輸及び通信に関する事項
- (3) 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）附則第4項に規定する財産の管理及び処分等に関する事項

業務の実施状況

1 国籍事務について

国籍に関する事項としては、帰化の申請の処理に関する第一線機関である法務局及び地方方法務局の事務の指導及び帰化の許可、不許可の審査並びに帰化者の就籍その他事後措置に関する事項、許可の告示、国籍離脱の受理審査及びその告示、国籍の得喪に関する証明及び国籍に関する諸官庁の照会に対する回答等であるが、昭和28年中に処理した国籍事務の内訳は次のとおりである。

イ 帰化申請件数は昭和20年から昭和26年までは合計、僅か21件(31名)にすぎないが昭和27年4月28日平和条約の効力発生後は急激に増加し、今後ますます増加の傾向にある。昭和28年の年間件数の内訳は次のとおりである。

昭和28年に繰越した件数	(628人)
申請受理件数	(2,737人)
処理件数 許可	1,428件 (1428人)
不許可	568件 (568人)

昭和29年に繰越した件数 1,369件 (1369人)

(いずれも帰化条件の有無を調査中)

許可告示件数 1,428件

ロ 国籍離脱の受理人数 966人

同告示人数 963人

ハ 国籍の得喪に関する証明書の発給件数 1,755件

ニ 国籍に関する本省、各法務局及び各地方方法務局における照会及び相談件数は、1月平均1,000件である。

2 労働、運輸及び通信に関する事務について

労働、運輸及び通信に関する事務については、官公署等からの関係諸法規の解釈運用及び立法に関する照会に対し、回答または意見を述べている。

3 解散団体の財産の管理及び処分等に関する事務について

これらの事務は、昭和23年政令第238号「解散団体の財産の管理及び処分等に関する政令」及び同年政令第285号「解散団体財産売却理事会令」の規定に基づき法務省民事局及び解散団体財産売却理事会が所管し、その一部の事務は各都道府県知事に委任してこれを行ってきたのであるが、昭和27年7月21日破壊活動防止法（昭和27年法律



第240号以下法という。)の施行に伴い上記政令は廃止され、その残務は同法附則第4項及び法務省組織令(昭和27年政令第384号)第14条の規定により民事局が所掌してきたが、昭和28年中の業務内容は次のとおりである。

イ 財産の処分状況

昭和28年中に売却した財産の売買契約高は61万円であり、同年末における残財産は次のとおりである。

土地	約 3,237坪
建物	約 14,300坪
その他	約 2,924万円(第2封鎖預金分配額)

ロ 特別会計の収入状況

財産売却収入	9,560万円
財産管理収入	4万円
雑収入	685万円

へ 参事官室

業務の内容

参事官室の主たる所管事項は次のとおりである。

民事に関する重要な法令案の作成に関する事項

業務の実施状況

- 1 昭和26年7月施行の「商法の一部を改正する法律(昭和25年法律第167号)」の実施状況にかんがみ、前年東京商工会議所その他の団体から、商法再改正の要請があつたが、この点に関し、審議の参考として各界の意見を求めるため、関係官庁、民間団体及び学校等に対し、「商法改正の要望に関する照会」を發し、その回答を得た。これに加えて、さらに各種資料を蒐集し、これらに基き、改正要綱案の作成に當つている。
- 2 経済界の長年に亘る要望であつた一般担保制度については、前年に引き続き、各国における制度等を調査し、なお検討を続けている。
- 3 民事訴訟法については「最高裁判所における民事上告事件の審判の特例に関する法律(昭和25年法律第138号)」が昭和29年6月1日からその効力を失うので、これに伴い採るべき措置(調査研究立案)その他広く民事訴訟法(強制執行法を除く。)全般の再検討を続けている。
- 4 民事訴訟法改正に関連して法制審議会(以下審議会という。)では2月20日の総会において裁判制度の改善に関する諮問を行い、審議会に、司法制度部会が設けられ、「最高裁判所の機構改革を中心とする我が国における裁判制度は如何にあるべきか」の問題を検討することとなり、上記民事訴訟法改正と併行してその審議を続けている。戦後、我が国では、司法制度についても画期的改革が行われたが、時の経過とともに、再検討の要が痛感せられ、我が国の實際に適合する裁判制度の確立は、出来るだけ早い機会になされるべきではないかと考えられる。

5 上記の外、重要な民事関係法案について、各官庁からの協議を受け、その立案に参与した。

6 重要な民事に関する法律、国際司法共助、日米行政協定中民事裁判権に関する事項等の解釈・運用について各官公庁からの照会に対し回答を行った。



### (3) 刑 事 局

#### 目 的

刑事局は、総務課、刑事課、公安課及び参事官室の3課1室に分れて、その分掌事務を遂行しているところであるが、その事務の内容を大別すると、

- 1 検察権の行使そのものに関する指揮監督に関する事項
- 2 検察権行使の基盤となる検察庁の組織及びその他の事務運営に関する企画立案実施に関する事項
- 3 検察に関係のある各種法令の立案又は立案に対する参画及びこれらの法令の解釈運用に関する事項
- 4 その他の事項

の四に分けることができる。これらの事項の概要は次のとおりである。

#### 1 検察権の行使に関する指揮監督に関する事項

この事務は、法務大臣の行う一般的検察方針の決定についてこれを補佐する事務と、法務大臣の行う具体的事件の処理方針の決定についてこれを補佐する事務とに分けることができる。いうまでもなく検察権の行使はあくまで公正でなければならないのであるが、同時に、それは国の基本的政策に反し、あるいは時勢の進行に逆行するようなものであつてはならない。法務大臣は、内閣の一員として国の基本的政策を把握し、時勢の趨くところを洞察し、これを検察権行使の上に反映せしめるとともに、司法的正義の要求を全うせしめるために、その時々における最も公正妥当な一般検察方針を決定し、これを文書又は会同開催等の方法により検察官に指示するのであるが、これらの事務についてはすべて刑事局がこれに参画するのであつて、これに関する事務は刑事局の事務のうち最も主要なものの一つである。具体的事件の処理については、原則としてこれは各検察庁の長の責任とされているのであるが、そのうちで、特に国内的又は対外的に重大な影響をもつ犯罪事件については、いわゆる請訓事件としてその処理前に検事総長を通じて法務大臣の指揮を受けることになつている。この場合の法務大臣の指揮については、刑事局がこれに参画することになつているが、これらの事務は主として刑事課及び公安課において取り扱つているのである。

#### 2 検察庁の組織及び事務運営に関する企画立案実施に関する事項

検察権の行使を適正有効ならしめるためには、その前提として検察庁及びその人員の適正配置、検察庁の事務処理機構の整備、必要予算の適正配付等が必要となる。これらの事項のうち人事及び予算については、それぞれ官房人事課及び経理部の主管するところであるが、刑事局においても、一般犯罪情勢の推移、各検察庁における事務処理の状況等刑事局において把握した検察権行使の実情に基き、主管の部課に対し意見を述べ又は案を作成する等必要な協力を行つている。又検察庁の事務処理機構については、最高検察庁と協力して、最も能率的な機構の整備に努めるとともに、検察庁の事務能率の刷新を図るためファイル制度の実施、犯罪人名簿のカード化、簡易な科

学捜査施設の整備等を企画実施している。また右以外にも検察庁事務規程の制定が企画されているが、これらの事務は、主として総務課において取り扱つている。

#### 3 各種法令の立案解釈に関する事項

刑法、刑事訴訟法その他刑事に関する法令を立案し、又他の省の主管する罰則の定めのある法令案の立案に際し刑事政策及び検察権運用の観点からこれに対し意見を述べ、且つ、検察権行使に際して生ずる法令解釈上の疑問について行政的解釈を行いこれを指示する。

これらの事務は、局内各課で分担して取り扱つている。

#### 4 その他の事項

右の事項の外、刑事に関する事項で他の部局の所管に属しない事項一般を取り扱つている。

#### 分掌業務の実施概要

以上の分掌業務について、昭和28年度の実施概況を各課室毎に明らかにすると次のとおりである。

なお、これらの事務に関し昭和28年度において検事長会同2回、検事正会同2回、次席検事及び各種係検事会同、検察庁事務局長協議会、検務実務家会同等合計10回にわたる中央会同が開催された外、高検管内のブロック会同も行われた。

### イ 総 務 課

#### 目的とその業務の実施状況

##### 1 検察庁の組織及び事務運営に関する企画立案実施に関する事項

この項目に属する事務は種類が多いので、これを更に細分して説明する。

##### A 刑事関係報告規程の改正に関する事項

検察庁より刑事関係の報告を求めめるため、法務総裁訓令（昭和24年12月15日法務府検務局秘第934号）をもつて刑事関係報告規程が定められているが、この規程は諸般の情勢の推移等に応じ随時改正される必要がある。本年度においては平和条約発効後一年の実績にかんがみて、報告事項の適正化と報告事務の簡素化を図る趣旨から6月にその一部改正が行われた。

##### B 検察庁事務規程の制定について

終戦後検察庁法の制定、刑事訴訟法の改正等により検察庁における各種の事務取扱手続は、少なからぬ変更を余儀なくされ、各庁それぞれ工夫をこらしてこの新しい事態に対処して来ているのであるが、その結果全国的に見るとその取扱手続は区々に亘り統一を失うこととなつた。そこでこれを整理統一する必要があると認め、まず昨年証拠品事務規程及び執行事務規程を制定することを企画し、1月よりその立案に着手したが、6月1日附で法務大臣訓令として発せられるに至つた。なお、この両規程は昭和29年1月1日から実施されることになつていたところ7月には全管理法の全面改正、8月には刑事訴訟法の一部改正及び刑法等の一部改正、11月には押収物還付公告令等の公布があつたため、少なからずその影



響を受け、12月23日附で両規程の一部改正が発令された。

### C 検察月報、検察資料の作成に関する事務

刑事局から部内に配布する恒常的な刊行物としては、検察月報と検察資料がある。

検察月報は、昭和24年4月発刊されて以来、逐年順調な発展を遂げ来り、昭和28年においては第46号ないし第57号が刊行された。従来の編集方針にしたがつて中央から発せられた訓令、通牒類を一応網羅的に収録して、中央における検察方針の足跡を記録するとともに、各種の資料、調査解説等をでき得る限り豊富に登載して、検察実務上の参考に資せんことを期しているが、特に本年は、調査解説編の充実に意を用い、就中、検察庁に関係ある新立法の解説に力を注いで、各庁における実務上の利便をはかるに努めた。

検察資料は、検察庁の運営又は検察事務処理上に参考となるべき資料を広く選択して刊行している。昭和28年中においては、司法警察職員教養訓練資料を含め計29冊が上梓された。そのうち司法警察職員教養訓練資料の発行は戦後はじめての試みであつて、指導用と修習用に分けて刊行した。

### D 検察庁の探証施設の整備に関する事務

新刑事訴訟法施行以来、人権尊重の立場からする手続の複雑化は検察活動の効率化を要求した。この要求に応ずる一方法として検察庁における写真関係を中心とした簡易な探証施設の整備を企画し、昭和24年以来逐次実施し来つたが、本年4月をもつて、全国地方検察庁本庁には一応探証設備が整備されるに至り、犯罪捜査及び公訴の維持に多大の効果を挙げている。

### E 検察庁の予算経理に関する事務

検察庁の予算、経理については、官房経理部の所管であるが、検察庁の組織及び運営に密接な関係があるので、適切な予算経理の実施により検察活動を能率的に行うため予算経理に関する調査研究、立案及び執行等の面につき官房経理部に協力している。

### F 犯罪人名簿のカード化その他検察事務能率化に関する事項

犯罪人名カードの制度化については、かねて犯罪人名カード及び指紋カード取扱規程案を各検察庁に配付し、その実施の促進をはかつてきたところであるが、本年においては実施庁の増加、実施量の進捗が著しく、本年末における未施行地検は僅々7箇庁にとどまるに至つた。

なお、ファイル制度についても、前年に引き続きその効果的運用について研究を遂げた。

### G 死刑の執行命令に関する事務

死刑の執行は、法務大臣の命令によるものであるが、この事務の内容は、主として死刑記録の査閲と死刑執行命令の起案とである。これは総務課の分掌事務であるが、死刑判決は相当多数に上り、また判決確定後6箇月以内に執行命令を発しなければならぬため、一つの課のみで処理することは困難なので、刑事局3

課1室で分担し、これを総務課において総括している。

### 昭和28年中における死刑判決の確定状況 死刑の執行状況等は次の通りである。

言渡確定人員	前年繰越人員	79名
	新受人員	28名
	計	107名
執行人員		24名
恩赦人員		なし
未執行人員		83名

### H 検察に対する批判の検討に関する事務

この事務のうち主なものは検察審査会に関するものである。

本年における全国検察審査会の審査受理件数は、合計932件で、その内訳は、審査申立権者の申立に基くもの792件職権によるもの140件である。右受理件数は昭和26年の1,499件、昭和27年の1,494件と比較すると、約40%の大幅な減少を示している。そして、これを全国検察審査会の数203をもつて除すれば、一検察審査会平均の受理件数は、僅かに4.59件にとどまり、また、これを個別的にみると本年1年間を通じ受理件数2件以下のものが74検察審査会に達し、うち受理件数皆無の検察審査会は27もある状況である。これらの審査を受理した事案に対する処分結果は、不起訴処分を不当として起訴相当と議決したもの113件、不起訴処分(却下を含む)を相当と議決したもの792件であり、起訴相当議決件数と不起訴相当議決件数との比率は、1対7.3となつている。さらに起訴相当の議決のあつた事案に対する検察庁の処理状況をみると、不起訴処分を維持したもの75件、起訴相当の議決を容れて起訴の手續をとつたもの13件、未着25件であつて、右の起訴件数13件は、起訴相当議決件数に対し11.5%、全検察審査会受理件数に対し1.4%をしめるにすぎない。なお、本年中に検察審査会が行つた検察事務の改善に関する建議または勧告の件数は合計34件で、昨年の62件に比べ半減し、審査受理件数の場合と同様、著しい減少の傾向をしめしているのである。

以上の結果に徴するとき、昨年来低調をたどる傾向にあつた検察審査会の活動は、本年に入つて、さらにその傾向を濃化し、沈滞の兆をすら呈するにいたつたと認められるのであつて、このことは、その反面検察庁の活動が概ね、国民の信頼を獲得しつつあることを示すものであるといつて可いであろうか。

### I 検察庁に関する民事訴訟に関する事務

この事務は、検察庁に関し国を相手とする民事訴訟が提起された場合に、訟務局からの照会に応じ事案の内容を調査検討し、意見を回答するものである。

本年中に取り扱つた事件は合計14件で、昨年の17件に比してやや減少を見た。これらの事件を請求原因別にみると、証拠品および換価代金の取扱に関するものが6件におよび、昨年と同じくこの種事件の約半数を占め、刑の不当執行に関する事件が昨年の1件に比し5件に上つているなどが注目される。14件中、国に過失があるものとして和解相当の回答をしたものは5件であり、その他は、いずれ



も請求棄却相当の意見を回答した。

## 2 法令の立案解釈に関する事項

まず法律の立案については、本年は、逃亡犯罪人引渡法（昭和28年法律第68号）、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第3条に基く行政協定に伴う刑事特別法の一部を改正する法律（昭和28年法律第264号）、日本国における国際連合の軍隊に対する刑事裁判権の行使に関する議定書の実施に伴う刑事特別法（昭和28年法律第265号）の3法律が立案された。前者は、7月23日に日米犯罪人引渡条約が再び効力をもつこととなつたのを機として、最近の立法例に徴し、逃亡犯罪人の引渡に関する国内手続を整備するため、逃亡犯罪人引渡条例を廃止して新たに制定されたもの、中者は、10月29日に日米行政協定の刑事裁判権条項が属人主義からNATO協定の方式による属地主義に改訂されたにともない、刑事特別法に所要の改正を加えたもの、後者は、前同日日本国における国際連合の軍隊に対する刑事裁判権の行使に関する議定書が発効したにともない、その国内手続として制定されたものである。

政令の立案については、検察官の職務を行う弁護士に給すべき手当の額を定める政令の一部を改正する政令（昭和28年政令第74号）と、検察審査会の名称及び管轄区域等を定める政令の一部を改正する政令（昭和28年政令第80号）がある。前者は検察官の職務を行う弁護士（刑訴第268条参照）に給すべき手当の額を増額し、後者は、下級裁判所同支部の管轄区域の変更にもない。検察審査会の管轄区域に所要の改正を加えたものである。

また法令の解釈については、主として刑事訴訟法、特にそのうち裁判の執行に関する質疑が多いので、これに対し本省の解釈を決定して回答し、必要に応じて全国検察庁にこれを参考として送付した。

## □ 刑 事 課

### 目的とその業務の実施状況

#### 1 検察権の行使に関する指揮監督に関する事項

刑事課においては、法務大臣の補佐機関としてその管理に属する検察事務及び検察庁に関する事項のうち、公安課の所掌に属しない一般刑事事件の検察及び犯罪の予防に関する一般的な事項と財政経済関係事件、麻薬関係事件の検察及び犯罪の予防に関する事項を所掌している。

昭和28年中におけるこれらの事務のうち、特記すべき事項を次に掲げる。

##### (1) 一般刑事事件

一般刑事事件については、總体的にその前年に比して特異な現象はみられず、受理総件数は1,756,858件（刑法犯581,126件、特別法犯1,175,732件）で、前年に比し、刑法犯において約20,000件を減じ、特別法犯において300,000件を増加している（この傾向は、交通事故の約80%増加に因る。）なお、罪名別にこれをみると、強盗、窃盗、恐喝等の強力犯と猥褻、姦淫、重婚、賭博、富籤等の風俗犯が多少減じ、これに反し詐欺、横領等の知能犯および傷害がやや増加している傾向は、その前年とほぼ同様である。

これは、わが国が講和発効後経済的にも立ち直り、生活水準も徐々に戦前に復しつつあることに対応し、犯罪現象もまた終戦直後の異常な状態を脱し、戦前なみになりつつあることを示すものといえよう。

因にこれら一般刑事事件について一瞥すると、汚職事件としては、数年前に続出した大規模な汚職事件はなかつたが、イ 海上保安庁（検挙148名、内起訴87名）、ロ 第六管区海上保安部（検挙76名、内起訴43名）、ハ 通産省、ニ 東京税関、ホ 保安庁、ヘ 東京拘置所各職員の汚職事件があり、なお、世人の耳目をひいた事件としては、広島市内博徒の拳銃乱射事件、福井市内の博徒間殺人事件、大阪市内暴力団一斉検挙（検挙216名、内起訴83名）メッカ殺人事件、死刑囚の東京拘置所脱走事件、出雲大社の失火事件、霊友会会長の共同募金不正流用事件、鹿地亘に対する不法監禁事件等を挙げることができる。

##### (2) 少年事件

刑法犯については前叙のごとく前年に比し幾分減少の傾向を示しているが、少年事件刑法犯についても前年の111,869名に比し新受総件数99,781名と減じたが、特別法犯については、前年の37,479名に対し、逆に、71,906名と増加し約1.9倍に達している。この傾向は一般刑事事件の交通事故の増加によるものであることが推認される。

なお、少年事件の統計を罪名別に検討するとき、刑法犯は全体的には減少しているにもかかわらず、殺人8.5%の増加を筆頭に傷害、窃盗、詐欺、横領がそれぞれ0.3%乃至2.7%増加しているのと、また特別法犯のうち、銃砲刀剣類所持取締令違反が9.7%の増加をみていること等は注目すべき現象であり、最近におけるヒロポン等いわゆる覚せい剤の使用が次第に少年層に蔓延している事実を考え合せると、質的にはむしろ悪質化の傾向を辿るものというべく憂慮すべき状態にあるといえよう。

##### (3) 選挙違反事件

本年度は参議院の通常選挙が4月に予定されておつたところ、3月12日突如衆議院が解散され、衆議院の総選挙が4月19日に、参議院の通常選挙が4月24日に相次いで行われた。去る昭和27年秋の総選挙では、全国で46,692名（昭28.3.31現在）に上る違反者の受理があり、このたびは、更にこれを上廻るものと予想され、立候補者も衆議院1,027名（定員466名の2.2倍）、参議院447名（定員128名の2.4倍）を数えたが、違反検挙は意外に少く、衆議院16,288名（内起訴6,422名—処理人員の50.7%）、参議院10,876名（内起訴2,776名—処理人員の31.4%）であつた。この原因は、一昨年秋の総選挙において主要運動者の検挙された者が多く、しかもその過半数は公判係属中であつたためその活動が制約されざるを得なかつたのと、右選挙における違反検挙が一般予防の役割を果たしたことも、重要な一因ではないかと思われる。

また、この選挙における候補者の違反状況を示すと、

(1) 受理	(2) 起訴	(3) 不起訴
衆議院90名(うち当選37名)	25名(うち当選6名)	31名(うち当選8名)
参議院44名(うち当選9名)	13名(うち当選1名)	65名(うち当選3名)

となつている。



#### 4) 外事事件

##### イ 外国軍隊の構成員、軍属およびそれらの家族の犯罪事件

最も関心の深いのは、日米行政協定第17条を改正する議定書（9月29日に署名され、10月29日発効）及び日本国における国際連合の軍隊に対する刑事裁判権の行使に関する議定書の発効後（10月29日発効）におけるこれらの外国軍隊の構成員、軍属およびそれらの家族の犯罪である。これら外国軍隊の構成員の犯罪の処理については、わが国に駐留し、または派遣されている外国軍隊の地位ならびに外国軍隊に対する刑事裁判権の行使に関する国際先例などにかんがみ、極めて慎重な考慮が払われねばならない（昭28.10.7 刑事第27695号刑事局長通牒参照）ので、この種事件の処理につき協議するため12月8日日本省で主要地検察庁外事係検事合同を開催した。

これらの検察庁受理人員は、昭和28年10月29日以来年末まで合衆国軍関係において1,982名、国連軍関係207名で、このうち、起訴人員は15名である。起訴人員を罪名別にみると、強姦致傷1、強姦1、強盗致傷1、業務上過失致死傷8、傷害3、失火1で、右起訴にかかる新潟地裁における米空軍一等兵ジョージ・テイ・ジョーンズに対する強姦事件について、昭和29年1月14日懲役4年（求刑5年）の協定改正後最初の実刑判決があつた。

##### ロ 一般外国人の犯罪事件

これらの事犯は、朝鮮人の犯罪を除き、28年度受理は6,247名で起訴は2,189であるが、特記すべきものはない。

##### ハ 刑事特別法違反事件

これらの事件は受理合計382名で、罪名別にみると第2条（施設、区域を侵す罪）違反が最も多く335名（起訴30名）で、次で第9条（制服を不当に着用する罪）違反40名（起訴6名）その他は第4条（偽証等の罪）違反4名、第5条（軍用物資を損壊する等の罪）違反3名である。

なお、行政協定第2条の規定による石川県内灘の米軍が使用する区域の指定については、28年4月以降の演習場使用について、地方部落民の座り込み等の抗争があり一部過激分子が基地反対運動に利用して社会の耳目を聳動させ、その取締についても、慎重な考慮が払われたが、起訴をみるには至らなかつた。

##### ニ 外国人登録法および出入国管理令違反事件

外国人登録法違反の受理総件数は25,923名うち起訴3,362名で、この事件の多数に上つたのは、27年10月の一斉切替に伴う違反で28年初に至つて受理されたものが多いのによるものと考えられる。

出入国管理令違反は受理総件数2,611件（内起訴772名）であつて、この種事件中、世の関心と呼んだものに関三次郎および、ソ連船ラズエズノイ号船長クリコフ、機関長クレハンコ外2名にかかるいわゆる稚内事件がある。

右関三次郎は、8月25日外国為替及び外国貿易管理法違反並びに出入国管理令違反により、船長クルコフは、同月30日出入国管理令違反及び船舶法違反（不開港場

寄港）により各旭川地方裁判所に公判請求され現在審理中である。

なお、クレハンコ外2名のソ連船員の出入国管理令違反は起訴猶予となり、9月10日に3名に対し退去強制令書が発付され、10月2日には樺太に向け送還された。

##### ホ 売春問題

売春問題については、終戦以来政府もその対策に腐心してきたところである。28年3月参議院の伊藤（修）、宮城タマヨ議員らによつて「売春等処罰法案」が提出されたが、国会解散によつて廃案となり、その後国会議員、とくに婦人議員のうちに売春禁止法の立案を政府に要望する声が強くなつた。28年9月以来関係各省の担当者が数次に亘り会合し対策を研究中であつたが、同年12月18日、内閣に「売春問題対策協議会」が設置（閣議了解）され、法務省において、その庶務を担当することとなり、すでに設置要綱も決まり、民間側委員の選考も終り発足したので、29年度には、取締を含む売春問題対策について、立法その他何らかの形で前進が見られよう。

##### ヘ 麻薬・覚せい剤関係事件

麻薬事件は、受理総件数1,833件（うち、起訴1,123件）で、昨年（受理2,125件—うち起訴1,187件）と大差ない。

昨年中における麻薬関係の重要事項としては、4月1日から施行された新麻薬取締法の趣旨の徹底と、組織的な密輸入事犯その他の悪質事犯の増加の傾向にかんがみ、これが対策樹立のため、7月から8月初旬にかけて高検別係検事合同を開催し、多くの成果をあげた。また9月中旬、米駐留軍との間に麻薬事犯に関する最初の懇談会を開催し、情報の交換を行つたことも、特記すべき事項である。

この種事犯で大規模なものとしては、4月から7月にかけて、下関を中心として北九州、阪神方面にわたる集団麻薬事犯の捜査が行われ、50数名が起訴され、主犯者らにそれぞれ懲役8年（1名）、同7年（2名）の判決があつたことは注目に値しよう。

覚せい剤事犯をみると、28年の受理総件数は43,854名（うち起訴15,696名）で、前年の受理23,814名（うち起訴7,560名）に比し約2倍と激増している。これが増加の傾向にかんがみ、あわせて抜本塞源的取締方針につき前記高検別麻薬係検事合同で協議を遂げた。要するに、覚せい剤の問題については、関係機関による各種の対策が要望されているが、その一環として取締の面においても一層の強化が期待され、立法の面においても厚生省、国会などで取締法の強化が考慮されている。

##### ト 財政・経済事件

直接国税に関する違反事件、間接国税に関する違反事件、専売法違反事件についてのべると、税法関係においては、受理人員36,458名（前年36,213名）と前年と大差なく、専売法違反においては、前年14,902名に対して、28年は7,991と減少している。

なお、ここに特記すべきは、企業組合を仮装する所得税の遁脱事件であつて、まず、福岡地検が、九州地区を中心とする共栄企業組合を福岡高検管内地検の協力を



得て起訴し、つづいて広島地検が広島市を中心とする広島商工企業組合を起訴し、それぞれ公判係属中である。いずれも関係者が多数にのぼり、かつ組合幹部の殆んどが共産党の影響下に立つと目せられ、組織的な捜査活動妨害もあつて、組合の仮装性や幹部の共謀に関する証拠蒐集には、非常な困難があつた。

金融事件については、28年2月、全国財政経済係検事会同において、株主相互金融方式、匿名組名方式などのいわゆる街の利殖機関に対する検察方針の樹立を見たが、その後各地において、これら株主相互金融等類似金融機関の取締を強化、その内偵を進めているうち、28年10月23日匿名組合方式による保全経済会の休業声明を契機とする、同会理事長伊藤斗福に対する詐欺等の告訴があり、同種の街の利殖機関の休業状態に陥るものが続出し、その後貸金業法、相互銀行法違反等により多数の検挙者（7月より12月まで一受理781名一起訴348名）があつた。

密貿易事件は、前年に比し稍増加し、法令別に見れば外国為替及び外国貿易管理法違反事件が増加した、——ことに、違反物件の価格が上昇し、その手段も知能犯化して正常貿易の複雑な輸入または輸出手続に便乗して行われる傾向が強くなつた。

すなわち、輸入免状の偽造、関税の銀行領収書偽造、積戻偽装、関税の虚偽申告駐留軍関係に対する免税制度悪用などによるものである。

最後に、食糧管理法違反事件について一言すれば、28年後半期における相次ぐ風水害および冷害等の影響を受け、昭和29米穀年度の米穀需給事情はまことに憂慮すべき状態に立ち至つたため、この事態に対処し、10月27日「本年産米の不作に伴う食糧対策要綱」が閣議で決定され、關米取締の強化についても、特に所要の措置を講ずることが定められ、この後、この決定の線に沿い、従来の取締方針を更に強化し、なかなずく、生産者の横流し、大口ブローカーの不正取引、集团的輸送事犯等の悪質事犯の取締に重点を指向し、有効適切な取締を実施して相当の効果を挙げた。

## 2 法案の立案に関する事項

昭和28年中は、当課立案の法令はないが、麻薬取締法、あへん取締法、らい予防法及び大麻取締法、精神衛生法、覚せい剤取締法の一部改正、清掃法、河川法、水道法、金管理法、商工会議所法、中小企業金融公庫法、輸出入取引法、競馬法、所得税、法人税等の各種税法の一部改正、さらに預り金等の禁止等に関する法律等の立案及び国会審議について主務省に協力した。

## ハ 公安課

### 1 検察権の行使に関する指揮監督に関する事項

当課の所掌事項は、前年度と変更なく、公安及び労働関係事件の検察及び犯罪の予防に関する事項である。各検察庁に設けられた公安・労働係検事は、公安事務室の充実とともに、予算上及び人員上の困難にも拘らず、公安及び労働関係事件の捜査、処理及び公安の維持並びにそのための法令の研究、資料の蒐集、情勢の把握等にあたつてめざましい業績を挙げた。

(イ) 昭和28年の公安情勢については、日共等国内の過激分子は、国際情勢における共産陣営の平和攻勢を反映して、表面比較的平静を示したが、組織の強化及び学習運動の努力の跡が見られ、軍事組織の確立、武器の獲得等の動きも各地における武器、爆発物等の不法所持事件にその片鱗を示した。なお、総点検運動に伴うものとして各地にリンチ事件の発生が相次いだことは注目され、又軍事基地反対闘争、電源開発闘争、農村工作、水害地工作等にかからむ集団暴行事件も少からず発生した。とくに、石川県の内灘射撃場反対運動は、世人の注目をひいた。

(ロ) 昭和28年の労働情勢については、7月の総評大会で示された総評の左翼化及びこれをめぐる右派系組合の脱退、反総評勢力の結集の動きが注目された。労働運動の大勢は、比較的低調であつたにかかわらず、経営者側の強硬態度とも相まつて暴力行為、監禁等の不法事犯の発生が少くなく、又遵法闘争、部分スト等のサボタージュ戦術の採用、ピケ戦術の強化等の特色を示した。とくに長期にわたつた日産自動車の争議、三井鉱山を中心とする炭鉱の企業整備反対闘争の外、旭ガラス牧山工場の争議、国鉄年末闘争等は世人の注目をひいた。

(ハ) 昭和28年中の、公安・労働関係事件の総受理人員は6,474名で、うち労働基準法、職業安定法等労働保護法規関係事件は、4,913名であり、その余の1,561名が公安事件及び違法争議行為事件の受理人員である。前者については、起訴人員1,688名、不起訴1,582名であり、後者については、起訴457名、不起訴815名である。公安事件は前年より減少を示しているが、違法争議行為事件は新受705名で前年の491名に比し、相当の増加を示している。これら公安事件及び違法争議行為事件は、大都会を中心とする一部地域に相当数発生しており、罪名別に見ると、暴力行為処罰法違反、傷害、監禁、公務執行妨害、威力業務妨害の順となつている。

(ニ) 前年発生した東京、大阪及び名古屋の3騒擾事件、京都、岐阜、津及び釧路の破防法違反事件並びに電産争議関係事件については、いずれも年間を通じて第一審の公判が継続され、訴訟法上及び実体法上幾多の法律問題を提起し、これが検討に忙殺された。

## 2 法案の立案に関する事項

昭和28年中は当課立案の法令なく、8月7日に公布された「電気事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規制に関する法律」の立案及び国会審議について主務省に協力し、「ガス事業法」の立案に参画したに止まつた。

## ニ 参事官室

### 目的とその業務の実施状況

#### 1 刑事に関する基本法の立案に関する事項

(イ) 刑事訴訟法の改正に関する事項

前年来懸案の刑事訴訟法の改正は、本年に至り漸くその目的の一部を達成し、本年11月5日から、施行されるに至つた。即ち第15国会の解散によつて同国会で審議中の「刑事訴訟法の一部を改正する法律案」は遂に流案に歸したのであるが、刑事



訴訟法の改正を求める関係各方面の要請には、いよいよ切実なものがあったので、従来の改正案を検討して修正を施し、さらに同年6月裁判所側の要求によつて3度召集された法制審議会の答申に基き勾留理由開示手続等に関する改正部分をも加えた改正案を作成7月3日第16国会に提案した。両院においては慎重審議を行い、原案の一部については重要な修正を行つた上同月30日可決、刑事訴訟法の一部を改正する法律はここに成立し、11月5日から施行されるに至つた。

(d) 刑法の一部改正に関する事項

世界各国におけるプロベーション（執行猶予者に対する保護観察）制度の実績にかんがみ、これを導入採用することは、わが国においても刑事政策上不可欠の要事とされ、既に一部の少年犯罪に適用されていたが、大幅に採用することを必要とする情勢にあつたので、保護局と協力し、これを受入れる為に必要な限度における刑法及びそれに必要な刑事訴訟法等の改正について検討中であつたが、その成案を得、同年6月23日第16国会に提案したが、これまた一部修正が施されて8月6日可決成立、同年12月1日から施行されるに至つた。しかしながら、未だ理想的な改正とはいえない状況にあつたので、改正法成立後直ちに、次の補充的改正を意図し、公の作業にとりかかつた。

(e) 司法制度の改正に関する事項

未済事件の激増に対処する方策に関連して、最高裁判所の機構並びに上告審を中心とする司法制度について再検討を行うべしとする意見は、従来から相当広汎に亘つて存在していたばかりでなく、昨秋以来甚だ熾烈化して来たので、この点を検討するため同年1月20日開催された法制審議会の総会において司法制度部会が設けられた。同部会では3月27日第一回を開催して以来4月28日、5月19日、6月23日、7月3日、7月28日の六回に亘り会議を開き真摯な討議を行い、さらに小委員会を設けて論点の整理を行い、次いで12月17日及び昭和29年1月16日の両日会議を開き中間報告案を作成し、これが総会を通じて会長に報告されるに至つたのであるが、この間重要な論点の一として常に刑事上告審の問題が俎上にあつた。

(a) この結果、参事官室においては、右の法制審議会における審議と併行して、刑事訴訟法における上告審及び控訴審の在り方、上告理由の種類と範囲並びに刑事証拠法等について、根本的な検討と研究を加えつつある。

(b) なお、これに関連して、陪審制度及び参審制度についても検討の必要を感じ、資料の蒐集等に着手しつつある。

2 その他の刑事関係法令の立案に関する事項

(1) 交通事件即決裁判手続法の立案

戦後における交通事情の激変から、交通事故は累年2倍又はそれ以上の増加率を示し、「国民の1人1人を潜在的被害者」の状態に置く有様であり、従つてその主因をなす交通取締関係法令の違反は言語に絶する増加ぶりを見せている。即ち検察庁に送致される全刑事事件の30%以上が、また裁判所が発する略式命令の65%がそれぞれこの種事件によつて占められている有様である。しかもこの種事件は違反者の

特殊な主観的事情から、事案そのものの簡易さに逆比例してその処理に多くの日子と手数とを要する実情にある。それ故この種事件を迅速しかも適正に処理するに適する手続法の制定が各方面において強く要望されて来た。そこでこの要請に応ずるため昭和28年3月頃より資料の蒐集整理に当り、裁判所、検察庁及び警察等の関係各官庁間の意見の調整に努め、自動車運転者及びタクシー運輸業界の意向をも確かめた上で、「交通事件即決裁判手続法案」を立案し、第19回国会に提案すべく準備を進めた。

3 検察運営又は法律問題に関する意見の具申に関する事項

検察の運営上及び法律の解釈問題について各種の難問題が相次いで発生している折柄、その重要なものについて、随時、刑事局長又は局内各課長の諮問を受け、必要な調査研究を行い、検討を進めてそれに対する意見を答申している。

4 各種資料の蒐集、整理及び保存に関する事項

カード式を主とする各種資料の蒐集、整理、保存を行つている。



## (4) 矯正局

法務省設置法第8條  
法務省組織令第4節(第21條-第27條)

### 目的及び業務内容

矯正局は、法務のうち、大別して行刑及び少年保護にわかつことのできる矯正の業務を所管するため、次の事務をつかさどるものとされている。

- 1 犯罪人に対する刑及び勾留の執行その他行刑に関する事項
- 2 刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院及び少年鑑別所に関する事項
- 3 矯正職員の教養訓練に関する事項
- 4 犯罪人の指紋に関する事項
- 5 矯正に関する事項で他の所管に属しないもの
- 6 法廷等の秩序維持に関する法律(昭和27年法律第286号)の規定により監置に処せられた者に関する事項
- 7 平和条約第11条による刑の執行及び赦免等に関する法律の規定による刑の執行に関する事項

なお昭和28年11月25日法務省令第84号をもつて法務省組織規程の一部改正が行われ、矯正局に顧問、参与を置くことができることとなつた。

これは平和条約第11条による刑の執行並びに赦免等に関する事項について、その運営の適正と円滑を期する趣旨によるものであり、従つて、その所掌の範囲は、これらの事項に限られている。

### 業務の実施内容

矯正局の事務のうち主要な事項は各課(総務・矯正調査・保安・作業・医療分類・教育の6課)の業務実施内容の中に記載された通りであるが、その他に特記すべき事項は次の通りである。

#### ○ 主な会同及びその議題の概要

矯正管区及び矯正施設に対する指令の徹底、主要問題の諮問答申を通じて、施設運営の向上に資しているが、主な会同及びその議題は次の通り

- 1 矯正管区長、少年鑑別所長会同  
期日 昭和28年4月14~16日 3日間  
諮問事項 少年鑑別所の機能を充分に発揮させるため現行の制度中改正すべき点如何  
何 (1) 少年鑑別所の機構について  
(2) 審判及び調査との関係について  
(3) 少年院との関係について
- 2 矯正管区長及び拘置所長、刑務所長、少年刑務所長会同  
期日 昭和28年6月17日~19日 3日間  
諮問事項 左記収容者の取扱について考慮すべき点如何  
(イ) 未決収容者 (ロ) 少年受刑者 (ハ) 精神薄弱受刑者

- 3 矯正管区長及び少年院長会同  
期日 昭和28年10月13~15日 3日間  
諮問事項 (1) 少年院の機構並びにその運営上考慮すべき事項  
(2) 少年院における保安のあり方及び保安維持の具体方策
- 4 以上のほか矯正管区第一部長会議3回、同第二部長会議2回、同第三部長会議2回をそれぞれ行つた。

## イ 総務課

法務省組織令第22條

### 目的及び業務内容

総務課においては次の事務をつかさどるものとされている。

- 1 矯正(法廷等の秩序維持に関する法律〔昭和27年法律第286号〕の規定による監置の執行及び平和条約第11条による刑の執行及び赦免等に関する法律〔昭和27年法律第103号〕の規定による刑の執行を含む、以下同じ。)に関する一般的企画に関する事項
- 2 矯正に関する人事及び予算その他一般的管理の整備改善に関する事項
- 3 矯正職員(巢鴨刑務所の職員を含む。)の研修及び福利に関する事項
- 4 局内の事務の総合調整に関する事項
- 5 矯正局の所掌に係る事項で他の課の所掌に属しないもの

### 業務の実施状況

総務課においては矯正に関する当局の方針を徹底させ、及び適切な企画をたてるため種類の会同を催していることはさきに矯正局に関する総括において述べたとおりであるが、人事及び予算についてのあらましをのべると次のとおりである。

#### a 矯正職員の人事に関するもの

##### (イ) 職員の研修

全国8ヶ所に設置されている地方矯正研修所において実施した研修は本科第一部第二部併せて200名、初等科762名、特修科は専攻科も含めて961名であった。

##### (ロ) 共済組合

刑務共済組合の昭和28年度末状況は、次のとおりである。

##### (1) 組合員数

甲種組合員	2,068名
乙 〃	19,010名

##### (2) 経理状況

収入	国庫負担金	101,257,528円
	短期掛金	100,853,171円
	その他	989,536円
	計	203,100,235円
支出	諸給付金	181,486,022円
	福社会計及び 連合会繰入金	7,454,738円



その他 72,081円  
 当期利益金 14,132,394円  
 計 203,100,235円

(3) 昭和28年8月1日より改正経理規程が実施されることとなつたので決算は新規程の定めるところにより、支払準備金30,247,670円を計上したので、なお計算上14,096,676円の赤字となつたがこれが消却され、健全財政の確立は近いものと推定される。

(イ) 給 与

(1) 昇 給

昭和28年度の定期昇給は、1月、4月、7月、10月の各月の1日に行われ、本省発令965名、管区発令3,860名であつた。

(2) 特別昇給

昭和28年7月1日より勤務評定制の実施にともない、勤務成績優秀者の特別昇給が、はじめて実施されたが、対象人員は1,020名であつた。

(3) 給与ベース改正

給与ベースは一般職の職員の給与に関する法律の一部改正(昭和28年12月12日法律第285号)をもつていわゆる1,5480円ベースに改訂され、昭和29年1月1日より適用された。

(4) 昇 格

昇格人員は次の表に示す通りである。

昇 格 人 員 表

部 局	級 別											計		
	13	12	矯(8) 11	(7) 10	(6) 9	(5) 8	(4) 7	(3) 6	(2) 5	4	3		2	
刑 務 所	—	4	(5)	(21)	(42)	(217)	(415)	(1,865)	(1,378)	41	51	17	5	(3,943)
管 区	—	—	—	(1)	(5)	(19)	(4)	—	—	—	—	—	—	(29)
少 年 院	—	—	(1)	(2)	(8)	(9)	(34)	—	—	—	—	—	—	(54)
鑑 別 所	—	—	—	—	(3)	(12)	(46)	—	—	—	—	—	—	(61)
中央研修所	—	—	—	2	—	—	2	2	—	1	—	—	—	7
巢鴨刑務所	—	—	—	(1)	(1)	(1)	(7)	(15)	—	—	—	—	—	(25)

矯正職員級別定数一覽表 括弧内は矯正給を示す

年 度 別	級 別	級 別 定 数											計							
		(1) 4	(2) 5	(3) 6	(4) 7	(5) 8	(6) 9	(7) 10	(8) 11	12	13	14								
矯 正 管 区	昭和27年度	—	—	—	(41)	(39)	(62)	(7)	(62)	(738)	(1,618)	(2,479)	(4,307)	(6,096)	298	178	—	—	—	(160)
	28年度	—	—	—	6	(29)	(1)	4	(29)	13	177	105	271	201	298	178	—	—	—	80
刑 務 所 (大島支所を含む)	27 "	—	—	—	(2)	(50)	(14)	(150)	(334)	(720)	(1,623)	(2,491)	(4,263)	(6,006)	298	179	—	—	—	(15,793)
	28 "	—	—	—	2	—	—	(146)	(335)	26	164	105	273	201	298	179	—	—	—	1,304
少 年 院	27 "	—	—	—	(257)	(184)	(91)	(58)	(91)	(184)	(257)	(463)	(398)	(444)	—	—	—	—	—	(1,921)
	28 "	—	—	—	29	(219)	(109)	(67)	(109)	(219)	(278)	(461)	(358)	(402)	98	31	—	—	—	405
少 年 鑑 別 所	27 "	—	—	—	(122)	(91)	(45)	(55)	(45)	(91)	(122)	(175)	(145)	(104)	—	—	—	—	—	(750)
	28 "	—	—	—	10	(93)	(47)	(57)	(47)	(93)	(156)	(209)	(149)	(109)	116	27	—	—	—	287
巢 鴨 刑 務 所	27 "	—	—	—	(26)	(28)	(8)	(4)	(8)	(28)	(26)	(57)	(103)	(111)	—	—	—	—	—	(833)
	28 "	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	291
中 央 矯 正 研 修 所	27 "	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	(339)
	28 "	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	4
中 央 矯 正 研 修 所	27 "	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	28 "	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	29



㊦ 職員定員について

- (1) 昭和28年7月25日法律第86号(同年8月1日施行)前の少年院法第21条第1項の規定による代用少年鑑別所の廃止(昭和28年8月1日)及び鑑別支所の新設を含む少年鑑別所の内部組織の改正にともなう措置として、少年鑑別所職員配置定員の全面的改訂が行われた。(昭和28年7月25日矯正甲第872号訓令)
- (2) 同上、少年院法第21条1項及び2項の規定により代用特別少年院が昭和28年7月31日をもつて廃止され、これにともなう組織の改正、並びに、昭和28年3月法律第23号「法務省設置法の一部を改正する法律」による、少年院の新設等に対する措置として、少年院職員配置定員の全面的改正が行われた。(昭和29年2月26日矯正甲第188号訓令)
- (3) 刑務所関係については、昭和29年度における行政整理による相当数の整理退職は避け難い状況にあるものとして、昭和29年1月16日矯正秘丁第280号をもつて、

矯正関係職種

俸給表の等級及び職階		矯正関係職種																
行政等級	公安等級	職階	本省(管区)		研修所		刑務所			支所		作業場		少年院				
			中央	地方	特大	大	小	大	小	大	小	特大	大	小				
I		長官																
II		局長	1	矯正監(管区長)	局長(管区長)	所長	所長	所長							院長			
III		課長	2	矯正課長(部長)	課長	教頭	所長	部長	所長						次長	院長		
IV	一	補佐	3	矯正副長(課長)	補佐(課長)	教官	教頭	課長	部長	部長	支所長				課長	次長	院長	
V	二	大係長	4	看守長(係長)	係長	助教	教官	補佐(特別長を含む)	課長	課長	課長	支所長	場長		補佐	課長	課長	分長
VI	三	小係長	5	副看守長		助教	係長	"	"	"	"	"	場長	係長	"	"	"	"
VII	四	係員	6	看守部長			主任	"	"	"	"	"	"	主任	"	"	"	"
	五		7	看守			係員	"	"	"	"	"	"	係員	"	"	"	"
	六																	

新採用による欠員の補充を停止する旨通牒した。

㊦ 職階制

- (1) 昭和28年度は職階制にもとづく給与準則の制定作業が主に行われ、人事院は、同給与準則案を同年7月ベースアップ(昭和29年1月1日実施)と共に国会に勧告したが、ベースアップだけ国会を通過して、給与準則は見送りとなつたので、再勧告の準備に当たっている。
- (2) 職種の統合整理作業、及び、これにともなう職級明細書の改訂作業が行われ、昭和29年3月31日官報号外第13号に新職級明細書が公示された。  
矯正関係は矯正医学職種が、医学職種に統合され、少年矯正職種が矯正職種に統合された。
- (3) 矯正関係職種の等級の内容は下表の通りである。

等級別一覧表

資質鑑別職種											医療職種		現在の俸給との比較									
鑑別所			本省	管区	鑑別所			刑務所			等	医療刑務所 医療少年院										
特大	大	小			特大	大	小	特大	大	小	級	大	一般									
								所長				一	所長 院長	13級の1~15の1 (医療職種) 14の1~15の3								
								課長	次長	所長	分類部長	二	部長 院長	11の1~13の6 (医療) 11の3~14の6								
								課長	(分類)補佐	分類課長	課長	次長	所長	補佐	分類部長	三	課長	課長	矯正一般 6の1~13の5 (医) 9の3~13の4			
								補佐	課長	"	(分類)係長	分類係長	補佐	課長	課長	分類課長	分類課長	四	係員	"	矯正一般 5の1~12の5 (医) 9の1~11の6	
								"	"	"		係長	係長	"				五	係員	"	矯正 3の2~7の7 (医療職種) 8の2~10の10	
								"	"	"		主任	主任	"							矯正 2の3~7の3	
								"	"	"		係員	係員	"								矯正 1の5~5の10



2) 勤務評定制度

法務省職員勤務評定実施規程が制定され、昭和28年7月1日より実施された。これが実施に当つては全国8ヶ所（矯正管区所在地）において実施手続及び方法等に関する説明会が開催された。なお、評定結果に基く、勤務成績優秀者の特別昇給が同時に実施されることとなり、この特別昇給に関する説明会も同時に行われた。

(b) レクリエーション関係

矯正職員のレクリエーションは毎年、討論大会をはじめとし、野球、庭球、卓球の各全国大会を開催し活潑に実施されて来たが、昭和28年度より、討論大会以外の各大会は各矯正管区の運営に委ねることとなり、全国大会は行われられないこととなった。

全国矯正職員討論大会は、第五回を迎え2月下旬、例年通り朝日新聞社の講堂において、盛大に実施された。

3 矯正における予算関係

(1) 矯正施設における一般行政予算と、ここに収容される者に必要とする予算の管理をしているのであるが、しかしながら収容人員は社会治安の確保と国民経済の安定によつて漸次減少はしているが、施設収容力は未だ刑務所に於ては過大であることと併せて施設の老朽度も著しいので、これに伴う所要予算確保のため、資料の収集、要求計画の立案及び財務官庁との折衝に当る。

特に本年度に於ては、予算、要求の重点を刑務所に於ては治安対策の強化、これに伴う職員の増員、看守教習生の定員外等、少年院に於ては負担率軽減及び収容少年増加に伴う必要とする職員の増員等、少年鑑別所に於ては小倉少年鑑別所設定に伴う分及び支所新設に伴う分の必要とする職員の増員においた。

予算の概況は下記のとおりである。

昭和28年度矯正関係予算（単位千円）

区 分	管 区	研修所	刑務所	少年院	鑑別所	計
官 署 費	83,659	28,185	4,020,914	496,809	263,354	4,892,921
収 容 費	—	—	2,921,864	515,366	143,829	3,581,059
工 事 費	2,619	—	226,681	175,483	76,817	481,600
災 害 復 旧 費	—	—	17,360	2,415	24,630	44,405
計	86,278	28,185	7,186,819	1,190,073	508,630	8,999,985

(2) 全国矯正施設において使用する被服、食糧、車輛、ゴム製品等の主要物資につき本省において計画し、管区の意見を斟酌し、これを各施設に配分する。

(3) 刑務所は収容実人員77,844名に対し収容定員61,531名、少年院は収容実人員10,294名に対し収容定員11,341名、少年鑑別所は収容実人員1,762名に対し、収容定員2,689名（何れも29年3月31日現在）の如き状態であつて、この内刑務所に対する収容の増強は最も急を要するものである。

矯正施設の数並びに収容定員

施設の種類	施設数	昭和28年度工事による収容定員の増	同工事完成後定員の収容	昭和28年度中の異動		
刑務所	56	}	}	少年院転換1		
刑務支所	17			少年院転換1 新設1		
拘置所	7			61,531		
拘置支所	92	}	}	新設2		
少年刑務所	9			少年院転換2		
少年院	56			3,409	11,341	新設11(転換4 分院昇格1 純新設5)
// 分院	7	}	}	本院昇格2 廃止1		
少年鑑別所	49			168	2,689	新設2
// 分所	2					
矯正管区	8					
中央矯正研修所	1					

(4) 予算管理の事項について昭和28年度中訓令又は通牒で指示した事項中主なものは次のとおりである。

昭和28年度予算の年額内示及び処理方について(昭和28年8月矯正甲第1,014号)

昭和29年度予算編成資料の提出について(昭和28年8月矯正甲第941号)

収容者用賄料の引上について(昭和28年8月矯正甲第941号)

九州地方矯正施設収容者の副食費臨時増額について(昭和22年11月矯正甲第1,214号)

教官及び特殊勤務者に対する給与貸与品現在数調査提出方について(昭和28年11月矯正甲第1,332号)

将来の方針

- 1 中央及び地方の矯正研修所の職員及び施設の整備
- 2 刑務所に対する施設の整備及び増強
- 3 収容者特に少年の教化訓練に必要な人的物的及び施設の整備充実
- 4 収容者用被服の整備改善
- 5 刑務所建物の整備改築並びに拘置所の増設
- 6 少年院及び少年鑑別所施設の整備改善

矯正調査課

法務省組織令第23條

目的

矯正調査課は、矯正に関する法令案の作成、矯正施設の巡閲及び調査等並びに集鴨刑務所の一般的運営を所管させるため、昭和27年8月1日からあらたに置かれたものであるがこの課においては、行刑及び少年矯正の基本法である監獄法、少年院法等の改正及び少年鑑別所法の制定等の準備をすすめている。



## 業務内容

矯正調査課は、次の事務をつかさどるものとされている。

- 1 矯正（監置の執行及び平和条約第11条による刑の執行を含むこと、総務課の項について掲げたところと同じ。）に関する法令案の作成に関する事項
- 2 矯正施設（巣鴨刑務所を含む）の巡閲及び調査に関する事項
- 3 矯正審議会に関する事項
- 4 巣鴨刑務所の一般的運営に関する事項

## 業務の実施状況

- 1 矯正に関する法令案の作成について、昭和28年1月1日から12月31日までの矯正関係法令の制定、改廃のおもなものを、日を追つてみると、次のとおりである。
  - a 昭和25年法務府告示第98号（少年院種別表に関する告示）の一部改正（昭和28年1月16日法務省告示第17号、同日施行）  
交野女子学院、明德少女苑、貴船原少女苑、筑紫少女苑、青葉女子学園、紫明寮及び丸亀少女の家の種別について、従前の初等少年院、中等少年院及び医療少年院の指定に加えて、特別少年院に指定された。
  - b 法務省設置法の一部改正（昭和28年3月25日法律第23号同年4月1日施行）  
4月1日から奈良少年院、大分少年院、盛岡少年院、千歳少年院及び松山少年院が新設され、久里浜刑務所、愛知少年刑務所、新光学院及び石切刑務支所が廃止され、それぞれ久里浜少年院、愛知少年院、新光学院及び河内少年院として少年院に転用され、神奈川少年院及び共善学寮（和泉少年院に改称）が分院から本院に昇格した。
  - c 刑務所、少年刑務所及び拘留所組織規程の一部改正（昭和28年3月25日法務省令第15号）  
神戸刑務所所轄の尼崎拘留支所及び福岡刑務所所轄の大牟田拘留支所が4月1日から設置された。
  - d 少年院及び少年鑑別所組織規程の一部改正（昭和28年3月25日法務省令第16号）  
多摩少年院所轄の浦和学院（分院）が4月1日をもって廃止された。
  - e 昭和24年法務府告示第97号（少年刑務所等の特に区別した場所を男子の特別少年院に充てることに関する告示）の一部改正（昭和28年3月25日法務省告示第170号）及び昭和25年法務府告示第98号（少年院種別表に関する告示）の一部改正（昭和28年3月25日法務省告示第171号）  
b項の改正に伴ない関係告示を改正したもの
  - f 少年院法の一部改正（昭和28年3月26日法律第24号）  
代用少年鑑別所、代用特別少年院等の特例的措置が認められる期間を昭和28年6月1日から2ヶ月間延長した。
  - g 少年法及び少年院法の一部改正（昭和28年7月25日法律第86号）  
少年院法第21条による代用少年鑑別所等の特例が廃止され、少年鑑別所送致の少年及び少年院又は少年鑑別所に収容中の者について、やむを得ない事情のあるとき、少年院、少年鑑別所又は拘留監に仮収容でき、医療少年院について、男女の分隔設

備をもつものは、必ずしも男女の別に従つて設けることを要しないことに改めた。

- h 少年院及び少年鑑別所組織規程の一部改正（昭和28年7月20日法務省令第56号）  
福岡少年鑑別所の分所小倉少年鑑別支所及び福島少年鑑別所の分所平少年鑑別支所が設置された。
  - i 監獄法施行規則等の一部改正（昭和28年7月27日法務省令第59号）  
g項の改正に伴う仮収容者の取扱について関係省令を整備し、併せて逃亡犯罪人引渡法の付則第4項及び犯罪者予防更生法第45条第2項の規定による少年鑑別所収容の留置者の取扱についての規定を設けるため、監獄法施行規則、少年院処遇規則及び少年鑑別所処遇規則の一部を改正した。
  - j 昭和25年法務府告示第98号（少年院種別表に関する告示）の一部改正（昭和28年9月8日法務省告示第612号）  
男女を分隔する施設を有する関東、京都、豊浦及び宮川の各医療少年院の指定に女子が加えられた。
  - k 奄美群島の復帰に伴う法務省関係法令の適用の経過措置等に関する政令（昭和28年12月24日政令第44号）  
本政令の第13条において代用少年院及び代用少年鑑別所の制度がみとめられた。
    - 1 昭和28年法務省告示第980号（昭和28年12月26日公示）  
k項にあげた政令の規定により、大島刑務支所の少年を収容する区画内の一部が少年院及び少年鑑別所に充てられることを告示した。
- 2 矯正施設の巡閲等について 巡閲及び監査計画に基き本年度実施したもの次の通り
    - a 巡閲のもの  
京都拘留所 神戸拘留所 広島拘留所  
横浜刑務所 横須賀刑務所 宇都宮刑務所 栃木刑務所  
静岡刑務所 甲府刑務所 新潟刑務所 加古川刑務所  
三重刑務所 山口刑務所 小倉刑務所 城野医療刑務所  
長崎刑務所 高松刑務所 松山刑務所  
岩国少年刑務所
    - b 監査のもの  
久里浜少年院 小田原少年院 美保少年院 松江少年鑑別所
  - 3 矯正審議会について 本年6月11日及び12月25日中央で矯正科学審議部会が開かれたほか、地方刑務審議部会の活ばつた動きがみられた。
  - 4 巣鴨刑務所の一般的運営について 昨年度において問題となつた職業補導、並びにその奨励金など逐次解決を見たので、衆情は一応落着を示しているが、なお、在所者の恩給復活、在所期間の通算、及び第三国人在所者に対する援護措置などについて、関係各省と密接な連絡をとりつつ、その解決に努力をつづけている。  
在所人員の異動については、28年7月比島より59名、また、8月に、濠州マヌス島より173名が内地に送還され、同所に収容されたが、その後比島関係者は、28年12月までに、全部赦免となつて釈放された。



また、和蘭関係者のうち、15名が29年3月、初めて仮出所を許されて釈放された。年度末現在の在所人員内訳は次のとおりである。

裁判国	極東	米 国	英 国	仏 国	和 蘭	濠 州	計
人 員	11	299	97	2	187	168	764

### 将来の方針

現在研究中のもの及び研究を要するものは、次のとおりである。

- 1 少年鑑別所法案の作成に関する事項
- 2 監獄法の改正に関する事項
- 3 少年法及び少年院法の改正に関する事項
- 4 極東国際軍事裁判所及び連合国戦争犯罪法廷によつて刑を科せられた者に関する資料の集収
- 5 「矯正資料」の発行
- 6 矯正に関する外国の資料の収集、研究

## ハ 保安課

法務省組織令第24條

### 目 的

- 1 矯正施設における収容、紀律、拘禁、移送、保安（火災、地震、暴動及び逃走等の事故に関する措置を含む）及び満期釈放その他の釈放に関する事項をつかさどる。
- 2 矯正職員の点検礼式及び非常訓練に関する事項をつかさどる。
- 3 矯正施設の保安面における科学的設備の充実、拘禁力確保のための施設の廃置分合並びに施設の充実について関係課に対する意見具申に関する事項をつかさどる。

### 業務の実施状況

#### 1 法令の解明とその運用に関する指導監督

監獄法及び少年法並びに少年院法の運用殊に収容、自由刑及び労役の執行、保護処分等の執行、未決拘禁の執行、観護措置の執行、拘禁期間の計算及び釈放等に関する事項の内には法令で明示されない部分或いは法令の運用について疑義ある場合が多いので、かかる事案に対する質疑に応じて解明し又は運用の適否に関する監督指導をしている。

#### 2 矯正施設における被収容者の拘禁について

- a 全国各矯正施設にどんな種類の者を拘禁するかということについて、行刑施設に関しては各矯正管区受刑者収容分類規程の認可の事務、並びに他の管区にまたがつて特殊な収容者を特殊な施設に拘禁することについては、その収容区分の指定に関する事務を行い、また少年院に関しては少年院の種別指定の事務をとつている。
- b 全国的に行刑施設の拘禁率は116%であつて数年前の極端な過剰拘禁状況に比すれば次第に安定の傾向を辿りつつあるが、しかし地域的に見るとなお受刑者漸増の

傾向の施設とまた他面漸減の傾向にある施設とがあるので、これが拘禁の平均化並びに刑務作業の運営等のため多人数の移送の指示又は認可を与えている。また行刑施設のみに限らず少年院においても保安上憂慮される集团的犯則或いはボスの収容者の発生することがあり、これに対して当該矯正管区内にてはその処置に困る場合があるので、かかる場合には拘禁の確保と保安の維持のため他の矯正管区に移送する指示又は認可を与えている。

因みに昭和28年中における取扱人員は1997名である。

### 3 矯正施設における紀律維持及び保安について

- a 各施設の紀律状況並びに保安状況について常に注意を払い、現場各施設の状況に応じて臨機にこれが原因の探究、並びに処置の指示を行い、その原因が各施設に通じて陥り易い事案と認められるときはこれをもとにして各施設に対処方を指示し矯正施設としての運営を全からしめるよう指導監督に当つている。
- b 社会情勢の影響を受けて、一部施設においては衆情の動揺が感ぜられないでもなく、また外部からの矯正施設に対する圧力も加わりつつある現状に鑑みて、各施設との間に随時情報の交換を行い、これ等に対する保安の確保方法を研究した機に臨んでは直接警備方策に関する監督を行い、また指導を与えている。
- c 保安意識の昂揚と事故防止のため昭和25年12月訓令行刑施設の保安成績表彰基準による無事故刑務所の表彰式（昭和28年2月28日）を行い、また随時保安上の功績者に対してはその表彰方について関係課に意見を具申している。
- d 矯正職員の紀律の弛緩は収容者の紀律維持並びに保安上に影響するところが多いので、常に厳正な態度並びに服装について監督を厳にし、またこのような見地から矯正職員の点検規則並びに監獄礼式の改正、矯正職員執務準則の設定について研究を進めている。
- e 矯正職員の護身術の訓練は、保安に対する志気の昂揚と有事に備える唯一の方法であるので、これが訓練について各現場庁を督励し、本省においても春秋2回（昭和28年6月20日より2日間及び昭和28年10月18日）にわたつて柔剣道の大会を挙行した。
- f 保安上必要な訓練として、過誤釈放又は不当拘禁の防止のため名籍事務の研修及び武器使用の訓練並びに火災に対する消火訓練、その他保安実務等の研修について中央矯正研修所又は各地方矯正研修所に依頼して研修の実施につとめている。
- g なお昭和28年中において保安上の事項に関して本省主催により開催した主な行事

は管区第2部長会議  $\left. \begin{array}{l} \text{昭和28年2月19日} \\ \text{昭和28年5月27日} \\ \text{昭和28年8月11日} \end{array} \right\}$  である。

### 統計資料

#### 1 最近における事故の趨勢

- a 刑務所・少年刑務所及び拘置所



種別	年別	昭和21年	昭和22年	昭和23年	昭和24年	昭和25年	昭和26年	昭和27年	昭和28年
		逃走	952	738	587	374	256	171	141
間員	その他	27	39	65	49	53	56	57	47

備考 火災事故はその件数を計上す。以下同じ。

b 少年院 少年鑑別所

施設別	年間	昭和21年	昭和22年	昭和23年	昭和24年	昭和25年	昭和26年	昭和27年	昭和28年
		少年院	246	282	777	2,049	2,231	1,547	873
間員	少年鑑別所	—	—	—	754	204	273	120	64

2 昭和27年中及び昭和28年中における刑務事故月別件数人員表

a 逃走事故

年別	月別	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
		昭和27年	人員	21	5	5	5	12	15	23	15	18	9	9
	件数	7	5	4	5	7	10	15	10	15	8	6	4	96
昭和28年	人員	1	6	5	10	7	25	9	8	6	9	5	2	93
	件数	1	4	4	7	6	5	8	6	5	8	5	2	61

b 逃走以外の事故

年別	月別	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
		昭和27年	人員	6	2	9	2	2	6	9	1	4	4	4
昭和28年	人員	5	4	6	3	7	5	2	2	4	6	2	1	47

3 昭和27年中及び昭和28年中における保護少年の逃走事故月別件数人員表

a 少年院

年別	月別	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
		昭和27年	人員	72	87	77	51	84	55	72	110	55	87	66
	件数	36	38	34	33	33	27	33	40	29	43	31	29	406
昭和28年	人員	65	61	77	79	85	60	77	85	98	66	66	111	930
	件数	24	32	32	35	38	34	39	52	38	24	29	44	421

b 少年鑑別所

年別	月別	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
		昭和27年	人員	16	5	11	21	3	7	10	9	7	6	13
	件数	7	2	6	11	3	6	4	7	7	3	8	8	72
昭和28年	人員	6	3	8	3	5	4	5	1	11	1	6	5	58
	件数	3	2	5	3	2	4	4	1	7	1	4	5	41

二 作業課

法務省組織令第25條

業務内容

刑務作業の目的は、受刑者の更生自立のための技能養成を組織的に実施するとともに、各種作業の生産性をたかめて行刑費の補填に努め、以て国家財政上の要請にこたえんとするにあるが、当課は刑務作業全般についての企画、指導及び運営に関する事務を取扱っている。

業務の実施状況

1 事務連絡

全国矯正管区第二部長を本省に招集して、各事項についての協議をするとともに、当局の方針の徹底を図った。

期日	協議事項
第1回 2月19, 20日	(1) 昭和28年度の作業計画について (2) 昭和27年度の作業収入見込額について
第2回 5月28, 29日	(1) 新作業章程（刑務作業規程）の実施に対する準備について (2) 管区別作業管理定員の決定について
第3回 8月11, 12日	(1) 本予算成立に伴う各所予算内示額の変更について (2) 昭和27年度決算について (3) 作業用自動車管理定数の設定について

2 府中刑務所に建築用ブロックの生産を行わしめるため設備費等に630万円を投じて実地に移した。

3 北海道における農耕作業の機械化を図るため札幌、旭川、帯広、網走各刑務所に各台宛トラクターを配車し、その経営を近代化した。

4 作業用自動車の効果的運行と、維持費の節約を図り計画的更新補充をするため作業用自動車の管理定数を定めるとともに、その整備のため1,500万円を当てトラック12台を購入配車した。

5 昭和28年中に通牒で指示した主な事項は次のとおりである。



昭和28年度作業の運営方針について(昭28. 2. 16 矯正甲220号)  
 作業章程の改正に関する件(28. 4. 1 矯正甲461号)  
 作業用主要カード品目表の追加について(28. 5. 4 矯正甲515号)  
 刑務作業規程の施行について(28. 5. 4 矯正甲516号)  
 官給被服の縫製賃金について(28. 5. 18 矯正甲576号)  
 事務用紙の改正について(28. 6. 30 矯正甲750号)  
 作業賞与金の計算について依命通牒(28. 9. 24 矯正甲1,075号)  
 刑務作業規程について依命通牒(28. 9. 24 矯正甲1,085号)  
 計算賃金決定の件依命通牒(28. 9. 24 矯正甲1,086号)  
 作業用自動車管理定数設定の件依命通牒(28. 11. 2 矯正甲1,200号)  
 作業時間に関する訓令改正(28. 11. 19 矯正甲1,270号)  
 作業時間について依命通牒(28. 11. 19 矯正甲1,276号)  
 経理作業につく者の人員の基準について(28. 12. 3 矯正甲1,303号)

統計表

最近10年間の刑務所の経費と作業収入額 (単位千円)

区分 年度	収容費 A	作業収入に よる償却率 $\frac{C}{A} \times 100$	作業費 B	作業費に對 する回収率 $\frac{C}{B} \times 100$	作業収入額 C
20	29,662	127	14,838	254	37,788
21	114,463	69	24,889	318	79,369
22	592,254	51	108,441	279	303,484
23	1,848,282	41	309,466	247	765,615
24	2,411,535	53	842,689	152	1,281,822
25	2,947,446	55	1,216,192	133	1,622,593
26	3,043,479	60	1,194,414	153	1,838,962
27	2,942,477	65	1,152,450	166	1,919,106
28	2,737,576	77	1,020,123	208	2,126,938

作業製品需要先別調 (単位千円)

区分 年度	部内自給 A	官公需 B	民需 C	計	%		
					A	B	C
26	250,476	439,942	1,143,321	1,833,739	14	24	62
27	357,316	399,451	1,251,355	2,008,122	18	20	62
28	326,052	390,923	1,409,963	2,126,938	16	18	66

受刑者の就業状況

(1) 就業人員 57,735人

内訳

業種	一日平均員	業種	一日平均員	業種	一日平均員
木工	3,885	製紙	263	雑工	750
印刷	2,839	紙細工	3,181	その他	522
洋裁	3,224	編物袋物	1,677	経理夫	10,133
金属	2,635	メリヤス	4,151	管轄夫	3,529
農耕牧畜	1,780	窯業	560	構外作業	6,708
伐木製炭	750	革工	1,440	計	57,735
造林	—	紡績	4,872		
魚業	51	竹工	1,852		
鑛業	—	藁工	2,487	(請願作業)	1,099
化学工業	151	食品加工	295		

(2) 不就業人員 6,775人

内訳

区分	作業上の都合による 一日平均人員	病気その他の理由による 一日平均人員	計
人員	1,021	5,754	6,775

医療分類課

法務省組織令第26條

A 医療衛生

1 健康管理 死亡は次表のように依然として減少の傾向にあり、良好な管理状態を示しているが、しかし社会経済状態の悪化とともに今後の帯患収容者の漸増も予想されるものがある。

施設 種別	月別												計
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	
刑務所	31	25	28	25	22	17	17	19	21	18	18	17	258
少年院	2	—	4	1	2	1	—	4	—	—	2	4	20
少年鑑別所	—	—	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—	1



2 矯正医学研究

昭和28年度矯正医学研究費が始めて認められたことは意義深いものがあり応募研究題目は刑務所73, 少年院30, 少年鑑別所31にのぼった。

3 海外留学

京都医療少年院医務課長久山照息博士はアメリカにおける精神病質対策の研究のため1ケ年間アメリカに留学を命ぜられ、9月出発、ワシントン市聖エリザベス病院において研究中である。

精神病質が犯罪人格の根源であり、単に矯正の分野のみでなく、一般社会もこれが対策に悩まされている事態に鑑み総理府STAGより派遣されたものである。

4 福岡少年院医療部, 八王子医療刑務所精神病棟の建築が開始された。九州地方の医療少年, 大阪以東の精神障害受刑者の福音である。

5 伝染病の発生

3月末長野刑務所に、8月大阪拘留所にそれぞれパラチフス、赤痢の爆発的大流行がみられ、いずれも患者は数百名に及んだ、いずれも施設の不備による飲用水の汚染が原因とみられる。しかし本省、管区とも現地に応援係官を派遣し必死の防疫、治療を行つた結果、死亡者は皆無、所外に伝染することなく終そくした。

B 分類鑑別

1 収容者の科学的分類処遇

a 受刑者の級別分類処遇について

(1) 本年の分類規程の改正は申請のあつた三管区(東京・大阪・福岡)に対しそれぞれ認可を行つたが分類級別施設数には異動はない。

(2) 分類収容の徹底を図るため、鑑別技術委員会を中心に級別処遇に応ずる級別処遇方針について検討を行つた。

付表1 分類級別施設数 (支所の一部を含む)

種別	比較的単一級の男子									
	A	G	A・G	B	C	D	E	DE	D B甲	
昭和28年現在	30	6	4	18	2	5	1	1	1	1

  

女子施設	特殊男子施設				混合男子施設				計	
	J	H	H・L	K・G	M	A・B	B・C	A・B・C		A・D・G
	5	1	1	1	1	6	6	1	1	91

註 A級(おおむね初犯者で、比較的改善容易なもの、累犯者でも偶発性のもの、福岡管区ではB級、H級に属しないもの及び正常性格のもの)

B級(おおむね累犯者で、改善やや困難なもの、初犯者でも習慣性又は職業性の顕著なもの、福岡管区では意志薄弱性(B甲)又は偏執性(B乙)性格の傾向を主と

するもの)

C級(長期) D級(少年), E級(準少年[23才未満]), G級(A級のうち25才未満のもの) H級(心神耗弱者又は精神低格者), J級(女子) K級(老年), L級(身体疾患), M級(特殊なもの)

付表2 年間新入受刑者分類級別人員

級別	A	B	C	D	E	G	H	J	K	L	M	計
初犯	16,385	3,218	512	1,168	1,432	5,608	372	796	31	6	34	29,562
累犯	1,455	33,890	402	154	37	208	499	542	54	13	12	37,266
計	17,840	37,108	914	1,322	1,469	5,816	5,816	1,338	85	19	46	66,828

付表3 構外作業適格者調 (28.12.31現在)

区	分	人員	百分比	27年末現在百分比
適格者		6,854	11.5	12.7
やや適格者		27,268	45.7	46.4
不適格者		25,557	42.8	40.9
計		59,679	100.0	100.0

付表4 受刑者精神状況調 (28.5.22現在)

性	診断	正常	精神薄弱	精神病質	精神病	計
男子		48,746	3,937	3,671	165	56,519
女子		679	145	59	13	896
計		49,425	4,082	3,730	178	57,415
%		86.1	7.1	6.5	0.3	100.0

付表5 分類級別による受刑者再入率調

(昭和25年中の出所者で昭和28年6月30日までの再入者についての調査)

級別	A	B	C	D	E	F	G	H	J	K	L	M	計
再入率	23.9	44.5	35.1	46.0	29.9	9.8	35.5	47.7	25.0	43.2	—	46.1	33.5

註 Fは進駐軍関係少年受刑者, Mは外国人



b 保護少年の分類処遇について

- (1) 東京、大阪両管区における分類収容について指示を行い、同質のものを同一施設に収容する方針の徹底を図った。
- (2) 分類保護関係専門職員の増強を図り、国家公務員心理職試験合格者5名を新たに採用配置した。

付表6 保護少年精神状況調

性	診断	精神状況				計
		正常	精神薄弱	精神病質	精神病	
男	子	6,269	1,667	1,131	85	9,152
女	子	542	378	148	13	1,081
	計	6,811	2,045	1,279	98	10,233
	%	66.6	20.0	12.5	0.9	100.0

c 保護少年の鑑別について

- (1) 鑑別器材の充実については、予算の効率的な活用を考え本年は脳波測定装置を大阪、名古屋、福岡各少年鑑別所に設置した。
- (2) 鑑別技術委員会において検討をすすめていた鑑別結果通知書の様式の改正及び記載手引の作成を完了し、本年10月から実施に入った。
- (3) 職員の有効な活用を図り、代鑑廃止にともなう定員増を機会に全国的に調整を行った。

付表7 年間鑑別終了者数

区分	家庭裁判所関係			法務省関係	一般依頼	計
	鑑別所収容者	在宅者	その他			
男	23,055	616	462	50	311	24,494
女	2,700	60	34	6	122	2,922
計	25,755	676	496	56	433	27,416

2 矯正科学審議部会

本年は矯正医学研究推進のため、専門委員の制度を設け、次の五氏に委嘱した。

吉川春寿(東大教授) 吉益修夫(東大助教授) 木田文夫(日本医大教授) 新井尚賢(東邦医大教授) 田宮猛雄(日本医学会長)

本年の主な審議事項は次の通りであった。

- (1) 収容者の分類級別に応ずる処遇のプログラムについて
- (2) 鑑別結果通知書記載手引の検討
- (3) 矯正医学研究費の配分の検討

(4) 矯正医学研究費による研究中間報告の検討

(5) 矯正施設における精神障害者の集禁と処遇について

C 給食改善状況

収容者の給食管理は、前年度同様改善向上を示しつつあるが、28年度においては、特に給食事務手続の簡素化をはかり、給食管理の実態をよくすることに重点をおき、給食設備及び栄養士の充実に努め、また少年の衣服、寝具等の改善をはかった。

主なる実施事項は次のとおり。

- a 食糧表及び献立表様式を改正して、給食事務の簡素化をはかった。
- b 少年院、少年鑑別所収容少年に貸与する衣類、寝具等の制式を改正した。
- c 本年度においては、刑務所、少年刑務所及び拘置所の炊事設備を充実するため野菜の切り込みの機械化と消毒器の設備をした。
- d 食糧担当職員を栄養士をもつて充当するため、昨年に引続き各矯正管区別に栄養士国家試験準備研修を行い、栄養士有資格者を50名に達せしめた。
- e 八王子医療刑務所を中心に、矯正施設収容者の栄養及び衣服等の改善策樹立のための基礎的研究を開始した。

矯正施設における収容者栄養摂取量(1人1日当)

a 刑務所、拘置所、少年刑務所

区分	栄養成分	総蛋白質 g	動物性蛋白質 g	脂肪 g	熱量 cal	Ca mg	ビタミン			
							A iu	B <sub>1</sub> mg	B <sub>2</sub> mg	C mg
主食		58.8	—	10.2	2,259	132	10	1,890	0,517	—
副食		38.3	18.5	12.0	525	1,071	7,959	0,560	1,328	132
計		97.1	18.5	22.2	2,784	1,203	7,969	2,450	1,845	132

b 少年院

区分	栄養成分	総蛋白質 g	動物性蛋白質 g	脂肪 g	熱量 cal	Ca mg	ビタミン			
							A iu	B <sub>1</sub> mg	B <sub>2</sub> mg	C mg
主食		60.0	—	11.0	2,300	140	11	1,990	0,530	—
副食		38.2	16.3	13.6	520	1,513	5,002	0,480	1,519	90
計		98.2	16.3	24.6	2,820	2,653	5,013	2,470	2,049	90

c 少年鑑別所

区分	栄養成分	総蛋白質 g	動物性蛋白質 g	脂肪 g	熱量 cal	Ca mg	ビタミン			
							A iu	B <sub>1</sub> mg	B <sub>2</sub> mg	C mg
主食		58.6	—	10.1	2,254	131	10	1,880	0,516	—
副食		40.5	18.7	13.9	541	982	7,087	0,476	1,721	126
計		99.1	18.7	24.0	2,795	1,113	7,097	2,356	2,237	126



指紋対照による前科発見百分十年比較

昭和 28 年

種別	昭和 28 年										平均
	昭和 19 年	同 年 20	同 年 21	同 年 22	同 年 23	同 年 24	同 年 25	同 年 26	同 年 27	同 年 28	
対照数	11,374	5,870	6,538	6,946	6,232	11,082	20,455	52,426	48,589	50,538	22,005
発見数	5,167	2,854	2,846	3,228	2,651	5,557	7,236	13,127	16,044	17,266	7,597
対照百に対する前科発見数	45	48	41	46	42	50	35	25	33	34	29

指紋対照並前科発見其他十年比較

昭和 28 年

種別	昭和 28 年										平均
	昭和 19 年	同 年 20	同 年 21	同 年 22	同 年 23	同 年 24	同 年 25	同 年 26	同 年 27	同 年 28	
対照数	11,374	5,870	6,538	6,946	6,232	11,082	20,455	52,426	48,589	50,538	22,005
前科発見総数	5,259	2,892	2,999	4,125	4,584	8,614	9,279	15,035	17,255	18,310	8,835
新に受けたる原紙	26,479	23,305	26,732	53,956	54,105	41,260	34,581	29,458	25,563	23,079	33,851
廃棄原紙	1,739	784	2,275	3,359	7,139	3,965	5,808	3,349	2,044	1,722	3,218
年末現在原紙	649,068	671,589	696,046	746,643	793,609	830,904	859,677	885,786	909,305	930,662	797,328
受刑追加人員	11,676	7,091	10,519	22,290	28,022	39,059	39,619	42,102	37,504	38,947	27,682

指紋法は明治41年10月16日より施行せられ大正6年迄は懲役受刑者のみなりしも其の後禁錮受刑者を又同7年共通法施行の結果台湾及朝鮮に於て受刑せる内地人を含むこととし同13年より陸海軍刑務所に於ける受刑者昭和9年より関東局及南洋庁に於て受刑せる内地人受刑者にも施行せしめ昭和20年8月終戦後は本土受刑者のみに施行せらるるに至つた。

指紋対照及前科発見並指紋原紙取扱最近十ヶ年比較表

昭和 28 年

種別	昭和 28 年										平均	
	昭和 19 年	同 年 20	同 年 21	同 年 22	同 年 23	同 年 24	同 年 25	同 年 26	同 年 27	同 年 28		
矯正局指紋原紙整理中前科発見	92	251	160	1,698	890	4,673	1,357	4,752	2,760	11,374	5,167	5,259
刑務所より照	1,998	1,745	1,986	1,933	1,597	1,227	1,963	2,546	2,659	3,317	3,457	2,892
裁検対照	2,724	1,844	2,237	1,844	1,597	1,227	1,963	2,546	2,659	3,317	3,457	2,892
警察署より照	2,237	1,844	2,237	1,844	1,597	1,227	1,963	2,546	2,659	3,317	3,457	2,892
其の他より照	1,597	1,227	1,963	2,546	2,659	3,317	3,457	2,892	2,659	3,317	3,457	2,892
合計	11,374	5,167	5,870	6,538	6,946	11,082	20,455	52,426	48,589	50,538	22,005	8,835
指紋原紙	26,479	23,305	26,732	53,956	54,105	41,260	34,581	29,458	25,563	23,079	33,851	33,851
廃棄原紙	1,739	784	2,275	3,359	7,139	3,965	5,808	3,349	2,044	1,722	3,218	3,218
前科発見総数	5,259	2,892	2,999	4,125	4,584	8,614	9,279	15,035	17,255	18,310	8,835	8,835
受刑追加人員数	11,676	7,091	10,519	22,290	28,022	39,059	39,619	42,102	37,504	38,947	27,682	27,682



## 教育課

法務省組織令第27條

### 目的

- 1 教科教育及び特殊教育（心身に障害を有する者に対する教育，特殊能力を有する者に対する特別指導，新収容者に対する教育，釈放前の教育，作業の遂行に直接関係のない職業教育）通信教育，並びに訓練に関する事項と
- 2 厚生及び教化に関する事項とをつかさどる。

### 内容

- 1 国民の祝祭日，記念日等における教化行事を通じて収容者の自覚と反省を促し道徳心の昂揚につとめている。
- 2 外来講師を招聘して講演，講話を聴取させ教養と社会常識の涵養をはかっている。
- 3 部外宗教家による宗教講話を聴聞させ宗教的情操を養うとともに信仰心を助長している。
- 4 収容者の精神的煩悶を解決し，将来の生活設計に助言と指導とを与えるために篤志面接委員の制度を強力に推進している。
- 5 出所後の職業生活に必要な知識と技能とを修得させ且つ勤労の精神を培養するため職業教育を行つている。
- 6 教科教育は成人に対しては文盲者教育を主眼とし少年に対しては教育基本法並びに学校教育法の主旨に則つて実施している。
- 7 通信教育は昭和24年3月以来特別の指導を実施し顕著な成績をあげつつある現状で教育の機会均等の趣旨を徹底させている。
- 8 その他生活指導（レクリエーション指導を含む。）及び訓練に関する指導を行つている。

### 業務の実施事項

- 1 本年5月26日，篤志面接委員制度を制定して収容者のもつ問題の性質によつて民間篤志家の専門的知識と経験に基いた助言指導とを要請し，着々実績をあげている。
- 2 収容者に対する宗教講話は民間篤志家と各地方宗教教誨委員会の推薦による宗教家とによつて実施されているがいずれも聴聞は収容者の自由意志によるものとしている。
- 3 収容者用図書は毎四半期ごとに中央で開催する「図書審査委員会」の議決に基づいて作成した図書目録を各管区へ送付し管区ではこの目録によつて管内施設分を一括して購入の上配布している。
- 4 通信教育の受講者は年々増加の傾向にあつて本年度の受講延人員は少年1,359名，成人1,479名となつている。通信教育経営者から見た収容者の成績は一般の受講者に比して良好と認めている。因に本年度の文部省社会教育局長の受彰者は14名を算えている。
- 5 資格又は免許を取得するため理容師美容師法に基づく養成施設をそれぞれ2ヶ所及

びラジオ受信機修理技術者養成所1ヶ所を開設し職業教育を実施している。

- 6 少年院における教科教育は少年院法第4条及び第5条の趣旨に則り昭和25年に作成した教科教育指導基準案によつて義務教育の完成に重点をおいて実施しており，これの成果については指定数ヶ庁から資料の提出を求めた。
- 7 少年院における職業補導は昭和24年制定の「少年院職業補導基準」によつて実施しており原材料費と事業用器具費の充実によつて相当の成果をおさめている。
- 8 教育上の事項について昭和28年度中訓令又は通牒で指示した主な事項は次のとおりである。

通信教育実施基準の一部改正について (昭和28年3月矯正甲第330号)

収容者に対する篤志家の面接基準について (昭和28年5月 // 第614号)

受刑者の幼児の養育依託について (昭和28年7月 // 第794号)

矯正施設が理容師又は美容師の養成施設の指定について  
(昭和28年8月 // 第923号)

教化表の改正について (昭和28年12月 // 第1,341号)

### 将来の方針

- 1 受刑者に対する生活指導，並びに少年受刑者に対する教科教育に関する規程の制定
- 2 矯正図書館基準の制定
- 3 少年院における教科指導基準の制定
- 4 少年院職業補導事務規程の制定
- 5 宗教教育実施基準の制定



## (5) 保 護 局

法務省設置法（昭和22年法律第193号）第3條第1項及び第9條

### 業務の内容

保護局において所掌している業務の内容を大別すると次のとおりである。

- 1 恩赦に関する事項
- 2 仮出獄、仮出場及び仮退院に関する事項
- 3 不定期刑の終了及び退院に関する事項
- 4 保護観察に関する事項
- 5 中央更生保護審査会、地方更生保護委員会及び保護観察所に関する事項
- 6 保護司及び更生保護事業に関する事項
- 7 民間における犯罪予防活動の助長に関する事項
- 8 犯罪者及びその改善更生に関する科学的研究その他更生保護に関する事項で他の所管に属しないもの
- 9 平和条約第11条による刑の執行及び赦免等に関する法律の規定による赦免、刑の軽減、仮出所等に関する事項

これらの所掌事務は、法務省組織令（昭和27年政令第384号）の定めるところにより、保護局に分課として置かれている総務課、調査連絡課、観察課、恩赦課及び特別調査課の5課によつて、それぞれ分掌され、その具体的な事務内容については、各課において記述するところによる。

### 業務の実施状況

昭和28年度の業務目標として前年に引き続き、犯罪者予防更生法（昭和24年法律第142号）更生緊急保護法（昭和25年法律第203号）及び保護司法（昭和25年法律第204号）のより一層有効適切な運用を図るため、昭和27年8月を以て行われた行政機構改革後の地方更生保護委員会（全国高等裁判所所在地8箇所）及び保護観察所（全国地方裁判所所在地49箇所）の執務態勢を更に整備強化し、仮釈放、恩赦及び保護観察制度の適正な運営に努力するとともに、執行猶予者に対する保護観察の実施に伴う本制度の拡充発展に備え、その措置に遺漏なきを期するため、特に保護司法に定める全国52,500の保護司の教養訓練、更生緊急保護法による更生保護会の育成指導の徹底に重点を置いて、これを実施し、更生保護制度の充実強化に努力を傾注した。執行猶予者に対する保護観察制度の実施については、前年更に引き続き法案の準備を進め、2月22日第15国会に現行の刑法、刑事訴訟法、犯罪者予防更生法、更生緊急保護法に所要の改正を加え、執行猶予者に対する全面的保護観察制度の実施を規定した「刑法等の一部を改正する法律案」を提案するにいたつたが、審議未了のうちに閉会となつたため、更に6月23日同法律案を第16国会に重ねて提出した結果、8月6日同法律案の内容中初度目の執行猶予者に対する保護観察の実施規定を削除する一部修正の上可決され、同法律は、8月10日法律195号を以て公布され、11月30日政令第362号を以て公布された「刑法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令」により12月1日より実施された。なお同法案可決の際の附帯決議たる初度目の執行猶予者についても、保

護観察に付することができる適切な法案を準備し、速かに国会に提案すべきであるとの主旨に基き、保護観察制度の完璧を期するため必要とする法案の準備に着手するとともに、11月24日、25日の2日に亘り地方更生保護委員会委員長、同事務局長、保護観察所長会同を開催し、法務大臣諮問事項「成人の執行猶予者に対する保護観察制度の確立に備えて保護観察の徹底を期するため地方更生保護委員会及び保護観察所に於て考慮すべき具体的方策如何」に基き協議をなし、新制度の運営に対処する方針を指示し、保護観察機能の更に一段の強化を期した。

平和条約第11条による極東国際軍事裁判所及びその他の連合国戦争犯罪法廷により刑を科せられた者、即ち巣鴨刑務所在所者の釈放問題については、その全面釈放の促進を図るため、前年度に引き続き米、英、仏、蘭、濠、比等の関係国に対し折衝を継続しその解決に努力した結果、仏国関係在所者全員に対する減刑、比国モンテンルパ服役者の内地送還及び全員釈放、濠州国マヌス島服役者の内地送還が実現した外関係国の好意ある措置により逐次減刑、赦免、仮出所の措置が執られているが、なお全面釈放早期実現に対する熾烈な国民感情を考慮し、本問題の早期解決のため外交を通じ又は直接の事務折衝により手段を尽すとともに、在所者の適正な処遇に遺漏ないようその運営に留意し実施してきた。

以上記述した業務実施の具体的な内容については、それぞれ次に述べる事務分掌せる各課の業務実施状況の項において詳述するところによる。

なお昭和28年6月1日及び11月25日に公布の法務省令第45号及び第84号により法務省組織規程（昭和27年法務省令第18号）の一部が改正され、新たに保護局顧問及び参与の制度が設置された。保護局顧問及び参与は、保護局の所掌事務（法務省設置法第9条）のうち平和条約第11条による刑の執行及び赦免等に関する法律の規定による赦免、刑の軽減、仮出所等に関する事項（同法第9条第9号）の事務について、それぞれ保護局長の諮問に答え、又は局長に意見を述べる、いずれも非常勤である。

### イ 総 務 課

法務省組織令第29條

### 業務の内容

総務課においては、左の事務を所掌している。

- 1 地方更生保護委員会及び保護観察所に関する事項
- 2 更生保護に関する一般的企画に関する事項
- 3 更生保護に関する法令案の作成に関する事項
- 4 保護司、更生保護会及び更生保護事業に従事する職員の表彰に関する事項
- 5 保護局の所掌に係る事項で他の課の所掌に属しないもの

### 業務の実施状況

1 地方更生保護委員会及び保護観察所の管理に関し、これら各庁に於ける事務量及び事務処理状況の实情に基き、組織機構の整備充実、人員の適正能率的な配置及び任免、必要予算の編成及び配付、並びにこれらの事務運用方針に関する必要な通牒、通達を立案し、委員会及び観察所の能率的な運営に留意し実施するとともに、また必要ある時は随



時に事務監査を実施しその適正を期した。

なお各庁の運営に重要な関係のある人事並びに予算、経理の面については、立案、執行等において、それぞれ、主管部課である官房人事課及び同経理部に協力している。

2 更生保護に関する一般的企画並びに法令案の作成については、主として組織、機構等に関するものについては、当総務課に於て、その他のものについてはそれぞれ各課の所掌事務により行われているが、法令等の国会関係の手續及び公布にいたるまでの間の事務については、すべて総務課に於て掌理している。昭和28年度において保護局において立案し、または立案に参画した法令は次のとおりである。

(イ) 法律

刑法等の一部を改正する法律（昭和28年8月10日法律第195号）

(ロ) 政令

刑法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（昭和28年11月30日政令第362号）

(ハ) 省令

平和条約第11条による赦免、仮出所等に関する規則の一部を改正する省令（昭和28年1月22日法務省令第2号）

法務省組織規程の一部を改正する省令（昭和28年6月1日法務省令第45号）

(ニ) 訓令

保護観察所配置定員の改正に関する訓令（昭和28年3月31日）

3 保護司及び更生保護会職員等の更生保護事業に従事する者の表彰については、本来更生保護事業の仕事の内容は、犯罪者の改善更生という他の社会事業に比較して、極めて労苦の伴う仕事であつて、社会奉仕の精神に徹し献身従事するこれらの人々の業績は極めて広く顕彰するの必要があるため、この事業に多年に亘り従事し、その功績が特に顕著な人々につき、保護観察所長、地方更生保護委員会委員長の推選に基いて慎重に選考の上、それぞれ表彰方の手續を執つた結果褒章条例による藍綬褒章を授与された者4名、法務大臣の表彰状を授与された者14名を見、なおこの外更生保護事業に対する民間協力功労者42名に対し法務大臣より感謝状が授与された。

4 法務省の附属機関である中央更生保護審査会の庶務的事務及び更生保護事業審議会の開催及び議事の整理、同委員の任免等に関する事務をつかさどり、なお、保護司法に定める全国定数52,500名の保護司の委嘱、解嘱その他の関係手續事務を行つているほか、法務大臣又は地方更生保護委員会委員長の諮問に応じて、保護司の委嘱及び解嘱に関する意見を聞くため、法務省の附属機関として各保護観察所の所在地に設置されている保護司選考会委員の委嘱及び解嘱に関する事務を掌理している。

5 以上のほか、総務課に於ては、保護局各課事務の総合調整、職員の人事及び会計に関する事項並びに公文書類の接受、発送及び保存、官印の管守に関する事項を掌理しているほか、国会に於て採択された請願、陳情の処理、その他諸会議の準備及び手續に関する事務を処理している。

ロ 調査連絡課

法務省組織令第30條

業務の内容

- 1 犯罪者及びその改善更生に関する科学的調査研究に関する事項
- 2 更生保護に関する資料の整備に関する事項
- 3 保護司の設置区域及び組織に関する事項
- 4 更生保護会その他更生保護事業に関する事項
- 5 民間における犯罪予防活動の助長に関する事項
- 6 更生保護に関する関係各庁及び各種団体又は機関との連絡に関する事項

業務の実施状況

1 犯罪者及びその改善更生に関する科学的調査研究に関する事項

(1) 「保護観察対象者の住居及び犯罪の場所の地理的分布状況等の調査」の実施 保護観察対象者全員の犯罪時の住居所、保護観察時の住居所及び犯罪場所の分布状況を全国的に調査し、これ等の場所の地理関係を明かにし、犯罪の発生と犯罪者をめぐる地理的環境の牽連関係を科学的に分析検討して今後の保護観察ならびに犯罪予防対策の基礎資料とする目的をもつて実施した。

調査期間は、約1ヶ月とし調査報告は昭和29年3月15日までに法務省保護局に為されることになっている。

(2) 更生保護研究委託 更生保護制度の科学的運営に資するため仮釈放、保護観察、恩赦等に関する主要事項を選び出して公私の学術研究機関、専門家、権威者にその研究を委託して調査研究を実施している。

昭和28年度に委託した更生保護研究は次の通りである。

(イ) 我国におけるB・B・S運動の実証的研究

委託先 日本B・B・S連盟会長 千葉才智

(ロ) 各国のアダルト・プロベーション制度について

委託先 東京高等検察庁検事 佐藤 豁

(ハ) 覚醒剤中毒患者の治療及びその予防対策の研究

委託先 慈恵医科大学講師 竹山恒寿

2 更生保護に関する資料の整備に関する事項

(1) 「保護月報」の作成、配布 保護月報は犯罪者予防更生法等の運営、事務処理の便宜に資するため、主として保護局、地方更生保護委員会及び保護観察所の職員の執務上参考となる訓令、通牒、指示、調査、解説、資料、情報等を定期的に集録発行し、保護局管下の各庁及び関係庁、施設団体に配布している。昭和28年においては第15号乃至第17号を編集発行し、各庁に配布した。

(2) 「更生保護」の作成 保護司その他更生保護関係者の実務指導ならびに教養訓練を目的として論文、随筆、ケース研究、座談会、投稿、情報連絡事項等を収録した雑誌更生保護を昭和25年11月以降毎月編集作成し、昭和28年においては、第4巻第1号乃至



第12号を発行して全国の保護司(52,500人)その他関係者に送付した。

### 3 保護司の設置区域及び組織に関する事項

(1) 保護司の設置区域・組織 保護司は保護司法第2条の定めるところにより都道府県の区域に従って区分された全国756の保護区に設置された。

保護司の定数は52,500人。これらの保護司が統一的活動を行うため自主的な組織として各保護区ごとに保護司会が結成され、その連合組織体が各保護観察所管轄区域ごと及び各地方委員会管轄区域ごとに置かれ全国連合組織体としては全国保護司連盟が東京都に置かれている。保護司の組織体は保護観察事務及び犯罪予防活動の統一的、総合的運営に寄与するところが大である。殊に単位保護司会においては毎月1、2回の定期的会合を開いて事例研究、関係法令、手続等について討議研究を行い、これには保護観察所長、係官が出席して、指導するとともに、事務打合等にも活用している。昭和28年においては昨年の機構改革(旧少年・成人地方委員会、旧少年・成人保護観察所の一本化)に即応する保護司会の少年、成人一本化が略完全に実現されたため、保護司活動が一層強力に統一的に行われた。

(2) 保護司の研修 保護司の能力水準の全国的向上を図るため、昨年に引続き昭和28年においても保護観察と犯罪予防を更に科学的、合理的に運営する知識、手続、技術及び方法に習熟させる目的で地方ごとに保護司の実務研修を実施した。

研修生 各保護区ごとにケース・ワーカーとして最も優秀な保護司2名宛(全国総員1,512人)

期間 2日間

- 研修課目 (イ) 刑事政策における保護司の使命と任務  
(ロ) 仮釈放及び保護観察制度とその手続  
(ハ) 関係記録の記載方法  
(ニ) 保護観察の技術と方法  
(ホ) ケース・ワークの解説  
(ヘ) ケース研究  
(ト) 保護区の運営方法  
(チ) 社会福祉事業の解説

### 4 更生保護会その他更生保護事業に関する事項

更生保護会は更生緊急保護法に基き懲役、禁こ又は拘留につき刑の執行を終つた者、懲役、禁こ又は拘留につき刑の執行の免除を得た者、懲役又は禁こにつき刑の執行猶予の言渡を受け、保護観察に付されなかつた者、訴追を必要としないため公訴を提起しない処分を受けた者に対し、国の委託を受けて第2条に定める更生保護事業を営み、又犯罪者予防更生法第40条に定める応急救護の委託を受けてこれを行う民間の組織である。当課は、更生保護会の設立認可事務その他更生保護会に対する監督事務を行つている。

昭和28年には更生保護会の一般的整備充実に重点を置いて事務を行い、施設の改善、対象者に対する処遇の向上、幹部職員の高質の向上を図るため教養訓練の強化に努めるとともに更生保護会に対する国からの補助金交付の事務を行つた。

### 昭和28年末更生保護会現在数

直接更生保護会	167
連絡助成更生保護会	45
合計	212

### 昭和28年中に更生保護会に対し交付した補助金額

事務費補助金	17,589,700円
施設改善費補助金	5,754,300円
合計	23,344,000円

### 5 民間における犯罪予防活動の助長に関する事項

昭和28年においては、犯罪予防対策の樹立及び民間における犯罪予防活動の発達を促進し、援助する仕事を遂行するため、常に関係資料の蒐集、調査を行い、関係各庁、民間団体、有識者と緊密な連繫を保つて、各種の有効適切な施策を実施し、又地域社会の更生保護思想の啓蒙普及を図るため中央、地方を通じ種々の行事を行い、相当な成果を挙げる事ができた。

特に犯罪予防活動の一環として、7月1日から31日までの一ヶ月間、例年の通り「社会を明るくする運動」を社会を明るくする運動実施委員会主催、法務省主唱の下に全国的に実施した。運動期間中、中央においては、新聞、ラジオ、ポスター、リーフレット、宣伝カー行進、色紙展示即売会、講演会、映画会、愛の図書寄贈、懸賞論文募集等の各種の催しを通じ更生保護思想の啓蒙普及に努めた。

地方においては、地方委員会、保護観察所が中心となつて各地の事情に応じた特色ある催しを挙行して同様趣旨の啓蒙、普及に努めた。

### 6 更生保護に関する関係各庁及び各種団体又は機関との連絡に関する事項

昭和28年度においても当課では更生保護に関する関係各庁(最高裁判所家庭局、刑事局、厚生省児童局、省内矯正局、刑事局等)等と常に密接な連絡を保持し、更生保護に関する各種施策の樹立、実施に当つて、総合的な立場から円滑な運営が行われるよう期している。なお内閣に設置されている中央青少年問題協議会の構成員としての事務を当課において所掌し、青少年の更生保護について各省庁の理解を深めさせ、当省との連絡の緊密を図つている。

### ハ 観 察 課

法務省組織令第31條

### 所 管 事 項

- 1 保護観察に関する事項
- 2 仮出獄、仮出場及び仮退院に関する事項
- 3 不定期刑の終了及び退院に関する事項
- 4 地方更生保護委員会の決定に対する審査に関する事項
- 5 刑の執行終了者等の更生保護に関する事項



業務の実施状況

1 本28年度の保護観察業務の大きな目標は、先ず昭和27年8月1日の機構改革以来の保護観察事務体制、諸手続を整備し、保護観察を更に充実せしめ、予想される刑の執行猶予に伴う保護観察実施のための確固たる地歩を固めること、及び待望久しかつた執行猶予者保護観察制度が「刑法等の一部を改正する法律」及び「犯罪者予防更生法の一部を改正する法律」として、本年8月1日に制定、12月1日をもつて施行され、発足したことである。この新制度のための、立案、調査への参画、及び実施の円滑を期するための業務と云う二点にあつたといえる。

2 保護観察事務処理体制、諸手続の整備、充実のため、昨年に引き続いて、次の如き通牒が出された。

- (1) 引致状請求書及び引致状の様式の改正について (昭28. 1.14 保護第17号)
- (2) 引致及び留置に関する書類の様式について (昭28. 1.16 保護第40号)
- (3) 各種統計表の取扱及び一部様式の改廃について (昭28. 3. 4 保護第114号)
- (4) 保護観察の手続について (昭28. 2. 20 保護第235号)
- (5) 保護観察月表の様式並びに調製心得の一部改正について (昭28. 5. 9 保護第821号)

保護観察の実質的向上を図るため保護司の事件担当状況調査、朝鮮人対象者に対する保護観察実施状況調査、その他の調査を行い、一般的問題、特殊問題を通じて、保護観察の実態の把握に努め、指導監督の適正を期した。

右の実態把握のため、統計事務が、業務監督運営上重視されたのは勿論であるが、本年度は (1) 引致及び留置手続の適正迅速 (2) 保護観察事務の重点的処理 (3) 保護観察の解除の適切な運用 (4) 環境調査調製報告の迅速化 (5) 関係官庁との連絡の緊密化 (6) 思想的背後関係をもつ事案の取扱等に重点を置いて監督運営が推進された。

3 刑の執行猶予に伴う保護観察のための法律の立案に参画したが、この制度の円滑な運営を図るため全国保護観察所に対して、裁判所、検察庁その他関係機関との連絡協議会の開催を推奨し、報告を徴し、適宜指示を与え、その他担当保護司の選任等細部事項についても注意を与えた。11月24日開かれた地方更生保護委員会委員長、同事務局長、保護観察所長全国会同においても、事務次官、保護局長より新制度に対処すべき心得について指示注意があつた。

新制度の具体的な運営の準則として、次の通牒が出された。

- (1) 保護観察の手続及び統計表の一部改正等について (昭28. 11. 30 保護第1589号)
- (2) 引致及び留置の手続並びに引致請求書等の様式について (昭28. 11. 30 保護第1592号)

4 保護観察事務の状況については別掲統計表に示す通りであるが、事件受理数も毎年増加しており執行猶予者保護観察の実施とともに激増が予想される。(昨年度は特別恩赦等の事情により本年より件数が多かつた)。更に一例を仮出獄許可件数に対する、再犯又は遵守事項違反による仮出獄取消件数の比率を見ると、昭和25年度の7・3パーセントから昨年は0・3パーセントに激減しているように、再犯防止のため本制度の有意義なことを示しており、又着実な前進を示している。

なお地方更生保護委員会の決定に対する再審査の請求は3件で、うち1件取下、1件

棄却、1件は翌年に決定が持ちこされた。

統計表

以下主要なものを掲げる。

昭和28年度 地方更生保護委員会事務処理状況 (1) (少年+成人)

決定事項の処理状況

事件種別	受理処理		受理				処 理			未 済
	(い) 旧 受	(ろ) 新 受	(は) 計	(に) 審 理 せ ず 理	(ほ) 却 不 許 棄 可	(へ) 許 可	(と) 計	(三)		
									(未)	
1 仮出獄	(1) 職 権 (法第29条2)	325	19	344	342	—	2	344	—	
	(2) 申 請 (法第29条)	4,071	36,681	40,752	(却下) 410	2,043	33,845	36,298	4,454	
2 仮退院	(1) 職 権 (法第29条2)	—	—	—	—	—	—	—	—	
	(2) 申 請 (法第29条)	831	8,084	8,915	(却下) 204	275	7,713	8,192	723	
3 仮 出 場 (法第29条)		6	150	156	—	6	146	152	4	
4 保護観察の停止 (法第42条2第1項)		2	655	657	7	停止 せず 16	(停止) 631	654	3	
5 保護観察停止の解除 (法第42条2第6項)		1	98	99	—	—	(解除) 98	98	1	
6 保護観察停止の取消 (法第42条2第6項)		—	9	9	—	—	(取消) 9	9	—	
7 審理の開始 (法第45条第1項)	(1) 少年院への戻し 収容につき	(引致)	(引致)	(引致)	決定前 積 放 (留置) 21	—	—	(釈放) (留置) 23	(引致)	
	(2) 仮出獄の取消に つき	(引致)	(引致)	(引致)	決定前 積 放 (留置) 26	—	—	(釈放) (留置) 26	(引致)	
8 戻し収容の申請 (法第43条第1項)		3	127	130	7	(申請 せず) 13	(申請) 105	125	5	
9 仮出獄の取消 (法第44条)		49	897	946	36	(取消 せず) 44	(取消) 830	900	46	
10 退 院	(1) 在院中申請 (法第47条)	3	47	50	(却下) 1	4	43	48	2	
	(2) 仮退院中申請 (法第47条)	13	249	262	(却下) 3	11	245	259	3	
11 不定期 刑の終 了	(1) 在監中申請 (法第48条)	1	23	24	(却下) —	20	4	24	—	
	(2) 仮出獄中申請 (法第48条)	—	15	15	1	—	14	15	—	
12 総 計		5,305	47,103	52,408	1,058	2,434	43,685	47,177	5,231	